

杉並区保健福祉計画の改定について

今年度実施した「杉並区総合計画」・「杉並区実行計画」等（以下、「総合計画等」という。）の改定等により、杉並区保健福祉計画について総合計画等との整合を図る等の必要が生じたため、その範囲において内容の一部を修正する改定を行います。

1 計画改定の概要

別紙「杉並区保健福祉計画改定概要」のとおり

2 計画期間

平成30年から33年度（2018年から2021年度）

3 区民等の意見提出手続き

今回の改定は、既に区民等の意見提出手続きを経た総合計画等との整合を図るものであるため、行わないものとします。

4 今後のスケジュール（予定）

平成31年2月下旬 区公式ホームページによる計画の公表

4月以降 計画冊子の配布

杉並区保健福祉計画改定概要

1. 杉並区総合計画の改定に伴う主な修正

(1) 指標の追加

- 施策「就学前における教育・保育の充実」
指標名「認可保育所整備率」を追加

(2) 指標の変更

- 施策「いきいきと暮らせる健康づくり」
指標名「メタボリックシンドロームの該当者とその予備軍の割合」から、「特定保健指導対象者割合の減少率」へ変更

(3) 指標の目標数値の変更

- 施策「要介護高齢者の住まいと介護施設の整備」
指標名「特別養護老人ホーム確保定員」33年度目標 2,307人から 2,388人などの変更
- 施策「妊娠・出産期の支援の充実」
指標名「パパママ学級受講率」33年度目標 55%から 57%などの変更

2. 実行計画の改定に伴う主な修正

(1) 新たに計画化した保健福祉計画事業 【実マーク】

- 施策「地域福祉の充実」
事業「在宅医療・生活支援センターの開設」
- 施策「いきいきと暮らせる健康づくり」
事業「高齢期における健康づくり」
- 施策「高齢者の地域包括ケアの推進」
事業「ICTを活用した高齢者の在宅生活支モデル事業」 など

(2) 新たに計画化した保健福祉計画外の実施の追加 【30新規マーク】

- 施策「高齢者のいきがい活動の推進」・事業「高齢者のいきがい活動の推進」に、
取組「杉の樹大学」を追加
- 施策「障害者の地域生活支援の充実」・事業「発達障害者支援の充実」に、
取組「家族教室の実施」を追加 など

(3) 目標数値の変更

- 重点的に取り組む項目「重点推進テーマ1」
実績と目標「認知症サポーター養成数の推移」30,700人から 31,000人へ変更
- 施策「要介護高齢者の住まいと介護施設の整備」
指標名「救急協力員（すぎなみレスキュー）登録者数」31年度目標 3,600人から 3,500人へ変更 など

保健福祉計画修正一覧

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
1	一	表紙	杉並区保健福祉計画 平成30～33年度(2018～2021年度)	杉並区保健福祉計画 平成30～33年度(2018～2021年度) 平成30年度(2018年度)改定版
2	一	背表紙	平成30～33年度(2018～2021年度) 平成30年(2018年)3月	平成30～33年度(2018～2021年度) 平成30年度(2018年度)改定版 2019年2月
3	一	計画の改定にあたって	<p>計画の改定にあたって</p> <p>杉並区は、これまで、在宅医療体制や高齢障害者の相談体制の充実、全国初の自治体間連携による特別養護老人ホームの整備、これまでにない規模での全庁体制による保育園待機児童解消緊急対策などにより保健福祉分野における課題の解決に取り組んでまいりました。「人生100年時代」といわれるほどの「長寿国」となり、健康寿命の延伸がこれまで以上に求められるとともに、未婚率の上昇や晩婚化に伴う少子化など、この間の保健福祉分野を取り巻く環境は変化してきました。人口推計により今後の人口減少と少子高齢化の進展が確実に見込まれる中、持続可能な社会保障制度の確立が急がれています。また、家族・地域社会の変容などに伴い、既存の介護、障害、高齢、子ども分野といった縦割りの対応から分野を超えた総合的な支援づくりや、地域住民の主体的な参画による支援のしくみづくりも課題になっています。こうした課題に対応するとともに、子どもから高齢者まで、安心していきいきと暮らせる社会を区民の皆様と共に目指して歩んでいくため、区民の皆様や地域の団体などからの意見等を反映しつつ保健福祉計画を改定いたしました。今後も、保健福祉サービスが区民の皆様にきちんと届いているか、必要とされている支援は他にないかを敏感に察知し、多様化する行政需要に的確に対応しながら、基本構想の実現に向けた取組を全力で進めてまいります。</p> <p>平成30年(2018年)3月</p>	<p>計画の改定(平成30年度改定)にあたって</p> <p>本計画については、昨年度に「地域共生社会に向けた取組の充実」、「新たな社会保障の仕組みへの対応」、「保健福祉分野における安全・安心の確保のための災害等への対応」という3つに視点を立て改定し、取組を進めてきたところです。</p> <p>そうした中で、区は昨年11月に、区民等の幅広い意見を聴取しつつ、上位計画である杉並区総合計画(10年プラン)・杉並区実行計画(3年計画)等(以下、「総合計画等」という。)の改定等を行いました。このため、総合計画等との整合を図る等の必要が生じたため、今般、その範囲において本計画内容の一部を修正する改定を実施しました。</p> <p>今後とも区は、改定後の本計画の下、区民及び事業者の皆様のご理解、ご協力を得ながら、杉並区基本構想(10年ビジョン)に掲げる「健康長寿と支えあいのまち」「人を育み共につながる心豊かなまち」の実現に向けた保健福祉分野の取組を一層加速させてまいります。</p> <p>平成31年(2019年)2月</p>
4	3	<図> 下段の囲み 「杉並区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の左	なし	杉並区自殺対策計画
5	4	③計画改定の主旨	<p>区は、区政を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、昨年度実行計画(3年プログラム)を改定しました。</p> <p>保健福祉分野においても、介護保険法や社会福祉法の一部改正、成年後見制度利用促進法の制定など環境が大きく変化しています。</p> <p>生まれる前から高齢期までのあらゆるライフステージ(12ページ参照)に応じた、質の高い保健福祉サービスを的確に提供していくため、保健福祉計画を改定することとします。</p>	<p>区は、保健福祉分野を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生まれる前から高齢期までのあらゆるライフステージ(12ページ参照)に応じた、質の高い保健福祉サービスを的確に提供していくため、平成29年度に本計画を改定し、保健福祉分野の取組を進めてきました。</p> <p>そうした中で、昨年11月に本計画の上位計画である「杉並区総合計画(10年プラン)」・「杉並区実行計画(3年計画)」等の改定等により、本計画について、これらの計画との整合性を図る等の必要が生じたことから、今般、その範囲において内容の一部を修正する改定を実施することとします。</p>
6	7	【ウェルファーム杉並(天沼三丁目複合施設)の開設】 3行目	<p>平成30年春に開設する複合施設棟には、区内の在宅医療の推進や、支援が必要な区民、その世帯の複合化・複雑化した課題に対応する相談機関を支援する在宅医療・生活支援センターをはじめ、生活相談、就労支援、自立支援、子育て支援、権利擁護等の機能を集約することで、区民の生活を幅広く支える拠点とします。</p> <p>また、複合施設棟に移転する社会福祉協議会との連携を強化し、地域のボランティアや団体の活動支援の充実を図ります。</p>	<p>平成30年春に開設した複合施設棟には、区内の在宅医療の推進や、支援が必要な区民、その世帯の複合化・複雑化した課題に対応する相談機関を支援する在宅医療・生活支援センターをはじめ、生活相談、就労支援、自立支援、子育て支援、権利擁護等の機能を集約することで、区民の生活を幅広く支える拠点とします。</p> <p>また、複合施設棟内の社会福祉協議会との連携を強化し、地域のボランティアや団体の活動支援の充実を図ります。</p>

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
7	8	【健康分野】 9行目	これらの動向を踏まえ、がんによる死亡率の減少に向け、科学的根拠に基づくがん検診の実施と受診率向上の取組を進めるとともに、がん患者や家族の療養支援に向けた相談支援体制の充実を図る必要があります。	これらの動向を踏まえ、がんによる死亡率の減少に向け、がん検診について実施体制の必要な見直し、精度管理の強化、受診率向上の取組を進めるとともに、がん患者や家族の療養支援に向けた相談支援体制の充実を図る必要があります。
8	8	★取組の基本的方向 2つ目	●がんの早期発見につながるがん検診を推進します。 ●がんと診断された時からの患者と家族への療養支援を充実します。	●がんの早期発見につながるがん検診を推進します。 ●がん検診について実施体制の必要な見直しを行うとともに、精度管理を強化し、更なる検診の質の向上を図ります。 ●がんと診断された時からの患者と家族への療養支援を充実します。
9	9	★取組の基本的方向 2つ目	●在宅医療・介護の連携推進、医療ニーズに対応した特別養護老人ホームの整備、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や（看護）小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。	●在宅医療・介護の連携推進、医療ニーズに対応した特別養護老人ホームの整備、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めます。
10	11	【子ども家庭分野】	高まる保育需要に的確に対応するため、平成28年度に待機児童解消緊急対策を講じるなど、認可保育園を核とした保育施設の整備を行い、待機児童の解消に一定の成果を上げることができました。しかし、保育施設の地域偏在への対応、増加している障害のある子どもや配慮を必要とする子どもの受け入れ体制の整備、さらに、急増した保育施設の保育の質の確保が課題になっています。 今後は、保育施設を利用する子どもたちの増加に伴い想定される学童クラブの需要増にも対応する必要があります。 また、核家族化の進行や、地域の人間関係の希薄化で、育児不安を抱える保護者が増加しており、子どもに対する虐待を疑われる通告件数は、5年間で約2倍となり、問題も多様化・複雑化しています。 平成28年の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置できることとなったことも踏まえ、身近な地域での迅速かつ機動力のある児童相談体制を構築することにより、「子育てセーフティネットの充実」を図る必要があります。	平成28年の「すぎなみ保育緊急事態宣言」以降、より一層の待機児童対策に取り組んだ結果、平成30年4月に「待機児童ゼロ」を実現しました。しかし、申込者数の約4分の1が認可保育所等の入所内定に至らなかったことに加え、女性の就業率の推移等から今後も保育需要は増加する見込みであるため、引き続き認可保育所を核とした施設整備を図るとともに、保育の質の確保や障害児保育など多様な保育サービスの提供を図る必要があります。 こうした保育需要と同様に、年々増加している学童クラブの需要への対応に加え、子ども・青少年の放課後等の居場所の整備・充実が求められています。 また、児童虐待に関する相談・対応件数が年々増加するとともに、相談内容は複雑・困難化する傾向にあるため、関係機関と密接に連携・協力しながら、要保護児童等への対応を迅速・的確に実施する必要があります。
11	11	<図>子育てが地域の人に支えられていると感じる割合（%）	「■子育てが地域の人に支えられていると感じる割合（%）」	「■認可保育所の施設数・定員数の推移」
12	11	<囲み> 削除	中核園 民間保育園を含めた、地域の保育施設への定期的な訪問や、きめ細かい助言・指導を行うほか、各施設の保育に関する情報共有の場を提供する区立保育園	削除
13	11	★取組の基本的方向	●保育需要に対応した保育定員を確保するとともに、区立保育園の中核園の指定等による保育の質の維持・向上を図ります。 ●障害児指定園の拡充により、障害のある児童等への支援を充実させます。 ●小学校内への学童クラブ設置や放課後等居場所事業の推進による、児童の安全な居場所を確保します。 ●子ども家庭支援センターの地域展開等により、子育てセーフティネットを充実させます。 ●子ども・子育てプラザの整備等により、乳幼児親子の居場所の充実を図るとともに、地域全体で子どもを大切に作る環境づくりを推進します。	●「待機児童ゼロ」の継続はもちろんのこと、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できるよう、認可保育所を核とした施設整備を推進します。併せて、保育の質を確保するための取組を車の両輪として進めます。 ●障害児指定園の拡大や病児保育室を増設するなど、多様な保育サービスを提供します。 ●小学校内等への整備により、学童クラブの受入拡大を図るとともに、放課後等居場所事業等の推進により、子ども・青少年の安心・安全な居場所を提供します。 ●ひとり親家庭の自立支援を充実するほか、児童虐待対策を推進し、子育てセーフティネットの充実を図ります。 ●子ども・子育てプラザの整備等により、乳幼児親子の居場所の充実を図るとともに、地域全体で子どもを大切に作る環境づくりを推進します。
14	13	<図> 「障害者福祉分野」の3つ目	地域生活への移行促進と定着支援 成人期発達障害者支援	地域生活への移行促進と定着支援 発達障害者支援
15	19	<図> 認知症サポーター養成数の推移（人）	33年度目標値 30,700	33年度目標値 31,000

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
16	22	【具体的な取組】 1つ目 地域全体で子どもを大切にできる環境をつくります	乳幼児親子等が孤立することなく気軽に集い、交流や相談ができる子ども・子育てプラザの整備など、地域子育て支援拠点の整備・充実を図ります。（後略）	乳幼児親子等が孤立することなく気軽に集い、交流や相談ができる子ども・子育てプラザの整備など、地域子育て支援拠点等の整備・充実を図ります。（後略）
17	22	【具体的な取組】 2つ目 子どもたち一人ひとりが健やかで元気に成長できるよう支援します	乳幼児が心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健事業と連携した妊婦・乳幼児家庭への支援の充実を図ります。また、保育については、定員を適切に確保するとともに、子どもたちがのびのびと成長できる環境づくりと、質の確保・向上に力を入れます。	乳幼児が心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健事業と連携した妊婦・乳幼児家庭への支援の充実を図ります。また、保育については、 <u>必要な認可保育所等定員数を確保するとともに、子どもたちがのびのびと成長できる環境づくりと、質の確保・向上に力を入れます。</u>
18	22	【具体的な取組】 2つ目 子どもたち一人ひとりが健やかで元気に成長できるよう支援します 【取組項目】	●産後における母子支援の充実.....P121 2 ●保育の質の確保.....P132 2 ●学童クラブの整備・充実.....P141 2 ●小学生の放課後等居場所の充実.....P142 3	●産後における母子支援の充実.....P121 2 ● <u>保育施設等の整備.....P132 1</u> ●保育の質の確保.....P132 2 ●学童クラブの整備・充実.....P141 2 ●小学生の放課後等居場所の充実.....P142 3
19	22	【具体的な取組】 3つ目 子育てセーフティネットを充実します	子ども家庭支援センターの機能強化を目的として区内の各地域を所管する「地域型子ども家庭支援センター」（129ページ参照）の整備を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会と連携して作成する児童虐待対応マニュアル等を通じて、関係機関との連携ときめ細かい対応を図り虐待の未然防止や重症化予防対策の充実を図ります。 また、経済的・社会的・精神的に不安定な状況に置かれがちなひとり親家庭に対し、子育てや生活・就労など、きめ細かに自立を支援します。	子ども家庭支援センターの機能強化を目的として区内の各地域を所管する「地域型子ども家庭支援センター」（129ページ参照）の段階的な整備を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会と連携して作成した児童虐待対応マニュアル等を活用して、 <u>要保護児童等に対する関係機関との連携によるきめ細かい相談・支援を図ります。</u> また、 <u>子育てと生計の担い手という二つの役割を同時に担っているひとり親家庭に対し、子育てや生活・就労など、きめ細かに自立を支援します。</u>
20	24	【具体的な取組】 2つ目 誰もが安心して生活できる多様な住まいを整備します 【取組項目】 6つ目	●多様な住まいの確保に向けた検討(障害者)...P107 9 (5)	●多様な住まいの確保に向けた検討(障害者)...P107 9 (6)
21	25	<図> 高齢者施設の定員数の推移(人)	【33年度目標値】 500 672 2307	【33年度目標値】 291 672 2388
22	25	在宅医療の推進 <囲み> ウェルファーム杉並	特別養護老人ホーム棟(平成33年度開設予定) 診療所/訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所/障害者相談支援事業所、 看護小規模多機能型居宅介護、ショートステイ	特別養護老人ホーム棟(平成33年度開設予定) 診療所/訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所/障害者相談支援事業所、 看護小規模多機能型居宅介護事業所、ショートステイ
23	28	2. 施策を構成する事業の体系 地域福祉の充実	1. 在宅医療・生活支援センターの開設 2. 保健福祉関連人材の確保と育成 3. 地域福祉活動への参加促進の仕組みの充実 5. 子どもの貧困対策に資する総合的な支援の推進	1. <u>在宅医療・生活支援センターの開設</u> 2. <u>保健福祉関連人材の確保と育成</u> 3. <u>地域福祉活動への参加促進の仕組みの充実</u> 5. <u>子どもの貧困対策に資する総合的な支援の推進</u>
24	28	2. 施策を構成する事業の体系 いきいきと暮らせる健康づくり	6. 高齢期における健康づくり	6. <u>高齢期における健康づくり</u>
25	29	2. 施策を構成する事業の体系 高齢者の地域包括ケアの推進	7. ICTを活用した高齢者の在宅生活支援モデル事業 12. 介護保険サービスの質の向上	7. <u>ICTを活用した高齢者の在宅生活支援モデル事業</u> 12. <u>介護保険サービスの質の向上</u>
26	29	<推進する事業> 障害者の地域生活支援の充実➡日常生活の支援	13.成人期発達障害者支援の充実P09	13. <u>発達障害者支援の充実P109</u>
27	30	2. 施策を構成する事業の体系 体系図	1. 保育施設等の整備	1. <u>保育施設等の整備</u>
28	31	【現状と課題】 3つ目	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備等を図る必要があります。	削除

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
29	31	【総合計画に定めた施策の目標】 4つ目	なし	子どもたちが安全・安心に、夢と希望をもって成長できるよう、地域で子どもを支える必要な環境が整っています。
30	31	【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 3つ目	28年度実績 33年度目標 1,555人 2,100件※4	28年度実績 33年度目標 1,555件 2,100件
31	31-139	全ての【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】表の列の名称 該当ページ全て共通	31年度目標※1 33年度目標※2	31年度目標 33年度目標※1
32	31-139	全ての【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 注釈 該当ページ全て共通	※1: 実行計画最終年度 ※2: 総合計画最終年度	※1: 総合計画・実行計画最終年度
33	31	【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 注釈	※3: 地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 要介護状態にある人や自力避難が困難な人などに対し、災害時の避難等に必要な情報をあらかじめ区に登録し、災害発生時に地域住民による安否確認や避難支援に役立てるための制度 ※4: 目標を達成したことによる上方修正値	※2: 地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 要介護状態にある人や自力避難が困難な人などに対し、災害時の避難等に必要な情報をあらかじめ区に登録し、災害発生時に地域住民による安否確認や避難支援に役立てるための制度
34	32	<体系図>	1. 在宅医療・生活支援センターの開設 重 新 2. 保健福祉関連人材の確保と育成 (1) 福祉人材の確保と負担軽減策の検討 3. 地域福祉活動への参加促進の仕組みの充実 5. 子どもの貧困対策に資する総合的な支援の推進 新	1. 在宅医療・生活支援センターの開設 【実】 重 新 2. 保健福祉関連人材の確保と育成【実】 (1) 福祉人材の確保と負担軽減策の検討と推進 3. 地域福祉活動への参加促進の仕組みの充実【実】 5. 子どもの貧困対策に資する総合的な支援の推進 【実】 新
35	33-140	全ての<体系図の点線囲み> 該当ページ全て共通	実…実行計画事業及び実行計画関連事業 重…重点的に取り組む項目 新…新規事業	実…実行計画事業及び実行計画関連事業 <平成29年度保健福祉計画改定時> 重…重点的に取り組む項目 新…新規事業 <平成30年度保健福祉計画改定時> 30重…重点的に取り組む項目 30新…新規事業
36	34	1. 在宅医療・生活支援センターの開設	1. 在宅医療・生活支援センターの開設 重 新規	1. 在宅医療・生活支援センターの開設 【実】 重 新規
37	34	2. 保健福祉関連人材の確保と育成	2. 保健福祉関連人材の確保と育成 (1) 福祉人材の確保と負担軽減策の検討 また、各職場で働いている職員の負担軽減のため、ICT機器や介護ロボットなどの先進的な技術の活用について検討します。	2. 保健福祉関連人材の確保と育成【実】 (1) 福祉人材の確保と負担軽減策の検討と推進 また、介護職場で働いている職員の負担軽減のため、特別養護老人ホーム等へのICT機器や介護ロボットなどの導入支援を計画的に行っていきます。
38	35	3. 地域福祉活動への参加促進の仕組みの充実	3. 地域福祉活動への参加促進の仕組みの充実	3. 地域福祉活動への参加促進の仕組みの充実【実】
39	35	3.(3)地域支援ネットワークの推進(社会福祉協議会) 2行目	区が整備する生活支援体制を推進するとともに、地域包括支援センター(ケア24)の担当区域よりも小さな町会単位程度で、日頃から声をかけあい、支えあい、助けあえるような多世代がつながるネットワークづくり(地域づくり)のモデル的な取組について検討します。	区が整備する生活支援体制を推進するとともに、地域包括支援センター(ケア24)の担当区域よりも小さな町会単位程度で、日頃から声をかけあい、支えあい、助けあえるような多世代がつながるネットワークづくり(地域づくり)のモデル的な取組を実施します。

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
40	37	4.(3)稼働年齢層の就労支援の充実 6行目	また、平成30年4月からウェルファーム杉並内に設置される「ステップアップしごとコーナー」(後略)	また、平成30年4月にウェルファーム杉並内に設置した「ステップアップしごとコーナー」(後略)
41	37	5. 子どもの貧困対策に資する総合的な支援の推進	5. 子どもの貧困対策に資する総合的な支援の推進 新規	5. 子どもの貧困対策に資する総合的な支援の推進 新規 【実】
42	43	7.(3)常設就労相談窓口「ステップアップしごとコーナー」の設置	平成30年4月よりウェルファーム杉並内にハローワーク新宿から就労相談専門員の派遣を受け、生活保護受給者や低所得者等を対象に職業検索や就労までの支援を行う新たな就労相談窓口を設置します。	ウェルファーム杉並内に設置した就労相談窓口では、ハローワーク新宿から就労相談専門員の派遣を受け、生活保護受給者や低所得者等を対象として、職業検索や就労までの支援を行います。
43	47	【現状と課題】 2つ目	●糖尿病などの生活習慣病は、糖尿病になる可能性のある予備群からその重症度に応じて生活習慣改善の啓発を行い、早期受診と継続治療の取組を引き続き進める必要があります。がんについては、有病率の高い世代やがんの種類に応じて発症予防の啓発を行うとともに、がん検診の受診率向上の取組を進める必要があります。	●糖尿病などの生活習慣病は、糖尿病になる可能性のある予備群からその重症度に応じて生活習慣改善の啓発を行い、早期受診と継続治療の取組を引き続き進める必要があります。 ●がんについては、有病率の高い世代やがんの種類に応じて発症予防の啓発を行うとともに、がんの早期発見・早期治療のため、国の指針を踏まえた対策型がん検診を進めていく必要があります。とりわけ、肺がん検診については、「杉並区肺がん検診外部検証等委員会」の答申を受け、質の高い検診を安定的に実施していく必要があります。あわせて、プロセス指標等を把握・分析するなど精度管理を強化し、がん検診の全体の更なる質の向上を図ることが求められています。
44	47	【総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標】 2つ目	メタボリックシンドロームの該当者とその予備軍の割合 24年度実績 男性40.6% 女性11.3% 28年度実績 23.1% 31年度目標 16.8% 33年度目標 15.6%	特定保健指導対象者割合の減少率(平成20年度比) 24年度実績 22.1% 28年度実績 24.2% 31年度目標 25%以上 33年度目標 25%以上
45	47	【総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標】 注釈	※3:()内は調査年 ※4:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)内臓脂肪型肥満(内臓に脂肪が蓄積したもの)に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態のこと	※2・3:()内は調査年
46	48	<体系図> 事業 6. 高齢期における健康づくり	6. 高齢期における健康づくり	6. 高齢期における健康づくり 【実】
47	50	1.(3)受動喫煙防止対策等の推進	区民の健康を守るため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、民間事業者の理解を得て、多数の者が利用する公共的な空間における受動喫煙防止対策を強化します。民間事業者の職場における受動喫煙対策については、引き続き商店会連合会や産業協会、商工会議所等の協力を得て進めていきます。 喫煙者の禁煙の支援については、関係機関との連携のもと、適切な情報提供やサポート体制の構築を検討していきます。また、未成年者の喫煙防止対策については、喫煙などの状況を把握するとともに、学校教育と連携して児童・生徒に対して、喫煙に関する正しい知識の啓発を図ります。	区民を受動喫煙による健康影響から守るため、健康増進法の一部改正及び東京都受動喫煙防止条例を踏まえて、多数の者が利用する公共的な空間における受動喫煙防止の環境づくりを推進します。特に、区民や関係機関及び事業者の理解を得るために、電話相談窓口を設置するなど、周知、普及啓発していくとともに、飲食店等が適切な対策を取られるよう、技術的助言等を行います。 また、喫煙者の禁煙支援のため、講演会の実施など適切な情報提供を行います。あわせて未成年者の喫煙防止対策については喫煙の状況を把握するとともに、学校教育と連携して児童・生徒に対して、喫煙に関する正しい知識の啓発を図ります。

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
48	53	4. がん対策の推進	がん予防に関する知識の普及や、早期発見・早期治療のためのがん検診受診率の向上を図ります。また、がんになっても安心して在宅で療養できるよう相談体制の充実を図るとともに、がんと診断されたときからの緩和ケアの普及啓発を進めます。	生涯で2人に1人はがんになる時代に、働きながらがん治療を受ける両立支援等が重要になるため、講演会などにより知識の普及啓発を行います。また、がん検診においては、国の指針を踏まえた対策型がん検診を実施し、がん死亡率の減少を目指します。あわせて、がんになっても安心して在宅で療養できるよう相談体制の充実をはかるとともにがんと診断されたときからの緩和ケアの普及啓発を進めます。
49	54	4.(2)④ 個別受診勧奨等による精密検査受診率の向上 2行目	そのため、医療機関からの働きかけに加え、がん検診電算システムを活用して、個別受診勧奨を実施し、精密検査受診率の向上を目指します。	そのため、医療機関からの働きかけに加え、がん検診電算システムを活用して個別受診勧奨を実施し、精密検査受診率の向上を目指します。
50	54	4.(2)がん検診の推進⑤	なし	⑤ がん検診の体制整備と精度管理 「杉並区肺がん検診外部検証等委員会」の答申を踏まえ、実施医療機関への受入規模調査に基づく実施体制を見直すとともに、プロセス指標等を把握分析し精度管理を強化します。
51	55	5.(3)自殺予防対策の推進	誰も自殺に追い込まれることのないよう、関係機関と連携し予防対策を推進します。また、平成28年の自殺対策基本法の改正によって、地域の実情に合わせた実践的な取組が強化されたことから、国の自殺総合対策大綱及び東京都自殺対策計画を踏まえ区も自殺対策の計画策定に取り組みます。	国の自殺総合対策大綱及び東京都自殺対策計画を踏まえ策定する杉並区自殺対策計画に基づき、自殺対策に取り組みます。
52	56	6. 高齢期における健康づくり	6. 高齢期における健康づくり	6. 高齢期における健康づくり 【実】
53	63	【現状と課題】 2つ目	●今後加速化する少子高齢化への対応を目的に策定された、地域医療構想に基づく病院の機能分化と連携に伴い、在宅医療ニーズが急速に拡大するなど、医療提供体制の再構築が進みつつあります。かかりつけ医等による日頃の健康管理を推進するとともに、区がこれまで培ってきた地域医療連携を発展させ、区民が安心して医療を受けられる体制づくりが必要です。	●今後加速化する少子高齢化に伴い、各病院の機能分化が進み、地域医療の提供体制が大きく変化することが見込まれます。そのため、かかりつけ医等による日頃の健康管理を推進するとともに、区がこれまで培ってきた地域医療連携を発展させ、区民が安心して医療を受けられる体制づくりが必要です。
54	63	【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 2つ目	31年度目標 3,600人	31年度目標 3,500人
55	68	4.(1)今後の在宅医療・介護連携に向けた取組 4行目	とりわけ事業推進企画部会では、国保、介護、後期高齢の3つのレセプトデータを活用した、医療や介護の需要や供給に関する調査分析等を行い、(後略)	とりわけ事業推進企画部会では、国保、介護、後期高齢の3つのレセプトデータを活用した、医療や介護の需要や供給に関する調査分析等を踏まえた、(後略)
56	70	【現状と課題】 1つ目	平成21年度から開始した、高齢者の社会参加を支援する「長寿応援ポイント事業」の活動参加者数は年々増加し、主体的で多様な地域活動が行われています。	高齢者の社会参加を支援する「長寿応援ポイント事業」により、主体的で多様な地域活動が行われています。一方で、参加者が固定化している傾向にあることから、広く新規の参加者の増加を図るための見直しが必要です。
57	71	<体系図> 主な取組 1. 高齢者のいきがい活動支援	(2)いきいきクラブの活性化支援P72 (3)ゆうゆう館及び高齢者活動支援センターでの高齢者の自主的な活動の推進P72	(2)杉の樹大学 【30新】 P72 (3)いきいきクラブの活性化支援P72 (4)ゆうゆう館及び高齢者活動支援センターでの高齢者の自主的な活動の推進P72
58	72	1. 高齢者のいきがい活動支援	(2)いきいきクラブの活性化支援 (3)ゆうゆう館及び高齢者活動支援センターでの高齢者の自主的な活動の推進	(2)杉の樹大学 【30新規】 60歳以上の区民の方を生徒として募集し、地域とのかかわりが薄い方や活動に踏み出せない方も、興味を持って参加しやすい講座を実施し、高齢者のいきがい活動の支援の充実を図ります。 (3)いきいきクラブの活性化支援 (4)ゆうゆう館及び高齢者活動支援センターでの高齢者の自主的な活動の推進

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
59	74	【現状と課題】 1つ目	●高齢化がさらに進展する中、区内の高齢者の約6割の方が、医療や介護が必要になっても現在の住まいにできるだけ住み続けたいと願っています。また、5割以上の方が在宅生活を支える医療・介護サービスの充実を求めています。	●高齢化がさらに進展する中、杉並区高齢者実態調査結果(平成29年3月)では、約6割の方が、医療や介護が必要になっても現在の住まいにできるだけ住み続けたいと願っています。また、5割以上の方が在宅生活を支える医療・介護サービスの充実を求めています。
60	76	<体系図> 事業 7. ICTを活用した高齢者の在宅生活支援モデル事業	7. ICTを活用した高齢者の在宅生活支援モデル事業 重 新	7. ICTを活用した高齢者の在宅生活支援モデル事業 【実】 重 新
61	76	<体系図> 事業 12. 介護保険サービスの質の向上	12. 介護保険サービスの質の向上	12. 介護保険サービスの質の向上 【実】
62	76	<体系図> 13.(1)(看護)小規模多機能型居宅介護の拡充 P86	<体系図> 13.(1)(看護)小規模多機能型居宅介護の拡充 P86	<体系図> 13.(1)(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の拡充 P86
63	80	6. 地域の見守り体制の充実	高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう安心おたっしや訪問や高齢者緊急通報システムたすけあいネットワーク(地域の目)等により、それぞれのニーズに応じた見守り体制を充実します。	高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民生委員・地域包括支援センター(ケア24)職員による「安心おたっしや訪問」や、地域ボランティア・民間事業者による「たすけあいネットワーク(地域の目)」、「高齢者緊急通報システム」など、多様な方法で重層的な見守り体制を強化し、孤立した高齢者を必要なサービスにつなぎます。
64	81	7. ICTを活用した高齢者の在宅生活支援モデル事業	7. ICTを活用した高齢者の在宅生活支援モデル事業 重新規 高齢者でも操作が簡単な、ICT機器を活用した新たな見守り機器を高齢者世帯にモデル的に設置します。地域の高齢者サービス拠点である地域包括支援センター(ケア24)と高齢者世帯をテレビ電話やタブレットなどのICTでつなぎ、必要なときに簡単な操作で双方向のやりとりができるような仕組みを検証します。また、認知症の早期発見や在宅での生活支援等に対する効果についても検証します。	7. ICTを活用した高齢者の在宅生活支援モデル事業 【実】 重新規 ICT機器を活用した新たな見守りについて、モデル実施の状況を踏まえ、アプリケーションやロボット等の活用も視野に入れ、調査・研究を進めます。
65	85	12. 介護保険サービスの質の向上	12. 介護保険サービスの質の向上	12. 介護保険サービスの質の向上 【実】
66	85	12.(2)介護人材の確保・定着支援 3行目	また、新たに整備する介護施設等に対し、人材確保経費助成の拡充を図るとともに、職員向け宿舍の借上げ経費を助成し、介護職員の確保と定着に向けた支援を充実します。さらに、介護職員初任者研修受講料の助成や区内介護保険サービス事業所に勤務する非常勤職員の健康診断費用の一部助成を行い、介護従事者の処遇改善を図り、定着を支援します。 介護現場における従事者の負担軽減と作業効率の向上を図るため、特別養護老人ホーム等への介護ロボットやICT機器の試行的な導入支援を実施しました。導入効果を検証したうえで、今後の方向性を検討します。	また、新たに整備する介護施設等に対する人材確保経費や職員向け宿舍借上げ経費の助成のほか、外国人向けに資格取得を目指した研修を開催するなど、介護職員の確保と定着に向けた支援を充実します。さらに、介護職員初任者研修受講料の助成や区内介護保険サービス事業所に勤務する非常勤職員の健康診断費用の一部助成を行い、介護従事者の処遇改善を図り、定着を支援します。 介護現場における従事者の負担軽減と作業効率の向上を図るため、特別養護老人ホーム等への介護ロボットやICT機器の試行的な導入支援を実施しました。今後、特別養護老人ホーム等への導入の支援を計画的に行っていきます。
67	86	13. 地域密着型サービスの充実	在宅生活を支える身近な地域の拠点である「(看護)小規模多機能型居宅介護」や(後略)	在宅生活を支える身近な地域の拠点である「(看護)小規模多機能型居宅介護事業所」や(後略)
68	86	13(1)(看護)小規模多機能型居宅介護の拡充	13.(1)(看護)小規模多機能型居宅介護の拡充	13.(1)(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の拡充
69	87	【総合計画に定めた施策の目標】 1つ目	介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進んでいます。	介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進み、特に、緊急性の高い特別養護老人ホーム入所希望者については、確実な入所が可能となっています。

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
70	87	【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 1つ目 2つ目 3つ目	特別養護老人ホーム確保定員 31年度:2,187人 33年度:2,307人 認知症高齢者グループホーム定員 31年度:609人 33年度:672人 ケア付き住まい確保戸数 31年度:352戸 33年度:500戸	特別養護老人ホーム確保定員 31年度:2,136人 33年度:2,388人 認知症高齢者グループホーム定員 31年度:636人 33年度:672人 ケア付き住まい確保戸数 31年度:211戸 33年度:291戸
71	87	【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 注釈	※3:認知症高齢者グループホーム 認知症の方が、家庭的な環境の中で、一人ひとりの能力を活かし、少人数(5人から9人)で、必要な援助を受けながら共同生活を送る施設 ※4:ケア付き住まい 見守りや生活支援が必要な高齢者が安心して生活できるサービス付き高齢者向け住宅及び都市型軽費老人ホームのこと	※2:認知症高齢者グループホーム 認知症の方が、家庭的な環境の中で、一人ひとりの能力を生かし、少人数(5人から9人)のユニットごとに、必要な援助を受けながら共同生活を送る施設 ※3:ケア付き住まい 見守りや生活支援が必要な高齢者が安心して生活できるサービス付き高齢者向け住宅及び都市型軽費老人ホーム
72	88	4.(2)(看護)小規模多機能型居宅介護の拡充(再掲) P86	(2)(看護)小規模多機能型居宅介護の拡充(再掲) P86	(2)(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の拡充(再掲) P86
73	89	<囲み> 追加	なし	杉並区居住支援協議会 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第51条に基づき設置され、杉並区、不動産関連団体、社会福祉協議会等で構成された団体。
74	90	3. 特別養護老人ホーム等の整備	常時介護が必要で在宅生活が困難となった高齢者向けに、特別養護老人ホーム等の整備を推進します。	常時介護が必要で在宅生活が困難となった高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホーム等の整備を推進します。
75	90	3.(1)区内での特別養護老人ホームの整備 8行目	特別養護老人ホーム等が複合施設棟に設置する在宅医療・生活支援センター等と連携して(後略)	特別養護老人ホーム等が在宅医療・生活支援センター等と連携して(後略)
76	90	4.(1)認知症高齢者グループホームの整備	認知症の方が家庭的な環境のもと、一人ひとりの能力を活かし少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームについて、(後略)	認知症の方が家庭的な環境のもと、一人ひとりの能力を生かし少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームについて、(後略)
77	91	4.(2)(看護)小規模多機能型居宅介護の拡充(再掲) ➡86ページ	(2)(看護)小規模多機能型居宅介護の拡充(再掲) ➡86ページ	(2)(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の拡充(再掲) ➡86ページ
78	92	【現状と課題】 2つ目	障害者通所施設の利用者数が増加し、加えて利用者の高齢化・障害の重度化も進んでおり、(後略)	障害者通所施設の利用者数は増加しており、加えて利用者の高齢化・障害の重度化も進んでいることから、(後略)
79	100	【現状と課題】 1つ目	平成26年に批准した「障害者権利条約」、平成28年施行の「障害者差別解消法」により、お互いが理解し合える共生社会の実現に向けての普及啓発、(後略)	平成26年に批准した「障害者権利条約」、平成28年施行の「障害者差別解消法」により、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いが理解し合える共生社会の実現に向けての普及啓発、(後略)
80	100	【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 2つ目	33年度目標 30,000件※3	33年度目標 30,000件
81	100	【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 注釈	※3: 目標を達成したことによる上方修正値	削除
82	101	<体系図> 事業 6. 地域生活支援拠点の整備	6. 地域生活支援拠点の整備 重 新	6. 地域生活支援拠点の整備 【実】 重 新
83	101	<体系図> 事業 8. 地域の支援力強化に向けた取組の推進	8. 地域の支援力強化に向けた取組の推進	8. 地域の支援力強化に向けた取組の推進 【実】

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
84	101	<体系図> 主な取組 9. 住まいの確保支援	(5)多様な住まいの確保に向けた検討	(5)重度化・高齢化に対応したグループホームへの支援の充実【30新】 (6)多様な住まいの確保に向けた取組の推進
85	102	<体系図> 主な取組 12. 重度障害者の在宅支援サービスの実施	(3)理美容サービス (4)寝具洗濯・乾燥サービス (5)日常生活用具の給付等	(3)おむつ支給・理美容サービス等の充実 (4)日常生活用具の給付等
86	102	<体系図> 主な取組 13. 成人期発達障害者支援の充実	13. 成人期発達障害者支援の充実 (1)専門プログラムの実施 (2)社会参加のための支援(余暇活動支援)	13. 発達障害者支援の充実 (1)専門プログラムの実施 (2)社会参加のための支援(余暇活動支援) (3)家族教室の実施【30新】
87	105	6. 地域生活支援拠点の整備	6. 地域生活支援拠点の整備 重 新規	6. 地域生活支援拠点の整備【実】重 新規
88	106	8. 地域の支援力強化に向けた取組の推進	8. 地域の支援力強化に向けた取組の推進	8. 地域の支援力強化に向けた取組の推進【実】
89	107	9. 住まいの確保支援	なし	(5)重度化・高齢化に対応したグループホームへの支援の充実【30新規】 医療的ケアや個別の支援が必要な重度障害者を受け入れる障害者グループホームの運営を支援します。
90	107	9.(5)多様な住まいの確保に向けた検討	(5)多様な住まいの確保に向けた検討	(6)多様な住まいの確保に向けた検討
91	108	11.(1)重度障害者を含めた短期入所事業の拡充 2行目	特に、医療的ケアが必要な重度の障害者が、地域での短期入所施設がより利用しやすくなるよう事業者との調整を行います。また、新たに整備する障害者福祉施設等において短期入所事業を実施し、受入人数の拡大を図ります。	特に、医療的ケアが必要な重度の障害者を対象とした事業者への支援を行います。また、新たに整備する障害者福祉施設等において短期入所事業を実施し、受入人数の拡大を図ります。
92	109	12. 重度障害者の在宅支援サービスの実施	(3)理美容サービス 重度の障害により理髪店・美容院に行くことができない方のために、自宅で理髪・美容のサービスが受けられる利用券を交付し、在宅生活を支援します。 (4)寝具洗濯・乾燥サービス (5)日常生活用具の給付等	(3)おむつ支給・理美容サービス等の充実 在宅の障害者が高齢になっても、引き続き障害者サービスであるおむつの支給、理美容サービスや寝具洗濯・乾燥サービスが受けられるなど、障害者の日常生活の支援を充実します。 (4)日常生活用具の給付等
93	109	13. 成人期発達障害者支援の充実	13. 成人期発達障害者支援の充実 実	13. 発達障害者支援の充実 実
94	110	13.(1)専門プログラムの実施	障害当事者の状態像に応じて利用できる、健康教育プログラム・心理教育プログラム・職業準備プログラムを実施し、ライフスキルの獲得や集団への適応、コミュニケーションスキル・ソーシャルスキルの向上を継続的に支援します。職業準備プログラムについては就労支援の強化を図るため、プログラム内容や就労に関する関係機関との連携について検討し具体化を図ります。	発達障害者アセスメントシートを活用し、初期相談で生活上の課題などを適切に聞き取り、相談者の状況にあった専門プログラムや専門相談等に繋げます。成人期の発達障害の方については、これまで実施していた専門プログラムを見直し、更に充実した内容で実施します。合わせて、義務教育終了後の青年期の方を対象とした新たな取組を検討・実施します。
95	110	13.(3)	なし	(3)家族教室の実施【30新規】 家族の障害に対する理解、共通認識の深化、家族同士の交流による家族が抱える課題の共有・解決等を目的とする家族教室を実施します。
96	112	【現状と課題】 1つ目	核家族化による家庭の養育力の低下、地域社会のつながりの希薄化による育児の孤立、(後略)	核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化による育児の孤立、(後略)

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
97	113	<体系図> 主な取組 1.(4)	(4)ゆうキッズ事業の実施	(4)ゆうキッズ事業等の実施
98	113	<体系図> 事業 2.子育てを地域で 支えあう仕組みづく りの推進	(5)一時預かり(ひととき保育、一時保育)の拡充 (6)子育てを応援する企業・事業者の拡充のための支 援	(5)一時預かり(ひととき保育、一時保育)の実施 (6)子育てを応援する企業・事業者への支援
99	114	<囲み> 子ども・子育て支援 新制度	子ども・子育て支援新制度 平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法」に基 づき、全国の区市町村を実施主体として、就学前の教 育・保育や、地域の子ども・子育て支援の総合的推進 を図るもの	削除
100	114	1.(1)子どもセンター における利用者支 援の実施	5か所の保健センター内に設置した子どもセンター において、母子保健との連携を図りつつ、保育の利用 手続を含め、「子ども・子育て支援新制度」に基づく 「子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業(利 用者支援事業)」を実施します。	5か所の保健センター内に設置した子どもセンター において、母子保健との連携を図りつつ、保育の利用 手続を含め、「子育て支援サービスの利用相談・情 報提供(利用者支援事業)」を実施します。
101	114	1.(3)つどいの広場 の運営支援	乳幼児親子(特に0～2歳の親子)が安心して過ごせる 交流の場であり、先輩お母さんとの交流や高齢者との ふれあいにより保護者が子育ての中の気付きや子 育ての楽しさを実感できる場でもある「つどいの広場」 について、地域のNPO法人や民間事業者等の運営を 支援します。	乳幼児親子(特に0～2歳の親子)が安心して過ごせる 交流の場であり、先輩お母さんとの交流や高齢者との ふれあいにより保護者が子育ての中の気付きや子 育ての楽しさを実感できる場でもある「つどいの広 場」について、地域のNPO法人や民間事業者等の運 営を支援します。
102	114	1.(4)ゆうキッズ事 業の実施	(4)ゆうキッズ事業の実施	(4)ゆうキッズ事業等の実施
103	115	2.(2)ファミリー・サ ポート・センター事 業の実施	短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とす る人(利用会員)と、援助ができる人(協力会員)との相 互援助により行うファミリー・サポート・センター事業に ついて、保護者のニーズに応じて、より利用しやすくな るよう、協力会員数の拡大や協力会員毎の活動回数 の増加の方策について、検討していきます。	短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とす る人(利用会員)と、援助ができる人(協力会員)との相 互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センター 事業を実施します。
104	115	2.(3)子育てを応援 する企業・事業者 の拡充のための支 援 5行目	今後は子育て施策全体における公平性の観点から 応援券事業の負担の適正化を図るための見直しを行 います。	本事業については、利用実態等を踏まえ、より効率 的・効果的な事業となるよう、必要な見直し・適正化を 図ります。
105	115	2.(5)一時預かり (ひととき保育、一 時保育)の拡充	(5)一時預かり(ひととき保育、一時保育)の拡充 子ども・子育てプラザの計画的・段階的な整備に伴 い、一時預かり事業を拡充していきます。	(5)一時預かり(ひととき保育、一時保育)の実施 子ども・子育てプラザの計画的・段階的な整備に伴 い、地域のニーズに応じて、一時預かり事業を実施し ていきます。
106	115	2.(6)子育てを応援 する企業・事業者 の拡充のための支 援	(6)子育てを応援する企業・事業者の拡充のための支 援 従業員の仕事と子育ての両立を支援する先進的 な取組や、子育て支援に関する積極的な地域貢献を 行っている区内の企業・事業者の取組がより多くの企 業・事業者につながるよう広報すぎなみ・区ホームペ ージ等で、先進事例等の情報を発信します。	(6)子育てを応援する企業・事業者への支援 従業員の仕事と子育ての両立を支援する先進的 な取組や、子育て支援に関する積極的な地域貢献を 行っている区内の企業・事業者の取組を表彰すると ともに、こうした取組がより多くの企業・事業者に広がる よう広報すぎなみ・区ホームページ等で先進事例等を 情報発信します。
107	117	3.(6)区営住宅入 居の優遇と民間賃 貸住宅入居支援事 業の実施 3行目	また、民間賃貸住宅については、「高齢者等アパ ートあっせん事業」により、(後略)。	また、民間賃貸住宅については、 <u>居住支援協議会 で行っている「高齢者等アパートあっせん事業」</u> によ り、(後略)。
108	118	【現状と課題】 1つ目	核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等によ り地域において妊産婦やその家族を支える力が弱 なっています。相談・支援体制を一層整備する必要が あります。	核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等によ り地域において妊産婦やその家族を支える力が弱 くなっており、相談・支援体制を一層整備する必要が あります。
109	118	【総合計画に定め た施策指標の推移 (実績)と目標】 1つ目 2つ目	パパママ学級※3受講率 31年度目標 54% 33年度目標 55% すこやか赤ちゃん訪問率 31年度目標 99%以上 33年度目標 99%以上	パパママ学級※2受講率 31年度目標 57% 33年度目標 57% すこやか赤ちゃん訪問※3率 31年度目標 100% 33年度目標 100%

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
110	118	【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 注釈	※3:パパママ学級	※2:パパママ学級 ※3:すこやか赤ちゃん訪問 産後うつ ¹ の早期対応や育児不安の軽減のため、産後4か月までの全家庭に保健師や助産師等の専門職が訪問し、母子の健康状態や生活状況の把握、子育てに関する情報提供等を図る事業
111	119	<体系図> 1. 安心して妊娠・出産できる環境の整備	(4) 出産育児準備教室の拡充	(4) 出産育児準備教室の実施
112	120	1.(1) 特定不妊治療費の助成	高額な治療費のかかる特定不妊治療費について、経済的負担の(後略)	高額な治療費のかかる特定不妊治療費(男性不妊治療費を含む)について、経済的負担の(後略)
113	120	1.(4) 出産育児準備教室の拡充 4行目	(4) 出産育児準備教室の拡充 また、平日の参加が困難な方のために、休日の母親学級・パパママ学級を拡充します。	(4) 出産育児準備教室の実施 また、平日の参加が困難な方のために、休日の母親学級・パパママ学級を実施します。
114	121	2.(2) すこやか赤ちゃん訪問の実施 3行目	また、家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を関係機関と連携し行います。	また、家庭の状況に応じて、関係機関と連携しつつ、訪問後の継続した支援を行います。
115	121	2.(6) 乳幼児健康診査等の実施	乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等の早期発見・早期対応を図るとともに、保護者の育児不安を軽減できるように乳幼児健康診査(4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)を実施します。特に、聴力や視力の障害の早期発見・早期対応を行います。	乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等の早期発見・早期対応を図るとともに、保護者の育児不安を軽減できるように乳幼児健康診査(4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)を実施します。なお、3歳児健康診査では、区独自に視能訓練士による視力検査を加え、健康診査の精度向上を図ります。
116	123	【現状と課題】 1つ目	ひとり親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を同時に担っているため、負担が大きく、生活の場面で様々な困難に直面することがあります。	ひとり親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っているため、負担が大きく、住居、収入、子どもの養育等、様々な生活の場面で困難に直面することがあります。
117	124	<体系図> 主な取組 2.(5)	(5) ひとり親家庭等団体への支援P126	(5) 未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除みなし適用の実施【30新】
118	124	<体系図> 主な取組 6.(2) 児童相談所の区移管に向けた体制整備検討	(2) 児童相談所の区移管に向けた体制整備検討	(2) 区立児童相談所の設置に向けた検討
119	125	1.(2) 情報提供の充実	ひとり親家庭支援制度をまとめたしおりを作成し、区施設等で配布するほか、区ホームページを通じた情報提供を行い、支援を必要としているひとり親家庭への制度の周知を図ります。	ひとり親家庭支援制度をまとめたしおりを区施設等で配布するほか、区ホームページを通じた情報提供を充実し、支援を必要としているひとり親家庭への制度の周知を図ります。
120	125	2.(1) ホームヘルプサービス事業の実施	中学生以下の児童がいるひとり親家庭等でひとり親となって2年以内の場合や、親または養育者が傷病などで日常生活に支障をきたしている場合に、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供します。	中学生以下の児童がいるひとり親家庭等で親または養育者が就労、就活または修学などで日常生活に支障をきたしている場合に、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供します。
121	126	2.(5) ひとり親家庭等団体への支援	(5) ひとり親家庭等団体への支援 区内のひとり親家庭等同士が交流し、仲間づくりを行う事業に対し、実施に要する費用を助成します。	(5) 未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除みなし適用の実施【30新規】 住民税額等を基本として本人負担額や助成額を決定している区の事業について、未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除みなし適用を実施します。

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
122	126	3.(1)自立支援プログラムの策定	児童扶養手当の受給者で、自立・就業に意欲のある方に対して、子ども家庭支援センターの自立支援プログラム策定員が、個々の家庭状況に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、就労支援センター等の関係機関と連携しながら、就労に向けた就業支援を行います。	児童扶養手当の受給者で、自立・就業に意欲のある方に対して、子ども家庭支援センターの自立支援プログラム策定員が、個々の家庭状況に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、 <u>ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労支援</u> を行います。
123	127	3.(5)就業支援専門員による相談	就業支援専門員が、ハローワーク等の関係機関と連携し、ひとり親家庭の個々の状況に応じた求人情報の提供や、将来を見据えた就職・能力開発に関する相談を実施します。	就業支援専門員が、 <u>ひとり親家庭の個々の状況に応じて就職・能力開発に関する相談を実施し、母子・父子自立支援員と連携して、生活の充実と向上を図ります。</u>
124	127	支援が必要な家庭への支援の充実(事業5～7)	児童虐待に関する相談・対応件数が年々増加するとともに、相談内容は複雑・困難化する傾向にあることから、区と関係機関が密接に連携・協力しながら、虐待の未然防止策、早期発見・早期対応による重症化予防、高リスク事案への対応等、総合的な児童虐待対策を推進します。 また、地域型子ども家庭支援センターの整備を進めるとともに、児童相談所については、一時保護所の併設を視野に、設置に向けた具体的検討を進めます。	児童虐待に関する相談・対応件数が年々増加するとともに、相談内容は複雑・困難化する傾向にあることから、区と関係機関が密接に連携・協力しながら、 <u>総合的な児童虐待対策を推進します。</u> また、 <u>地域型子ども家庭支援センターの段階的な整備を進めるとともに、それらの状況を踏まえつつ、区立児童相談所の設置に向けた検討を進めます。</u>
125	128	5.(3)⑥	なし	⑥子育て寄りそい訪問事業の実施 保健・福祉サービス等を受けていない未就園児童等のある家庭を子ども家庭支援センター等の職員が訪問し、個々の状況に対応した子育て支援サービスの情報提供と相談・支援を丁寧に行う「子育て寄りそい訪問事業」を実施します。
126	128	5.(4)子どもショートステイ事業の実施①②	(4)子どもショートステイ事業の実施 保護者が病気、出産などで一時的に子ども(0歳から12歳)を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院において、宿泊により預かります。	(4)子どもショートステイ事業の実施 ①子どもショートステイ事業 保護者が病気、出産などで一時的に児童(0歳から12歳)を養育できない時に、区内の児童養護施設・乳児院において、宿泊により預かります。 ②要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業 保護者の育児困難や虐待リスクが高い等の場合に、 <u>区内の児童養護施設・乳児院において児童(0～18歳未満)を宿泊で預かり、当該児童への生活指導や発達・行動の観察とともに、その保護者に対する養育支援を行い、虐待の未然防止と親子の生活の安定を図ります。</u>
127	129	<囲み>	なし	児童相談所 児童福祉法に基づいて設置される専門の行政機関。児童に関するさまざまな相談に応じ、必要な調査・診断を基にした援助方針の下、児童・保護者・関係者に対し指導や措置等の援助を行うほか、必要に応じて子どもを家庭から離し一時保護を実施する。
128	129	6.(1)「地域型子ども家庭支援センター」の整備	児童虐待通告・相談数の増加及びケースの複雑化・多様化に対応するため、より身近な地域で関係機関と連携した支援を行うことを目的に、区内の各地域を所管する「地域型子ども家庭支援センター」を整備し、子ども家庭支援センター機能の充実を図ります。関係機関との効率的な連携ときめ細かい対応を行うことにより、児童虐待の未然防止から要保護児童等への支援まで、身近な地域において迅速かつ機動力のある切れ目のない総合的な児童相談体制を構築します。	区内の各地域を所管する地域型子ども家庭支援センター(高円寺、荻窪、高井戸の3か所)を段階的に整備し、 <u>身近な地域において、より機動的できめ細やかな要保護児童等に対する相談・支援体制を構築します。</u> なお、こうした地域型センターの整備に伴い、 <u>現在の子ども家庭支援センターは、各地域型センターを統括マネジメントする基幹型センターとして位置づけます。</u>
129	129	6.(2)児童相談所の区移管に向けた体制整備検討	(2)児童相談所の区移管に向けた体制整備検討 平成28年の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置できることとなったことにより、設置に向けた体制の整備とともに、他区の進捗状況を踏まえた設置事務の調整や人材確保・育成のための計画について、関連各課と連携し検討を行います。また児童相談所については、一時保護所の併設を視野に入れ、具体的な検討を進めます。	(2)区立児童相談所の設置に向けた検討 <u>区立児童相談所の設置については、段階的に整備する地域型子ども家庭支援センターや、必要な人材の確保・育成状況等を踏まえ、一時保護所の併設を視野に入れた検討を進めます。</u>

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
130	130	【現状と課題】 1つ目	女性の就業率の高まりを背景とした保育需要に応えるため、待機児童対策を引き続き着実に推進するとともに保育の質の維持・向上を図ります。また、成長に応じた支援を行い、小学校へつなぐ就学前教育の推進も図る必要があります。	平成28年の「すぎなみ保育緊急事態宣言」以降、より一層の待機児童対策に取り組んだ結果、平成30年4月に「待機児童ゼロ」を実現しましたが、女性の就業率の推移等から今後も保育需要は増加する見込みです。このため、「待機児童ゼロ」の継続はもちろんのこと、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できるよう、引き続き認可保育所を核とした施設整備を図るとともに、保育の質を確保する取組を進め、就学前における教育・保育サービスを適切に提供していく必要があります。
131	130	【現状と課題】 2つ目	平成29年10月、改正育児・介護休業法が施行され、育児休業が最長2歳まで取得できるようになりました。区では、育児休業の取得を望む人が適正に取得できるよう、区民や事業者への周知・啓発に取り組み、育児休業取得後の保育施設入所に不安がないよう制度面での後押しをする必要があります。	削除
132	130	【現状と課題】 3つ目	「子ども・子育て支援新制度」に基づき、多様化する保護者のニーズに応じて、就学前における教育・保育サービスを適切に提供するとともに、延長保育や病児保育、障害児保育などの多様な保育サービスの充実を図る必要があります。	子どもや保護者のニーズに対応するため、障害児保育や延長保育、病児保育などの多様な保育サービスを提供していく必要があります。
133	130	【総合計画に定めた施策の目標】 1つ目 2つ目	●保護者のニーズに応じた就学前の教育・保育サービスが提供され、子どもを産み育てながら安心して就労等ができる環境が整っています。	●認可保育所の整備が進み、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できるなど、安全・安心な就学前の教育・保育サービスが提供されています。 ●乳幼児の心身の状態や保護者の就労形態に柔軟に対応できる多様な保育サービスが提供され、全ての子どもが健やかに育ち、小学校での生活や学びへ円滑につながっています。
134	130	【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 2つ目	31年度目標 95%※3 33年度目標 95%※3	31年度目標 95% 33年度目標 95%
135	130	【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 3つ目	なし	認可保育所整備率 24年度実績 24.6%(25年4月) 28年度実績 37.3%(29年4月) 31年度目標 49.3% 33年度目標 55.3%
136	130	【総合計画に定めた施策指標の推移（実績）と目標】 注釈	※3: 目標を達成したことによる上方修正値	削除
137	131	<体系図> 事業 主な取組 1. 保育施設等の整備	1. 保育施設等の整備(実) (1) 私立保育園(認可保育所)の整備 (2) 区立保育園(認可保育所)の改築・移転整備 (3) 地域型保育事業の整備 (4) 認証保育所等の認可化への移行支援 (5) 区立子供園の改築 (6) 私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大	1. 保育施設等の整備(実)【30重】 (1) 私立保育園(認可保育所)の整備 (2) 地域型保育事業の整備 (3) 区立保育園(認可保育所)の改築・移転整備 (4) 区立子供園の改築 (5) 私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大
138	131	<体系図> 主な取組 2. (2) 中核園の指定	(2) 中核園の指定	(2) 区立保育園における中核園の指定
139	131	<体系図> 3. 多様な保育サービスの推進	(2) 延長保育の実施 (4) 緊急一時保育の実施	(2) 私立保育園における延長保育の拡充 (4) 区立保育園における緊急一時保育の実施
140	131	<体系図> 4. 就学前教育の充実	(2) 幼保小連携推進施設の指定 (3) 教育推進体制の再構築	(1) (仮称)就学前教育支援センターの整備・開設……P134 (2) 就学前教育研修の拡充……P134 (3) 幼保小連携推進校の拡大……P134

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
141	132	1. 保育施設等の整備	1. 保育施設等の整備【実】 増加が見込まれる保育需要に対応し、地域ごとの整備状況のほか、近隣地域との補完や地域ごとの整備状況を注視しながら、認可保育所を核とした保育施設の定員増に精力的に取り組めます。 民間事業者の提案による施設整備及び「杉並区区立施設再編整備計画」に基づく、施設の再編整備により生み出された施設・用地のほか、国や東京都の公有財産の有効活用等により、計画的に保育施設の整備を行います。	1. 保育施設等の整備【実】【30重】 「待機児童ゼロ」の継続に引き続き取り組むとともに、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境を整備するため、認可外保育施設の認可化移行を含め、計画的な施設整備により、認可保育所定員数を確保します。また、老朽化した区立保育園等の改築・改修を行っていきます。
142	132	1.(1) 私立保育園（認可保育所）の整備	国の設置基準を満たした認可保育所について、公有地の活用に加え、民間の力を活かした施設整備を特に整備が進んでいない地域を優先しつつ計画的に進めます。	公有地の活用を含め、私立保育園の整備を計画的に推進します。この取組を進める中で、認証保育所等運営事業者の意向等を踏まえ、認可外保育施設の認可化移行を支援していきます。
143	132	1.(2) 区立保育園（認可保育所）の改築・移転整備	(2) 区立保育園（認可保育所）の改築・移転整備 施設が老朽化した区立保育園について、公有地等も活用して計画的に改築・移転整備を行うとともに、その機会を捉えて必要に応じた受入定員の拡大を図ります。	(3) 区立保育園（認可保育所）の改築・移転整備 老朽化した区立保育園について、公有地等も活用しつつ、計画的に改築・移転整備を行うとともに、その機会を捉えて必要に応じた受入定員の拡大等を図ります。
144	132	1.(3) 地域型保育事業の整備	(3) 地域型保育事業の整備 地域型保育事業について、地域の保育需要に応じた整備を計画的に推進します。	(2) 地域型保育事業の整備 地域型保育事業について、認可外保育施設の認可化移行支援を含め、地域の保育需要に応じた整備を推進します。
145	132	1.(4) 認証保育所等の認可化への移行支援	(4) 認証保育所等の認可化への移行支援 就学前までの保育が可能となるよう増築や移転による定員増、近隣の認可保育所の分園化等、施設の状況に応じて、認可保育所への移行を運営事業者と検討します。	削除
146	132	1.(5) 区立子供園の改築	(5) 区立子供園の改築 老朽化した区立子供園について、計画的な改築を進めるとともに、その機会を捉えて幼児教育・保育環境を充実します。	(4) 区立子供園の改築 老朽化した区立子供園について、計画的な改築を進めるとともに、その機会を捉えて幼児教育・保育環境の充実を図ります。
147	132	1.(6) 私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大	(6) 私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大	(5) 私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大
148	132	2. 保育の質の確保	保育施設の量的確保は今後も継続して取り組んでいきますが、急増した保育施設（ハード面）に対し、保育の質（ソフト面）を維持しながら、さらに向上させることが重要となっています。「保育実践方針」を改定するなど、様々な方策をとりながら、保育の質の確保に力を入れて取り組めます。	計画的な整備により保育施設が急増している中、区内の全保育施設における保育の質の維持・向上を図る取組を総合的な視点から推進します。
149	133	2.(1) 保育施設の巡回相談・指導等	心理専門職や区立保育園の園長経験者が各保育施設を訪問し、保育士のスキルアップや保育内容、保育環境の向上に向けた助言や相談を行います。また、事前連絡なしの巡回訪問も行います。 このほか、私立保育園等の保育士も対象とした保育の実務研修を行います。また、区内全保育施設を対象に地域懇談会を開催し、保育施設が交流し、情報共有をしながら道後に課題の解決ができるように支援します。	心理専門職や区立保育園の園長経験者が各保育施設を定期的・継続的に訪問（事前連絡なしの訪問を含む）し、保育士のスキルアップや保育内容、保育環境の向上に向けた助言や相談を行います。 このほか、公立・私立保育園等の保育士を対象とした保育の実務研修を行うほか、区内全保育施設を対象とした地域懇談会を開催し、各保育施設間で交流及び情報共有しながら相互に課題の解決が図れるように支援します。
150	133	2.(2) 中核園の指定	(2) 中核園の指定 中核園とは、民間保育園を含めた、地域の保育施設への定期的な訪問や、きめ細かい助言・指導を行うほか、各施設の保育に関する情報共有の場を提供する区立保育園です。 区民の標準生活圏域である7地域をベースに、地域バランス等を考慮し、今後、1地域に2園程度、段階的に指定します。	(2) 区立保育園における中核園の指定 区立保育園の一部を「中核園」として位置づけ、地域における保育施設間の連携・情報共有等の促進等、保育内容の向上に向けた役割を果たします。当面は、7地域に1園ずつ指定することとし、その後の取組状況を踏まえて指定拡大等を検討していきます。

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
151	133	2.(3)保育士等の人材確保	区内私立保育園等に勤務する保育士等の人材確保と定着化を図るため、引き続き、保育士等の処遇改善に要する経費や保育士資格取得経費の一部を補助するほか、宿舍借り上げに要する家賃の補助や区の就労支援センター等と連携した就職セミナー・面接会等を実施します。	保育士等の処遇改善に要する経費の一部助成や就職相談・面接会の実施等により、引き続き、私立保育園等における保育士等の人材確保と定着化を支援します。
152	133	2.(4)保育に関する利用相談・情報提供の充実	地域子育て支援拠点として各保健センター内にある子どもセンターにおいて、身近な地域できめ細やかな保育相談や利用手続きを実施するとともに、(後略)	地域子育て支援拠点である子どもセンター(各保健センター内に開設)において、身近な地域できめ細やかな保育相談や利用手続きを実施するとともに、(後略)
153	133	3.多様な保育サービスの推進	保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身共に健全に発達できるよう、障害児保育、延長保育、病児保育、緊急一時保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身ともに健全に発達できるよう、障害児保育・延長保育・病児保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。
154	133	3.(1)障害児保育の拡充	増加している障害児保育の需要に応えるため、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、障害児指定園について、現在の区立保育園8園に加え、障害児指定園のない地域に、今後、新たに7園の区立保育園を指定します。	増加している障害児保育の需要に応えるため、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、区立保育園における障害児指定園について、現在の8園に加え、地域バランス等を考慮して、新たに7園を指定します。
155	133	3.(2)延長保育の実施	(2)延長保育の実施 保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、延長保育を実施します。 一方、保護者の勤務先にもワーク・ライフ・バランス等、適切な労働環境についての配慮を促すため、保護者の勤務先に対し就労時間の延長が必要な理由書の作成を求めます。	(2)私立保育園における延長保育の拡充 保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、私立保育園における延長保育を拡充します。
156	134	3.(4)緊急一時保育の実施	(4)緊急一時保育の実施 保護者の疾病や出産等の理由により、一時的に子どもの保育が出来なくなったとき、保護者に代わって、区立保育園が定数外で子どもを受託して保育する緊急一時保育を実施します。	(4)区立保育園における緊急一時保育の実施 保護者の疾病や出産等の理由により、一時的に子どもの保育が出来なくなった際の緊急一時保育を、区立保育園全園で実施します。
157	134	4.(1)就学前教育施設合同研修の実施	(1)就学前教育施設合同研修の実施 区内就学前教育施設(私立幼稚園、区立子供園、各保育施設等)の保育者同士や小学校教員との合同研修会等を通して、実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深めるとともに、意識を高め、小学校に続く「学びの連続性を重視した教育」を進めます。	(1)(仮称)就学前教育支援センターの整備・開設 区内全ての就学前教育施設に対する教育的支援と、保育者の育成支援を総合的・一体的に展開する拠点として(仮称)就学前教育支援センターを整備し、開設後は、発達障害児等に対する巡回支援を新たに開始するなど、関係機関と連携して、就学前教育の質の向上を図ります。
158	134	4.(2)幼保小連携推進施設の指定	(2)幼保小連携推進施設の指定 「幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」(平成26年2月策定)を踏まえ、連携推進施設として指定した区立子供園及び小学校において、接続期の指導や交流活動の工夫・改善に関する実践・検証を行い、その成果を基に、幼保小連携の一層の充実を図ります。	(2)就学前教育研修の拡充 幼児教育の充実を図る観点から、区内の就学前教育施設の保育者を対象に実施している就学前教育研修について、幼児期の特別支援教育に関する内容の更なる充実を図ります。
159	134	4.(3)教育推進体制の再構築	(3)教育推進体制の再構築 区内全ての就学前教育施設がより質の高い教育を行うことができるよう、教育推進体制を再構築し、就学前教育の一層の充実を図るため、(仮称)就学前教育支援センターを整備します。	(3)幼保小連携推進校の拡大 幼保小連携(幼児と児童の交流活動、保育者と小学校教員の連携など)を一層推進するため、「杉並区幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」に基づく取組を主体的に進める幼保小連携推進校を小学校全校に拡大します。
160	135	【現状と課題】 1つ目	医療技術の進歩等を背景に、地域で暮らす医療的ケアが必要な障害児が増加していることから、医療的ケアに対応できる未就学児対象の療育施設や就学児対象の放課後等デイサービス事業所の設置に取り組みました。	医療技術の進歩等を背景に、地域で暮らす医療的ケアが必要な障害児が増加していることから、医療的ケアに対応できる未就学児対象の療育施設や就学児対象の放課後等デイサービス事業所の確保が必要です。さらに、通所施設に通うことが困難な重症心身障害児に対する療育の実施が求められています。
161	135	【現状と課題】 2つ目	発達障害に起因して様々な課題があり、学校での支援に加え、個別に支援が必要な児童の相談が急増していることから、適切な支援先につなぐ仕組みづくりをさらに進めていくことが必要です。	発達障害児が安定した生活を送ることができるよう、療育が必要な障害児を適切な支援先につなぐことが必要です。また、所属する幼稚園や保育所、学校等との連携に取り組み、障害児とその保護者を関係機関で協力して支える仕組みを作ることが必要です。

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
162	135	【現状と課題】 3つ目	障害児通所支援事業所やその利用者が増加し、支援の質の確保が求められていることから、こども発達センターの地域支援機能を活用するなど、支援技術の向上にさらに取り組んでいくことが必要です。	障害児通所支援事業所やその利用者が増加し、支援の質の確保が求められていることから、こども発達センターの地域支援機能を活用するなどし、支援者の支援技術の向上に取り組むことが必要です。
163	136	<体系図> 主な取組 2.療育支援の充実	なし	(6)発達障害児等の療育の充実【30新】p.138 (7)発達障害児の家族等への支援の実施【30新】p.138
164	136	<体系図> 主な取組 4.(2)保育対応型児童発達支援保育料助成	(2)保育対応型児童発達支援保育料助成	(2)保育対応型児童発達支援【30新】
165	138	2.療育支援の充実 (6)	なし	(6)発達障害児等の療育の充実【30新規】 療育が必要な発達障害児等を、早期に児童発達支援事業所につなげられるよう、療育枠の確保を図ります。また、幼稚園、保育所に入園困難な障害児の療育先への通所手段を確保し、障害児とその保護者が地域で孤立しない環境をつくります。
166	138	2.(7)	なし	(7)発達障害児の家族等への支援の実施【30新規】 同じ悩みをもつ保護者等が、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学んだり、仲間をつくることなどを目的としたペアレント・プログラムを実施し、子育ての精神的負担の軽減を図ります。
167	138	4.(2)保育対応型児童発達支援保育料助成	(2)保育対応型児童発達支援保育料助成 保育対応型児童発達支援事業所を利用する医療的ケアが必要な重症心身障害児等の保護者の就労を支援するため、認証保育所に預けた場合と同程度の費用負担になるよう独自の保育料の助成を行います。	(2)保育対応型児童発達支援【30新規】 医療的ケアが必要な重症心身障害児等の保護者が、就労しながら安心して子育てができる環境を整えるため、保育士や送迎手段の確保を支援するとともに、医療的ケアが必要な障害児の保育園への円滑な移行を支援します。
168	140	<体系図> 主な取組 3.小学生の放課後等居場所の充実	(3)小学校から児童館への直接来館制度の実施(新)	削除
169	141	1.次世代育成基金の活用推進	次世代育成基金を活用して、子ども・青少年が広く社会に関心を持ち、健やかに成長できるよう、交流自治体とのこども交流やオーストラリア・ウィロビー市への海外留学、オリンピック出場経験者とのスポーツ体験等、自然・文化・芸術・スポーツなどの様々な体験・交流事業への参加を支援します。また、社会全体で子どもの成長を支援する考えの下、基金の趣旨に賛同する民間事業者から広く基金活用事業を募り、助成金を交付する「次世代育成基金活用事業助成」制度を継続し、多種多様でかつ多くの子どもが参加できる機会を創出します。	次世代育成基金を活用して、子ども・青少年が広く社会に関心を持ち、健やかに成長できるよう、自然・文化・芸術・スポーツなどの様々な体験・交流事業への参加を支援します。また、社会全体で子どもの成長を支援する考えの下、次世代育成基金活用事業助成制度に基づき、民間事業者から広く基金活用事業を募り、多種多様でかつ多くの子どもが参加できる機会を創出するとともに、基金趣旨の一層の周知と応援寄附募集の取組を推進します。
170	141	2.(1)学童クラブの整備	学童クラブは小学校内での実施を基本とし、学校改築に合わせた整備や余裕教室、敷地の一部等の活用をしています。このほか、小学生の放課後等の居場所の機能などを移転した児童館施設や、学童クラブとして活用可能なスペースが小学校に近接する場所にある場合には、これらの活用などにより、児童の安全と今後の需要に応じた育成環境を確保します。なお、それまでの間、学童クラブの需要増に対応するため、児童館施設の改修等により学童クラブ受け入れ数を拡大します。	増加する学童需要に対応するため、小学校内又は小学校に近接する場所への学童クラブの整備を進めるとともに、小学生の放課後等の居場所の機能などを移転した児童館施設を活用し、受入枠の拡大を図ります。
171	141	2.(2)利用時間の延長	保護者が安心して働きながら子育てできるよう、学童クラブの終了時間及び夏季等の学校休業期間中の開始時間の延長を、平成31年4月を目途に実施します。	保護者が安心して働きながら子育てできるよう、学童クラブの終了時間及び夏季等の学校休業期間中の開始時間の延長を実施します。

No	頁	項目等	計画（修正前）	計画（修正後）
172	142	3.(1)児童館の運営	概ね各小学校区に1か所設置している児童館において、運動、工作、読書、音楽等の自由遊びの支援や、料理、野外活動、異世代交流等の体験を広げるプログラム、地域のおまつり、伝統行事への参加等を実施し、小学生の放課後等の居場所の充実を図ります。なお今後、段階的に、身近な小学校等に小学生の居場所となる機能を移す取り組みを進めていきます。	児童館において、運動、工作、読書、音楽等の自由遊びの支援や、料理、野外活動、異世代交流等の体験を広げるプログラム、地域の伝統行事への参加等を実施し、小学生の放課後等の居場所の充実を図ります。また、全ての児童館で、あらかじめ登録した児童が、放課後に帰宅することなく学校から児童館に直接来館できる制度を実施します。なお今後、段階的に、小学生の居場所となる機能を身近な小学校等へ移転する取組を進めていきます。
173	142	3.(2)小学校内での放課後等居場所事業の実施	乳幼児親子の利用や学童クラブ入会者の増加により児童館のスペースが不足する中で、放課後や夏季等の学校休業期間中を小学校のより広い施設を活用しながら過ごす「放課後等居場所事業」を段階的に実施し、現在の児童館が果たしている小学生の居場所となる機能を継承・充実していきます。実施にあたっては、放課後子ども教室の実施者や、学校・地域関係者、子育て支援団体等と連携を図り、地域参画による事業運営を推進します。	小学生が小学校施設を活用しながら放課後を過ごす、放課後等居場所事業を段階的に展開し、子どもの健全育成支援の充実を図ります。実施に当たっては、既存の放課後子ども教室や学校・地域関係者、子育て支援団体等との連携・協働による事業運営を進めます。
174	142	3.(3)小学校から児童館への直接来館制度の実施	(3)小学校から児童館への直接来館制度の実施(新規) あらかじめ登録した児童が、放課後に帰宅することなく学校から児童館に直接来館できる制度をすべての児童館で実施します。来館に要する時間を減らすことで、児童館で過ごす時間を増やし、放課後の時間の充実を図るとともに、学校クラブ以外の多様な児童の放課後の過ごし方の選択肢を増やします。	削除
175	142	4.(2)中・高校生の新たな居場所づくり	(仮称)永福三丁目複合施設内に設置される地域コミュニティ施設及び図書館のスペースを活用し、中・高校生がいつでも気軽に集い、多様な世代と交流できる新たな居場所づくりを進めます。また、杉並第八小学校跡地で設置を検討している複合施設においても同様に活用を検討していきます。	(仮称)永福三丁目複合施設内に設置される地域コミュニティ施設及び図書館のスペースを活用し、中・高校生がいつでも気軽に集い、多様な世代と交流できる新たな居場所づくりを進めます。また、杉並第八小学校跡地で設置を検討している複合施設においても、同様の取組を検討していきます。
176	143	5.(1)地域・団体との連携による健全育成の推進	青少年の健全育成に取り組む地域団体等の活動を支援するとともに、それらの団体等との協働により、「すぎなみ舞祭」などの各種事業を実施することを通して、地域全体で青少年の健全育成を支える取組を推進します。	青少年の健全育成に取り組む地域団体等の活動を支援するとともに、それらの団体等との協働により、「すぎなみ舞祭」などの各種事業を実施することを通して、地域全体で青少年の健全育成を推進します。
177	147	1. 保健福祉計画(平成27年度～31年度)の総括	杉並区では、基本構想に掲げる「健康長寿と支えあいのまち」「人を育み共につながる心豊かなまち」の実現に向け、前保健福祉計画(平成27年度～31年度)	杉並区では、基本構想に掲げる「健康長寿と支えあいのまち」「人を育み共につながる心豊かなまち」の実現に向け、保健福祉計画(平成27年度～31年度)
178	151	N0.24 小規模多機能型居宅介護登録定員(看護含む)	小規模多機能型居宅介護登録定員(看護含む)	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所登録定員

杉並区保健福祉計画

平成30～33年度(2018～2021年度)

平成30年度(2018年度)改定版

2019年2月

杉並区

杉並区保健福祉計画

平成30～33年度(2018～2021年度)

平成30年度(2018年度)改定版



計画の改定(平成30年度改定)にあたって

本計画については、昨年度に「地域共生社会に向けた取組の充実」、「新たな社会保障の仕組みへの対応」、「保健福祉分野における安全・安心の確保のための災害等への対応」という3つに視点を立て改定し、取組を進めてきたところです。

そうした中で、区は昨年11月に、区民等の幅広い意見を聴取しつつ、上位計画である杉並区総合計画（10年プラン）・杉並区実行計画（3年計画）等（以下、「総合計画等」という。）の改定等を行いました。このため、総合計画等との整合を図る等の必要が生じたため、今般、その範囲において本計画内容の一部を修正する改定を実施しました。

今後とも区は、改定後の本計画の下、区民及び事業者の皆様のご理解、ご協力を得ながら、杉並区基本構想（10年ビジョン）に掲げる「健康長寿と支えあいのまち」「人を育み共につながる心豊かなまち」の実現に向けた保健福祉分野の取組を一層加速させてまいります。

平成31年(2019年)2月
杉 並 区

目次

第1章——総論

①保健福祉計画の目的及び位置付け	2
②基本理念	4
③計画改定の趣旨	4
④改定の視点	5
⑤計画期間等	5
⑥取り組むべき課題と取組の基本的方向	6
⑦区民のライフステージに応じた主な保健福祉サービスの展開	12

第2章——計画の内容

①重点的に取り組む項目(重点推進テーマ)	17
②施策を構成する事業の体系	28
③施策別の計画内容	31

施 策	地域福祉の充実	31
	いきいきと暮らせる健康づくり	47
	地域医療体制の充実	63
	高齢者の社会参加の支援	70
	高齢者の地域包括ケアの推進	74
	要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	87
	障害者の社会参加と就労機会の充実	92
	障害者の地域生活支援の充実	100
	地域における子育て支援の推進	112
	妊娠・出産期の支援の充実	118
	子育てセーフティネットの充実	123
	就学前における教育・保育の充実	130
	障害児支援の充実	135
	子ども・青少年の育成支援の充実	139

資料編

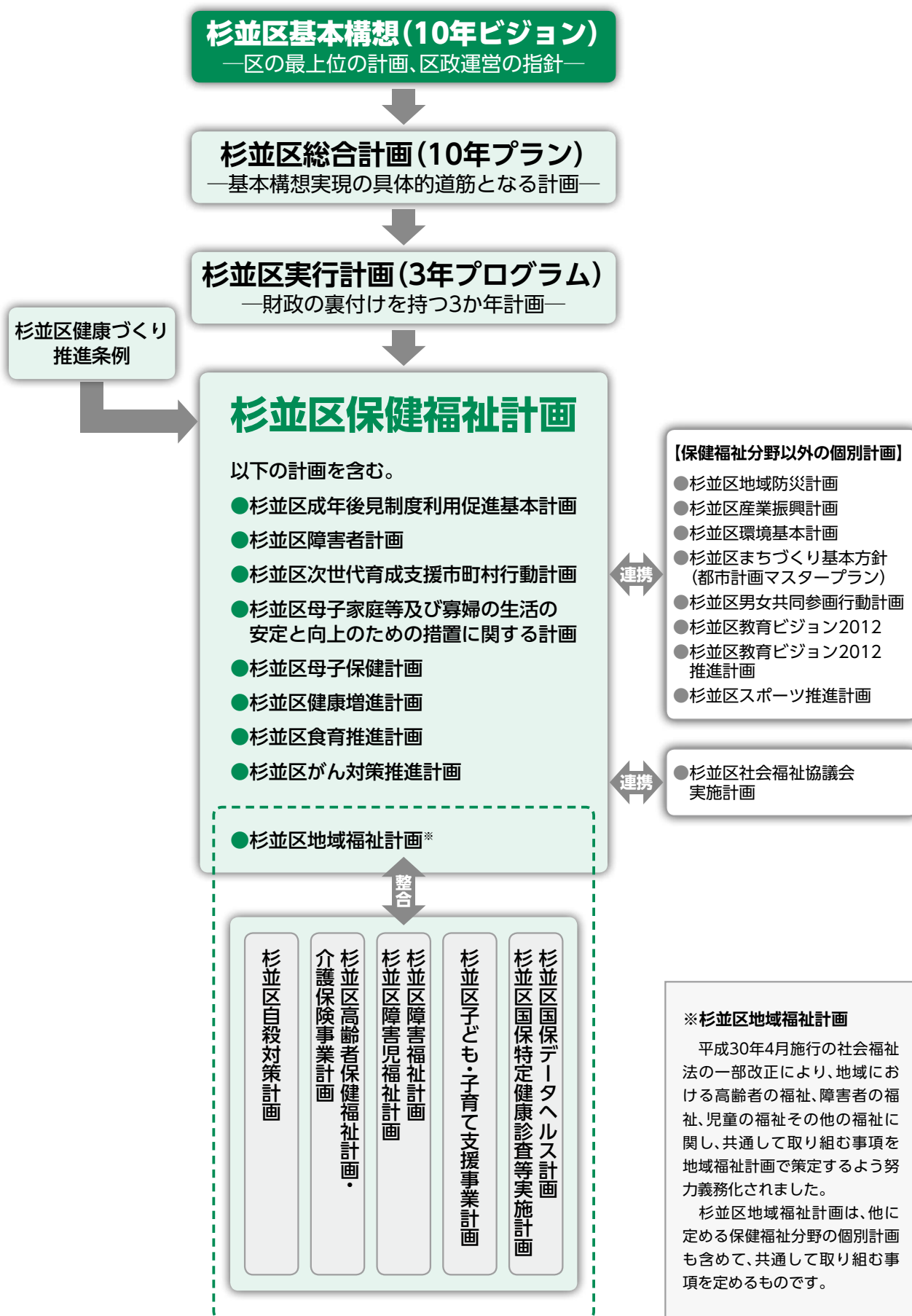
1. 保健福祉計画(平成27年度～31年度)の総括	147
2. 杉並区健康づくり推進条例の規定に基づく目標及び指標	154

第1章 総論

1 保健福祉計画の目的及び位置付け

- 「杉並区保健福祉計画」は、杉並区基本構想（10年ビジョン）に掲げる5つの目標のうち、特に「目標4 健康長寿と支えあいのまち」「目標5 人を育み共につながる心豊かなまち」の実現に向けて、総合計画及び実行計画の施策をもとに、保健福祉分野の課題を解決するため、保健・福祉・医療施策における取組の基本的な方向、施策、事業の体系等を明らかにするものです。
- 本計画には、現在の行政計画では実施規模等が確定していないものも含まれていますが、今後、行政計画改定時や予算の中に位置付けて実施すべき事業の方向性や保健福祉分野の中で優先的に推進する事業を提示するものです。
- 次の計画は、本計画の中で定めます。〈（ ）内は根拠法令等〉
 - ①杉並区地域福祉計画（社会福祉法）
 - ②杉並区成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律）
 - ③杉並区障害者計画（障害者基本法）
 - ④杉並区次世代育成支援市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）
 - ⑤杉並区母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
 - ⑥杉並区母子保健計画（母子保健計画策定指針）
 - ⑦杉並区健康増進計画（健康増進法）
 - ⑧杉並区食育推進計画（食育基本法）
 - ⑨杉並区がん対策推進計画（がん対策基本法）

●保健福祉計画とそのほかの計画との関係図



2 基本理念

本計画は、基本構想の3つの理念、「1安全・安心を確保する」「2住宅都市杉並の価値を高める」「3支えあい共につくる」を踏まえつつ、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」を保健福祉分野において、次に掲げる基本理念のもとに実現します。

(1) 人間性の尊重

すべての区民が、介護や援護を含む日常の生活のあらゆる場面で、個人の尊厳を冒されることなく、自己の意思に基づきサービスの選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。

(2) 自立の促進

すべての区民が、個々の意欲と能力に応じて主体的に社会参加し、自己実現を達成することができるように必要な支援を行い、一人ひとりの自立した生活を大切にします。

(3) 予防の重視

すべての区民が、安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、機能低下や生活困難、健康危機などのリスクを軽減する「予防」の取組を重視し、個人の多様な生活様式に対応して、生活の質の向上に努めます。

3 計画改定の趣旨

区は、保健福祉分野を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生まれる前から高齢期までのあらゆるライフステージ（12ページ参照）に応じた、質の高い保健福祉サービスを的確に提供していくため、平成29年度に本計画を改定し、保健福祉分野の取組を進めてきました。

そうした中で、昨年11月に本計画の上位計画である「杉並区総合計画（10年プラン）」・「杉並区実行計画（3年計画）」等の改定等により、本計画について、これらの計画との整合性を図る等の必要が生じたことから、今般、その範囲において内容の一部を修正する改定を実施することとします。

4 改定の視点

(1) 地域共生社会に向けた取組の充実

近年、複合化・複雑化した生活課題を抱える区民やその世帯が増えており、こうした課題を受け止める包括的な相談支援体制をつくる必要があります。

また、地域には、8050問題など、制度の狭間にあり、見えにくかった課題も存在するなど、従来の公的福祉サービスでは対応しきれない様々な課題があります。これらの課題解決に向け、多様な主体との協働や区民による支えあいの仕組みづくりを推進するための必要な見直しを行いました。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

8050問題

高齢者の親とひきこもりの50代の子の世帯等が支援につながらないまま孤立する問題

(2) 新たな社会保障の仕組みへの対応

超高齢社会の到来により、今後さらに医療費や介護費などの社会保障の負担が増大していくことが予想される中、国では、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度や介護保険制度の改正等が進められています。改定にあたっては、これらの法改正等の趣旨・内容を反映しました。

(3) 保健福祉分野における安全・安心の確保のための災害等への対応

首都直下地震が高い確率で発生することが予想されているほか、近年大きな自然災害が各地で発生しています。区民生活に重大な影響を及ぼす様々な危機等に対し、区民の生命を守り、保健福祉の視点から支援する仕組みを充実・強化するため、必要な見直しを行いました。

5 計画期間等

(1) 計画期間

計画期間は、総合計画の計画期間が平成33年度までであることを踏まえ、平成30年度から平成33年度までの4年間とします。

(2) PDCAサイクル

毎年、事業等の進捗状況の把握と効果検証を実施し、社会・経済情勢の大きな変化や国の方針など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。

6 取り組むべき課題と取組の基本的方向

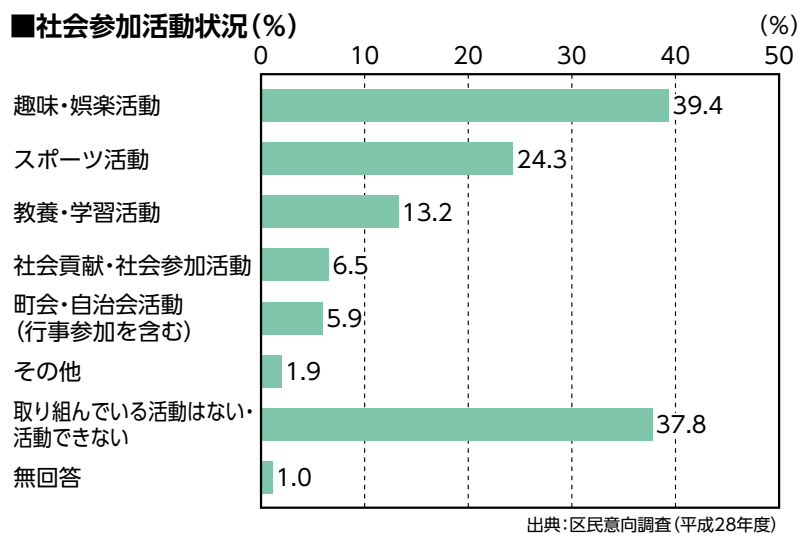
【地域福祉分野】

区ではこれまで、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、健康分野など、分野ごとに質や量の充実を図ってきました。しかしながら近年、介護と育児に同時に直面するダブルケアや、障害を持つ子と要介護の親が暮らす世帯など、分野をまたがる複合的な課題を抱える人や世帯が増えています。さらに、福祉分野に加え、精神疾患やがんなど保健医療や就労などの分野にまたがった支援を必要とする場合も増えています。

また、家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態となる「社会的孤立」、蛍光灯の交換や通院の付き添いなど、既存の制度の対象とならない身近な生活課題や、軽い認知症が疑われてはいるものの公的支援の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題などが表面化しています。こうした問題には、従来の公的な福祉サービスを充実、整備するだけでは対応できなくなってきています。

国においては、平成29年の社会福祉法の改正で、地域共生社会を推進する体制づくりが区市町村の役割として位置付けられるとともに、地域福祉計画の策定が自治体の努力義務とされました。

こうした背景を踏まえ、制度の分野を超えて包括的に対応できる相談支援体制を充実するとともに、区民や団体が地域で行っている様々な活動や、人と人がつながり、支えあう取組を支援する必要があります。同時に、社会的孤立や身近な生活課題に、地域住民による支えあいと公的な福祉サービス等を連携させて、包括的に支援する体制を整備していく必要があります。



★取組の基本的方向

- 在宅医療・生活支援センターの開設、生活困窮者等の自立支援の充実による複合的課題や在宅医療面での対応力の強化を図ります。
- 地域の支えあいによる生活支援を推進します。
- 災害時要配慮者支援を通じた地域のつながりを強化します。
- 権利擁護の仕組みや福祉サービスの質の確保等、地域福祉を支える基盤の充実を図ります。

ウェルファーム杉並(天沼三丁目複合施設)の開設

ウェルファーム杉並は、天沼三丁目に整備する複合施設棟と特別養護老人ホーム棟の2つの建物からなる複合施設です。

平成30年春に開設した複合施設棟には、区内の在宅医療の推進や、支援が必要な区民、その世帯の複合化・複雑化した課題に対応する相談機関を支援する在宅医療・生活支援センターをはじめ、生活相談、就労支援、自立支援、子育て支援、権利擁護等の機能を集約することで、区民の生活を幅広く支える拠点とします。

また、複合施設棟内の社会福祉協議会との連携を強化し、地域のボランティアや団体の活動支援の充実を図ります。

さらに、平成33年度に開設する特別養護老人ホーム棟には、診療所や訪問看護ステーション等を併設し、在宅医療・生活支援センターとの緊密な連携により、在宅医療を支える取組を充実させます。

地域の支えあいによる生活支援の推進

社会的孤立や介護保険などの制度的サービスでは対応できない、あるいは既存の制度の対象とならない身近な生活課題などを支援する、地域の支えあいによる生活支援サービスへの期待が高まっています。

例えば家事援助、外出支援サービス、見守り、交流サロンなど、地域で芽生えている支えあいによる生活支援サービスの連携の輪を拡げることで、地域で支えあう体制づくりを推進します。

生活支援サービスを行っているNPO法人や、町会、民生委員など地域の活動者で構成される生活支援体制整備連絡協議会や地域懇談会などでは、それぞれの地域に潜んでいる特有の課題を発見・共有し、課題解決のために地域でできることの検討を進めています。

地域の法人・団体等が実施している 高齢者の日常生活を支える生活支援サービス

地域の通いの場

誰もが気軽に立ち寄りお茶やおしゃべりのできるサロン、趣味活動、会食、お出かけ活動や体操を中心とした集いの場など

家事援助・生活援助

電球の交換など日常のちょっとした困りごとの手伝いから、買い物同行・代行、散歩や病院の付き添い、お話し相手、家庭内軽作業、清掃補助など

外出支援

外出が困難な方の通院や買い物、楽しみのための外出など、車（車椅子のまま乗れる車両もあり）での外出支援サービス

【健康分野】

区民の平均寿命が男女とも80歳を超えている中、区民の健康寿命の延伸に向けて、地域の関係団体や民間事業者等とも連携しながらライフステージに応じた健康づくりを進めています。

今後の更なる高齢化の進展に向けては、高齢期の心身機能の加齢変化を踏まえた生活習慣の改善を図り、弱まりつつある機能を健全な状態に戻すことを目的とした「フレイル予防」を推進する必要があります。

また平成29年度、国は、区民の死亡原因の第1位を占めるがん対策として、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実等を盛り込んだ「第3期がん対策推進基本計画（平成29年度～34年度）」

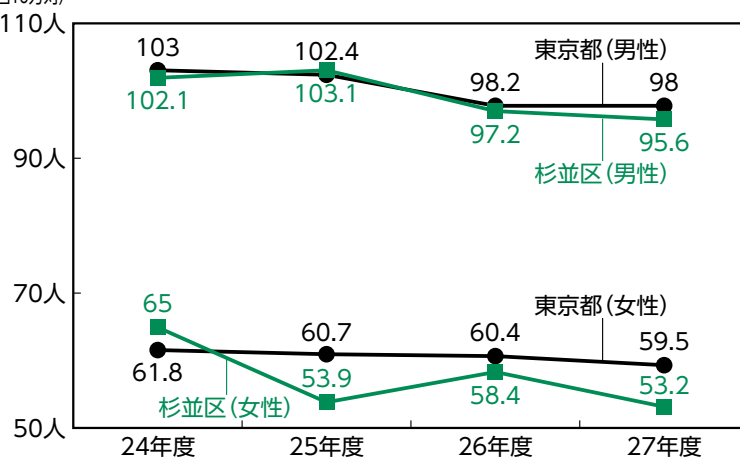
を策定しました。これらの動向を踏まえ、がんによる死亡率の減少に向け、がん検診について実施体制の必要な見直し、精度管理の強化、受診率向上の取組を進めるとともに、がん患者や家族の療養支援に向けた相談支援体制の充実を図る必要があります。さらに、国での検討が進められている精神保健福祉法改正の動向を注視しつつ、精神障害者の療養支援を充実する必要があります。

健康寿命

65歳以上の方が要介護認定（要介護2以上）を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したものの（東京保健所長会方式）

■がん死亡率の推移(人)

(人口10万対)



※がん死亡率:がんの75歳未満年齢調整死亡率(年齢構成を調整した死亡率)により算出。高齢化の影響を除去するため、75歳以上の死亡を除いている。

出典:国立がん研究センターがん情報サービス

★取組の基本的方向

- がんの早期発見につながるがん検診を推進します。
- がん検診について実施体制の必要な見直しを行うとともに、精度管理を強化し、更なる検診の質の向上を図ります。
- がんと診断された時からの患者と家族への療養支援を充実します。
- 高齢になってもいきいきと前向きに暮らし続けられるよう、フレイル予防を推進します。
- 退院後の精神障害者への療養支援を充実します。

フレイル（虚弱）

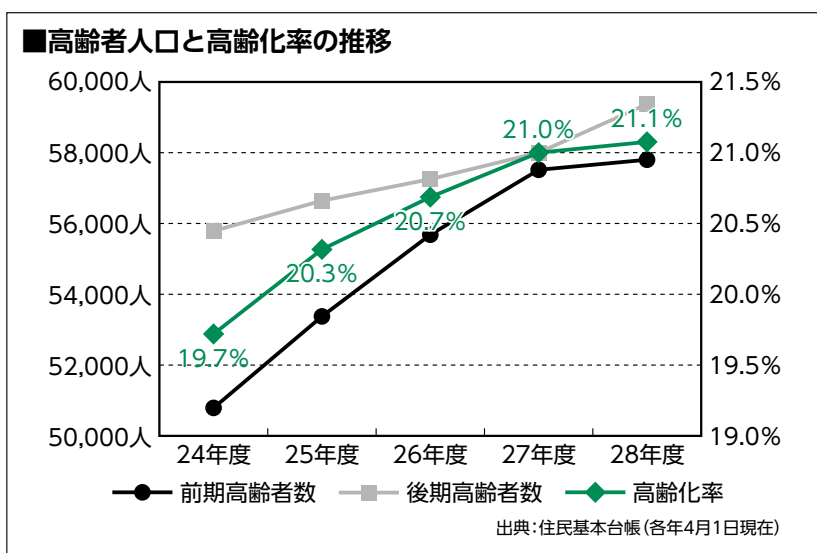
年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態。健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥る。フレイルの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、フレイルの進行を抑制したり、健康な状態に戻すことができる

【高齢者福祉分野】

団塊の世代がすべて75歳以上となる「2025年問題」と、団塊ジュニア世代が65歳以上になる「2040年問題」など、人口の高齢化は今後さらに進展することが見込まれます。平成29年には、地域包括ケアシステムを強化するため、介護保険法等が一部改正されました。

75歳以上の後期高齢者数の増加とともに要介護等認定者数は増加傾向にある中で、平成28年度に実施した区の高齢者実態調査では、約6割の方ができるだけ現在の住まいで介護サービスを受けながら住み続けたいと回答し、約3割の方が将来的には施設入所を希望しています。

住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を継続することができるよう公的なサービスの充実を図るとともに、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域の方々が支えあい、助けあいながら暮らすことができる地域づくりの取組が必要です。また、在宅医療の推進や地域密着型サービスの整備、入居系の施設等を計画的に整備していく必要があります。



★取組の基本的方向

- 高齢者のいきがい活動や多様な社会参加への支援を充実します。
- 在宅医療・介護の連携推進、医療ニーズに対応した特別養護老人ホームの整備、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めます。
- ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の生活を支援するための見守り・安否確認、日常生活支援の充実、介護負担軽減や認知症の人や家族の尊厳に配慮した取組を推進します。
- 認知症の早期発見・早期対応、相談体制の充実と訪問支援、地域の認知症の理解促進等の総合的な認知症施策を推進します。
- 要介護高齢者や世帯が抱える複合化・複雑化した課題に対応していく地域づくりを推進します。
- 高齢者の生活ニーズに合った住まいの確保と入居系施設の整備を図ります。
- 自立支援・重度化防止や介護給付の適正化、介護人材の確保と資質向上に向けて、保険者機能の強化を図ります。

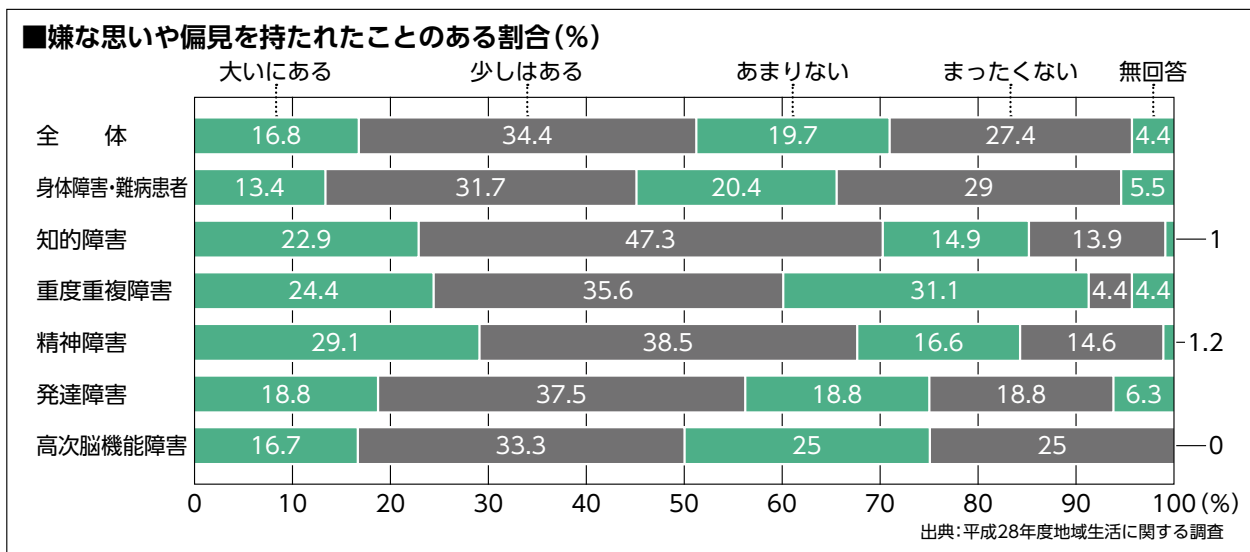
【障害者福祉分野】

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。区では、これまでも障害者の権利擁護の普及啓発に取り組んできました。しかし、平成28年に実施した障害者への地域生活に関する調査では、依然半数以上の方が障害に対する偏見を感じているという結果が示されたこともあり、これまで以上に、障害を理由とする差別のない地域社会を形成するための一層の取組が求められています。

平成28年に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」により、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者に対する介護保険サービスの円滑な利用の促進などの見直しが行われました。

このため区では、障害に対する理解や配慮に関する取組を促進し、住み慣れた地域で障害者が暮らし続けられるよう、社会活動や就労の場を広げるとともに、生活の基盤である住まいの確保と支援を行っていく必要があります。

今後、障害福祉計画・障害児福祉計画とあわせて「皆が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域社会」を共通の基本理念として、障害のある人とない人とが共に、人格と個性を尊重し支えあう地域づくりを進めていく必要があります。



★取組の基本的方向

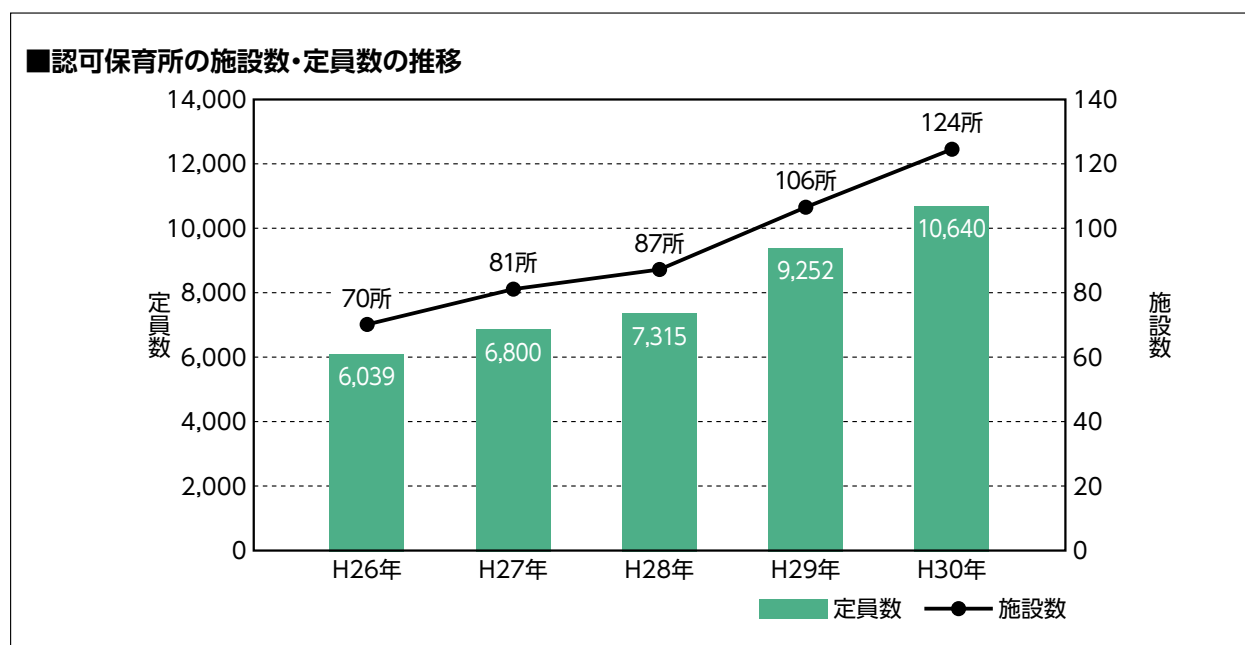
- 障害者の差別の解消など住み慣れた地域で、自分らしく暮らすための取組を促進します。
- 的確な相談の実施など障害者一人ひとりに合わせ、その人の力を引き出す支援を充実します。
- 教育・福祉・医療・雇用等の分野の枠にとらわれず、地域が一体となり、切れ目のない支援を行える仕組みをつくりまします。

【子ども家庭分野】

平成28年の「すぎなみ保育緊急事態宣言」以降、より一層の待機児童対策に取り組んだ結果、平成30年4月に「待機児童ゼロ」を実現しました。しかし、申込者数の約4分の1が認可保育所等の入所内定に至らなかったことに加え、女性の就業率の推移等から今後も保育需要は増加する見込みであるため、引き続き認可保育所を核とした施設整備を図るとともに、保育の質の確保や障害児保育など多様な保育サービスの提供を図る必要があります。

こうした保育需要と同様に、年々増加している学童クラブの需要への対応に加え、子ども・青少年の放課後等の居場所の整備・充実が求められています。

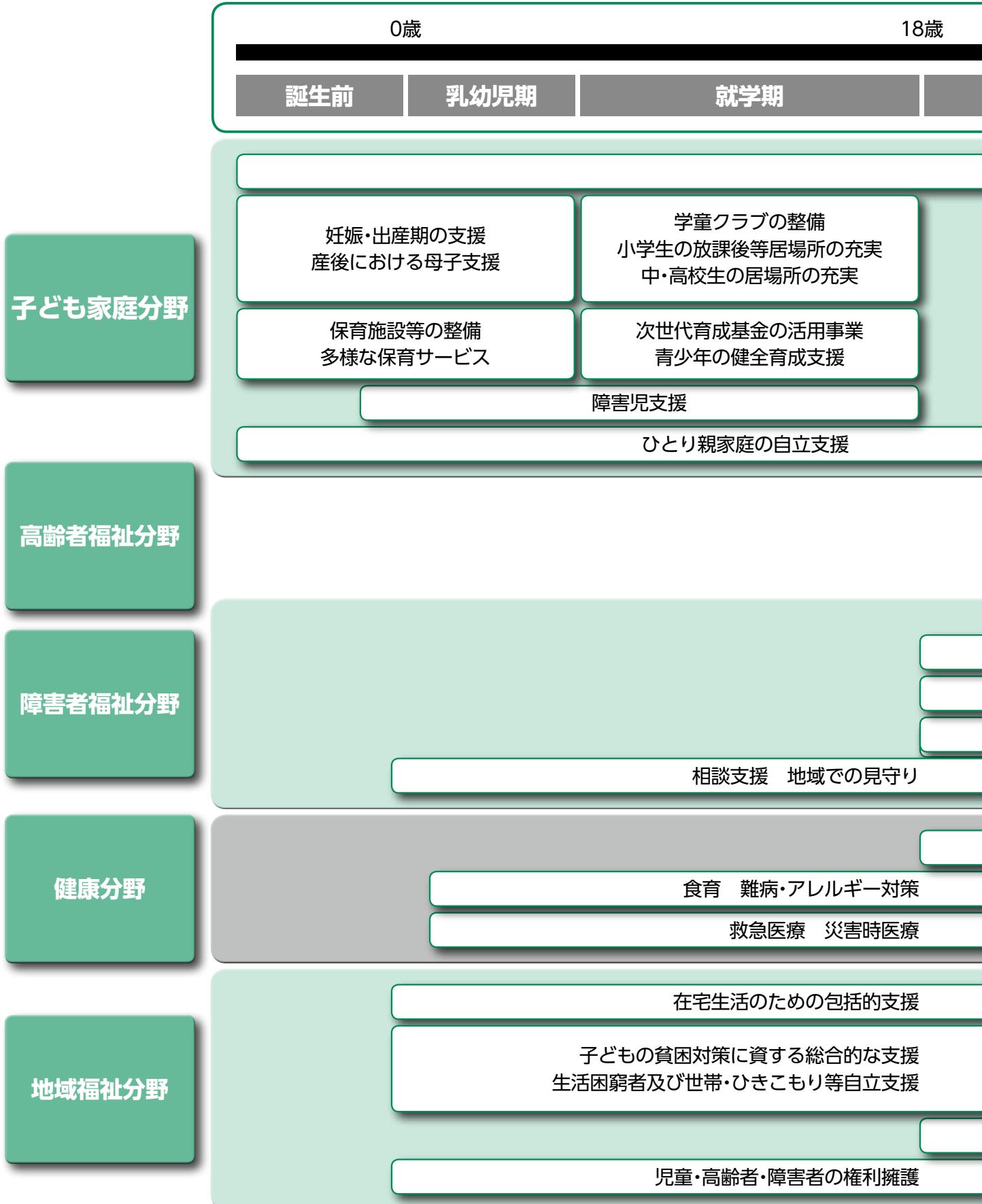
また、児童虐待に関する相談・対応件数が年々増加するとともに、相談内容は複雑・困難化する傾向にあるため、関係機関と密接に連携・協力しながら、要保護児童等への対応を迅速・的確に実施する必要があります。



★取組の基本的方向

- 「待機児童ゼロ」の継続はもちろんのこと、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できるよう、認可保育所を核とした施設整備を推進します。併せて、保育の質を確保するための取組を車の両輪として進めます。
- 障害児指定園の拡大や病児保育室を増設するなど、多様な保育サービスを提供します。
- 小学校内等への整備により、学童クラブの受入拡大を図るとともに、放課後等居場所事業等の推進により、子ども・青少年の安心・安全な居場所を提供します。
- ひとり親家庭の自立支援を充実するほか、児童虐待対策を推進し、子育てセーフティネットの充実を図ります。
- 子ども・子育てプラザの整備等により、乳幼児親子の居場所の充実を図るとともに、地域全体で子どもを大切にする環境づくりを推進します。

7 区民のライフステージに応じた主な保健福祉サービスの展開



65歳

青年・壮年期

高齢期

地域子育て支援拠点等の整備

高齢者のいきがい活動支援
長寿応援ポイント事業

認知症対策 地域包括ケア

地域の支えあいによる生活支援
地域の見守り 家族介護者支援

介護保険事業の円滑な運営

ケア付き住まいの整備
特別養護老人ホーム等の整備
認知症高齢者グループホーム等の整備

高齢障害者の相談支援

重度障害者通所施設 障害者通所施設 障害者グループホームの整備

障害者の就労促進 多様な職場体験 職場定着支援 障害者施設の工賃アップ

地域生活への移行促進と定着支援 発達障害者支援

障害者の移動のための支援 文化・スポーツ活動

区民健康づくり 心の健康づくり 生活習慣病予防 がん対策

食の安全対策 環境衛生の確保

在宅医療 予防接種

地域福祉活動への参加促進の仕組みの充実

生活保護受給者等支援 住宅確保要配慮者への支援
災害時要配慮者対策

成年後見制度 苦情調整委員制度 家庭内、配偶者、パートナー間の暴力対策

児童・高齢者・障害者の虐待防止

第2章 計画の内容

1 重点的に取り組む項目（重点推進テーマ）

重点推進テーマは、基本構想に掲げる「健康長寿と支えあいのまち」「人を育み共につながる心豊かなまち」の実現に向け、従来の取組をより一層充実・加速化すべきもの、法改正の動きなどに対応して新たに取り組むべきもののうち、本計画期間中、**戦略的・組織横断的に対応すべき項目**を明らかにしたものです。

健康、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、地域福祉といった幅広い分野から5つのテーマを定め、組織を超えた切れ目のない取組をきめ細かに推進することで、子どもから高齢者まで、安心して健やかに暮らし続けられる杉並区を目指します。

- テーマ 1** 身近な地域で相談でき、地域で支えあう仕組みづくりを加速します
- テーマ 2** 心とからだの健康づくりと自分らしい暮らしの実現を応援します
- テーマ 3** 未来を担う子どもの育ちを支えます
- テーマ 4** 多様な住まいを確保し、日常生活を支援します
- テーマ 5** 災害に備えた体制づくりを支援・推進し、区民の安全を確保します

テーマ
1

身近な地域で相談でき、地域で支えあう 仕組みづくりを加速します

これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や制度の「支え手」「受け手」という関係を超えて、区民や事業者、地域の活動団体が、主体的に地域に潜んだ課題を発見・解決するとともに、誰もが地域で役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の仕組みづくりを進めます。

具体的な取組

●複合的な課題にも円滑に対応できるよう、相談支援体制を充実します

身近な生活課題には、子どものこと、高齢者のこと、障害のこと、健康のこと、経済的なことなど様々なものがあります。本人や家族に加え、地域の中で課題に気づいた人が気軽に各相談機関に相談でき、複合的な課題や制度の狭間にあるような課題についても円滑に適切な支援が受けられるよう、新たに在宅医療・生活支援センターを開設し、医療も含め分野を超えたネットワークや専門的知見を活用して、各相談機関を後方支援します。こうした相談支援体制を取ることで、各相談機関での対応力を高めます。

取組項目

- 在宅医療・生活支援センターの開設……………P34 1
- 民生委員・児童委員の地域活動支援……………P35 2 (2)
- 生活困窮者・世帯及びひきこもり等の自立支援の推進……………P36 4
- 心の健康相談の充実……………P54 5 (2)
- 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化……………P78 2 (1)
- 相談支援体制の充実（障害者）……………P104 5
- 地域生活支援拠点の整備（障害者）……………P105 6

●誰もが役割をもち、共に支えあう地域づくりを進めます

地域には、子どもから高齢者まで様々な世代、それぞれ異なる知識や経験をもつ人が暮らしています。それぞれの人が地域の一員として、興味があることや得意なことなど、少しのことであっても自分ができる範囲での役割を持ち、役割を持った人のつながりを拡げるためのきっかけをつくることで、地域に暮らす人と人とが支えあう地域づくりを進めます。

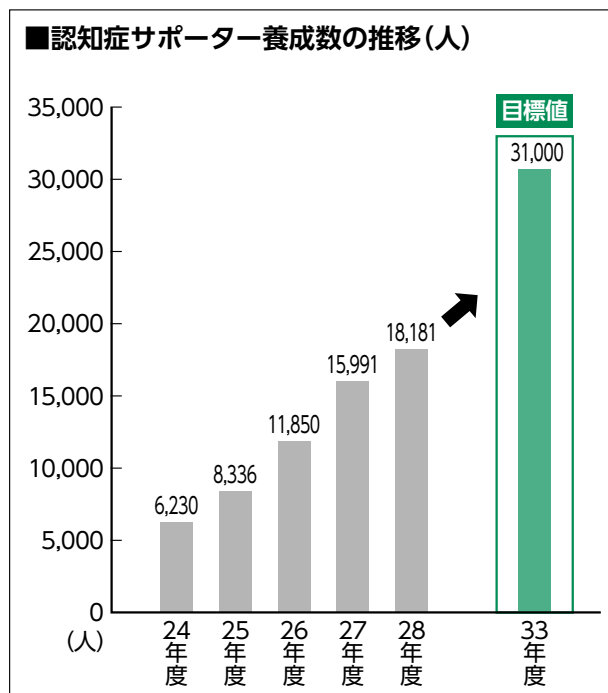
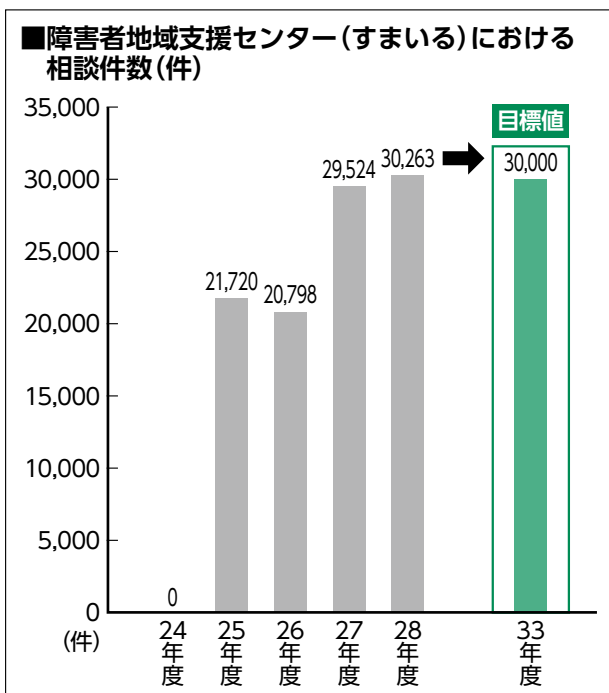
取組項目

- 地域人材の育成……………P35 3 (1)
- 地域支援ネットワークの推進（杉並区社会福祉協議会）……………P35 3 (3)
- 認知症の早期発見・早期対応の取組の推進……………P77 1 (1)
- 地域の支えあいによる生活支援の推進（生活支援体制整備）……………P80 5
- たすけあいネットワーク（地域の目）……………P81 6 (4)
- 地域子育てネットワーク事業の実施……………P114 1 (5)

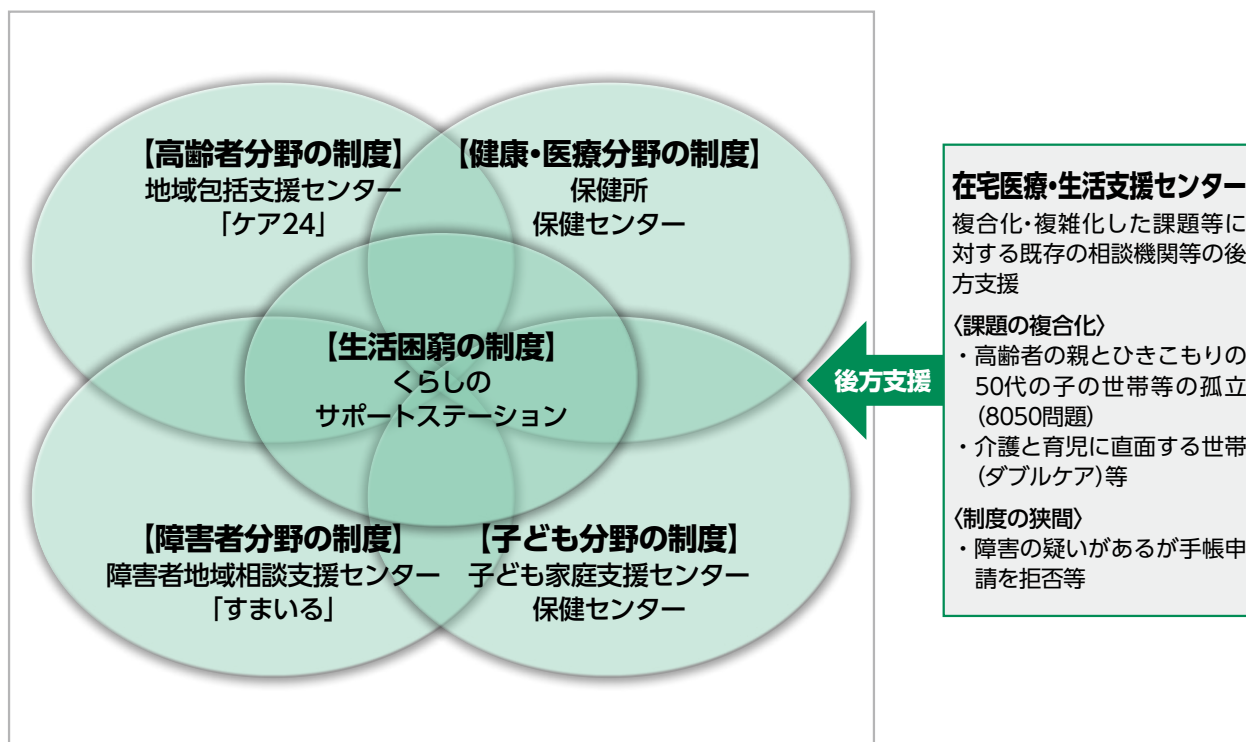
実績と目標

障害がある方が、障害の種別に関わらず、気軽に生活全般の様々な相談ができる窓口を整備しました。

今後は、適切なサービスや関係機関につなぐなど、地域のネットワークを強化し、相談支援体制を充実していきます。



包括的な相談支援体制イメージ



テーマ
2

心とからだの健康づくりと 自分らしい暮らしの実現を応援します

健康寿命をさらに延伸し、生涯にわたって健やかにいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、区民、事業者、関係団体及び区が連携しつつ、生涯を通じた健康づくりを推進します。

また、高齢者や障害者が、地域社会で個人の持つ力を最大限に発揮できる場や機会の更なる充実を図ります。

具体的な取組

●健康寿命の延伸に向けた心とからだの健康づくりを推進します

区民、事業者、関係団体及び区がそれぞれの役割・責務を踏まえ、地域の多様な社会資源を活用し、健康づくりを総合的に推進するとともに、健康寿命の延伸を目指して、フレイル予防を推進します。また、がん対策においては、科学的根拠に基づくがん検診の実施や早期発見・早期治療のための検診受診率向上の取組による死亡率の減少を図るとともに、がん患者と家族に対する相談支援体制の充実を進めます。「心の健康づくり」においては、うつ病対策や自殺対策の取組に加え、精神障害者への療養支援の充実を図ります。

取組項目

●健康づくりの総合的な推進P50	1	(1)
●がん検診の推進P53	4	(2)
●がん患者と家族への支援の充実P54	4	(3)
●精神障害者への療養支援P56	5	(5)
●フレイル予防の推進P56	6	(1)

●誰もが自分らしくいきがいを持って暮らせるよう支援します

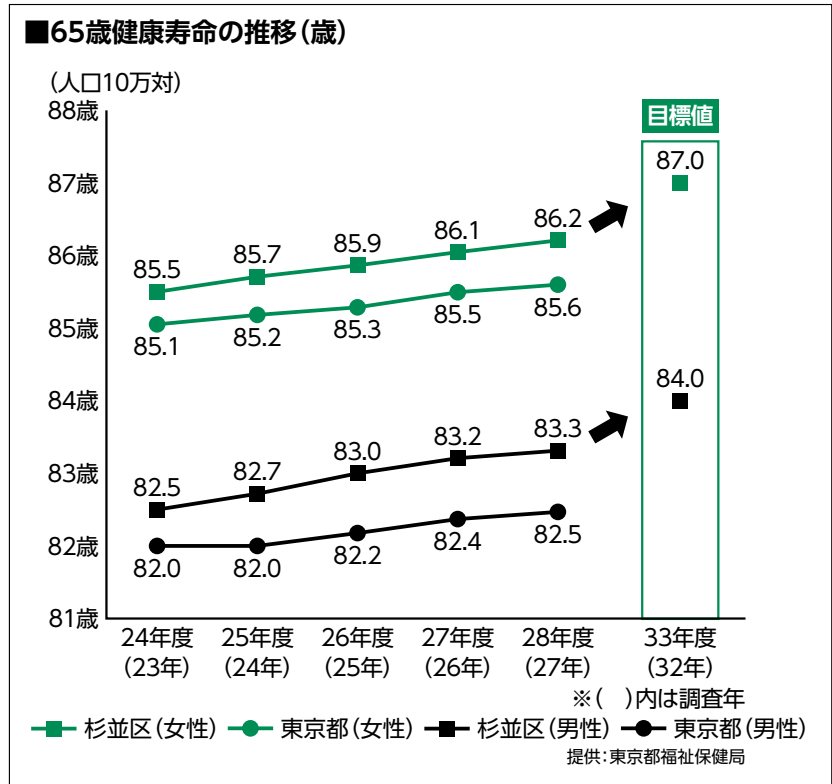
高齢者や障害者が地域とのつながりを持ちながら、自分らしくいきがいを感じながら暮らし続けられるよう、外出、地域貢献・趣味の活動や就労など、社会参加の促進を図ります。

取組項目

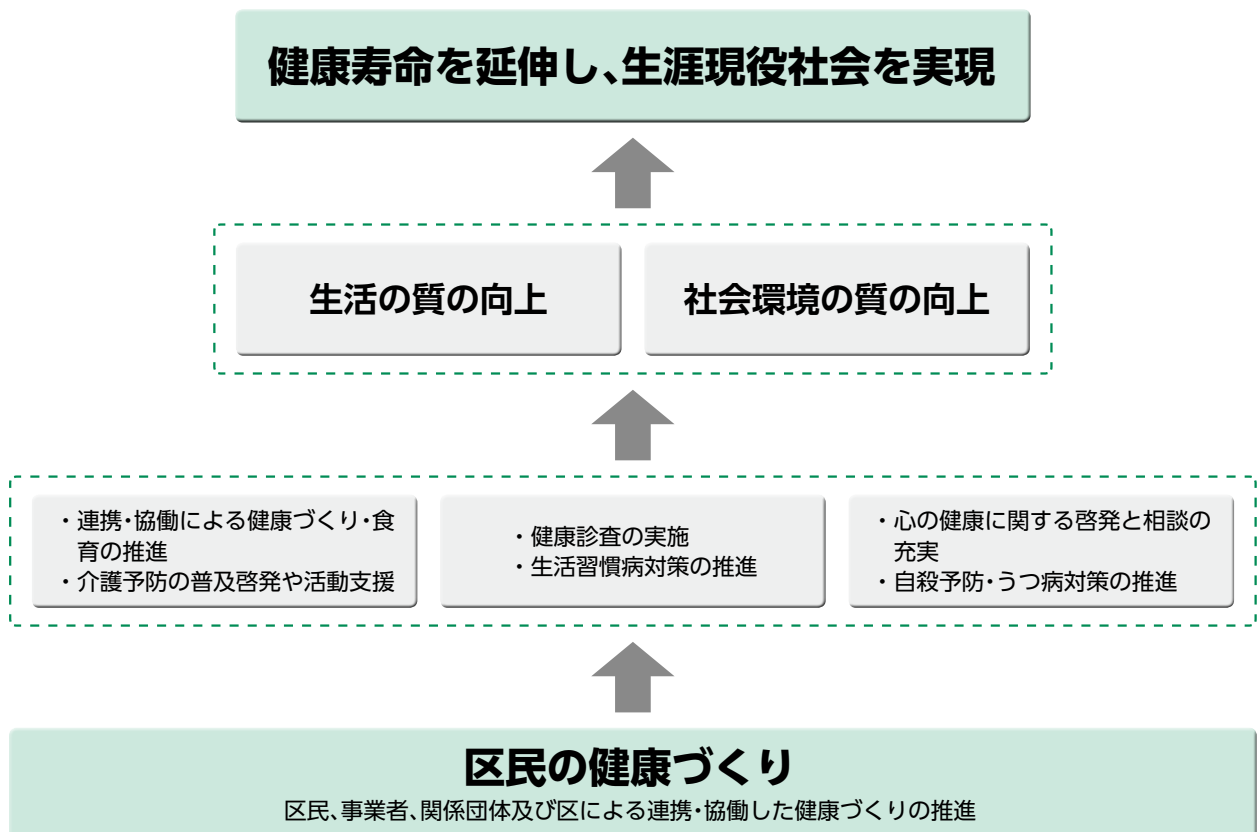
●移動サービスの支援（移動困難者支援）P36	3	(6)
●地域介護予防活動支援者の育成P56	6	(3)
●高齢者のいきがい活動支援P72	1	
●長寿応援ポイント事業の推進P72	2	
●障害者の就労促進P95	4	
●社会参加の促進への支援の充実（障害者）P99	11	

実績と目標

すべての区民が生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるよう、健康寿命の延伸を目指し、健康づくりに関する様々な取組を拡充します。



健康長寿への取組



未来を担う子どもの育ちを支えます

未来を担う全ての子どもが健やかに成長するよう、地域ぐるみで子育てを支援します。地域子育て支援拠点等の整備・充実を図り、地域全体で子どもを大切にする環境をつくとともに、妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援を行い、子どもの育ちを支えます。

具体的な取組

●地域全体で子どもを大切にする環境をつくりま

乳幼児親子等が孤立することなく気軽に集い、交流や相談ができる子ども・子育てプラザの整備など、地域子育て支援拠点等の整備・充実を図ります。また、子育て支援に関わる多くの団体が参加し区と協働で開催する「すぎなみ子ども・子育てメッセ」や地域子育てネットワーク事業を通して、子育て中の区民と子育て支援団体等をつなげるとともに、団体間の交流・連携を促進します。さらに、関係部署と連携しながらハード面でも、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

取組項目

- 子ども・子育てプラザの整備……………P114 1 (2)
- 地域子育てネットワーク事業の実施……………P114 1 (5)
- 子ども・子育てメッセの開催……………P115 2 (1)
- 子育てにやさしいまちづくりの推進……………P116 3

●子どもたち一人ひとりが健やかで元気に成長できるよう支援しま

乳幼児が心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健事業と連携した妊婦・乳幼児家庭への支援の充実を図ります。また、保育については、必要な認可保育所等定員数を確保するとともに、子どもたちがのびのびと成長できる環境づくりと、質の確保・向上に力を入れます。さらに、小学生が放課後を安心して過ごせるよう学童クラブや放課後の居場所づくり等の事業を推進します。

取組項目

- 産後における母子支援の充実……………P121 2
- 保育施設等の整備……………P132 1
- 保育の質の確保……………P132 2
- 学童クラブの整備・充実……………P141 2
- 小学生の放課後等居場所の充実……………P142 3

●子育てセーフティネットを充実します

子ども家庭支援センターの機能強化を目的として区内の各地域を所管する「地域型子ども家庭支援センター」（129ページ参照）の段階的な整備を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会と連携して作成した児童虐待対応マニュアル等を活用して、要保護児童等に対する関係機関との連携によるきめ細かい相談・支援を図ります。

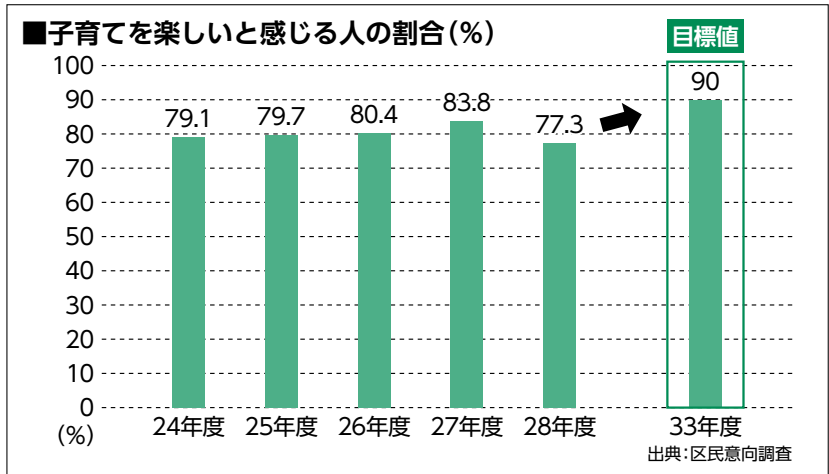
また、子育てと生計の担い手という二つの役割を同時に担っているひとり親家庭に対し、子育てや生活・就労など、きめ細かに自立を支援します。

取組項目

- 相談支援体制の整備（ひとり親家庭）……………P125 1
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化……………P129 5 (7)
- 児童相談体制の強化……………P129 6

実績と目標

地域全体で子どもを大切に
する環境をつくり、子どもたち一
人ひとりが健やかで元気に成長
するよう支援することにより、
子育てが楽しいと感じる区民、
子育てが地域に支えられてい
ると感じる区民を増やします。



地域における子育て支援の推進

主な支援サービス	結婚	妊娠～出産期	～0歳 乳児期	1歳 幼児期	6歳 小学生	11歳～ 中・高校生
	不妊相談					
主な支援サービス	ゆりかご面接	ゆりかご面接	ゆりかごプラン	ゆりかごプランを基にした相談支援		
	ゆりかご券 (子育て応援券)	ゆりかご券 (子育て応援券)				
	ゆりかご事業	妊産婦健康診査				
		母親学級				
		パパママ学級				
		産後ケア事業				
		産前・産後支援ヘルパー				
			すこやか赤ちゃん訪問			
			乳幼児健康診査			
			つどいの広場			
			子ども・子育てプラザ			
					児童館	
					(小学生の居場所事業)(学童クラブ)	(中・高校生の居場所事業)
					放課後等居場所事業	
						中・高校生の新たな居場所事業
			保育施設			
			幼稚園 子供園			
			未就学児の療育支援	学齢期の発達障害児支援		
					放課後等デイサービス	
					子育てセーフティネットの充実	



すべての「子ども」が健やかで元気に成長できる地域社会の実現

テーマ 4 多様な住まいを確保し、 日常生活を支援します

高齢や障害、疾病等により心身の状況に変化があっても、住み慣れた地域に安心して住み続けられ、その人にあった住まい方が選択できるよう、多様な手法による住まいの確保と日常生活や医療などに関する支援に取り組みます。

具体的な取組

●住み慣れた自宅に住み続けられるよう支援します

高齢者や障害者等が住み慣れた自宅で自分らしい生活を送ることができるよう、在宅医療体制を整備するとともに、その人が望むサービスや家族介護者への支援の充実を図ります。

また、必要な支援を受けながら自立した生活が送れるよう、障害者や高齢者等への地域住民の理解を深める取組を強化するなど、その人が望む生活が続けられるような環境を整備します。

取組項目

- 住宅確保要配慮者への支援……………P43 9
- 在宅医療体制の充実……………P67 4
- たすけあいネットワーク（地域の目）……………P81 6 (4)
- ICTを活用した高齢者の在宅生活支援モデル事業……………P81 7
- 住宅改修費の助成（高齢者）……………P82 8 (4)
- 家族介護者支援の充実……………P82 9
- 権利擁護の普及啓発（障害者）……………P103 1
- 地域で住み続けるための支援（障害者）……………P108 10

●誰もが安心して生活できる多様な住まいを整備します

心身の状況に応じた必要なサービスを受けつつ自立した生活を送ることができるサービス付き高齢者向け住宅や、都市型軽費老人ホームの整備とともに、必要なサービスを受けつつ自立した共同生活を送ることができる、障害の種別に応じたグループホームなどの整備を推進します。

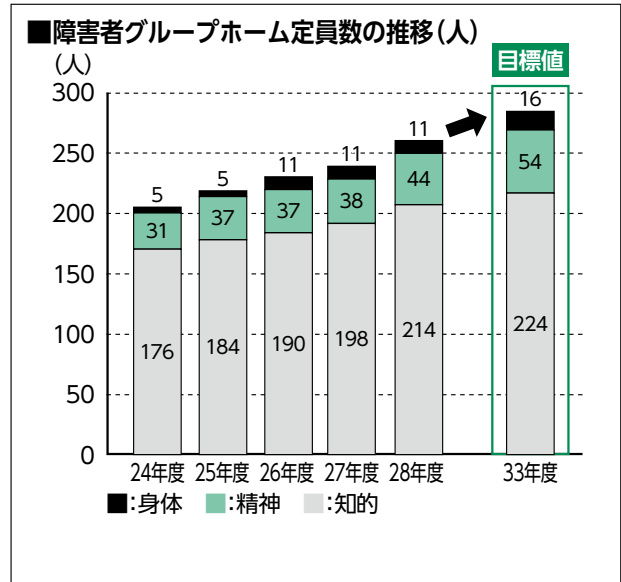
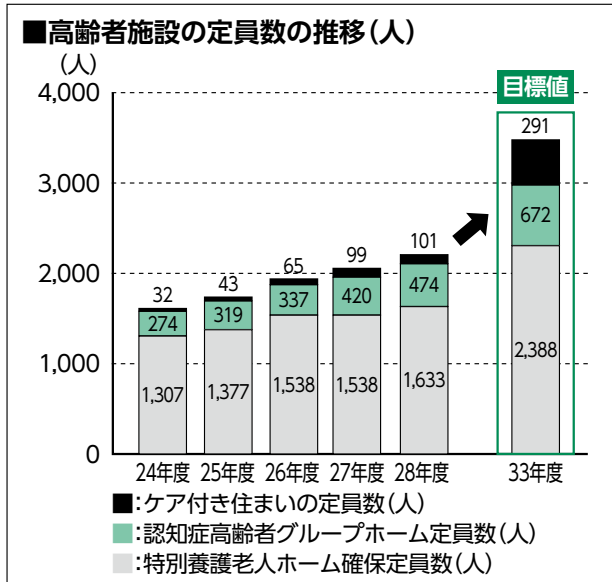
また、より手厚いケアが必要な高齢者に適した住まいとして、専門スタッフが介護や生活支援を行う特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備を進めます。さらに、障害特性に応じた支援を受けながら、一人暮らしに近い形態での住まいを望む方など、多様なニーズに応じた住まいの確保に向けた検討を進めます。

取組項目

- 高齢者向け住宅の確保とバリアフリー化の推進……………P89 1
- ケア付き住まいの整備……………P89 2
- 特別養護老人ホーム等の整備……………P90 3
- 認知症高齢者グループホーム等の整備……………P90 4
- グループホームの整備（障害者）……………P107 9 (4)
- 多様な住まいの確保に向けた検討（障害者）……………P107 9 (6)

実績と目標

高齢者・障害者が地域で住み続けられるよう住まいを確保するとともに、地域のネットワークにより住み続けるための支援を充実します。



在宅医療の推進

高齢や障害、疾病等により心身の状況に変化があっても住み慣れた地域に安心して住み続けられるためには、自宅にしながら在宅医療や訪問看護、介護サービス等が包括的に提供される体制が必要です。このため在宅医療・生活支援センターが医師会等関係団体や医療機関、訪問看護ステーション、介護事業者等と連携して、多職種協働により在宅医療と介護等を一体的に提供できる体制を構築します。

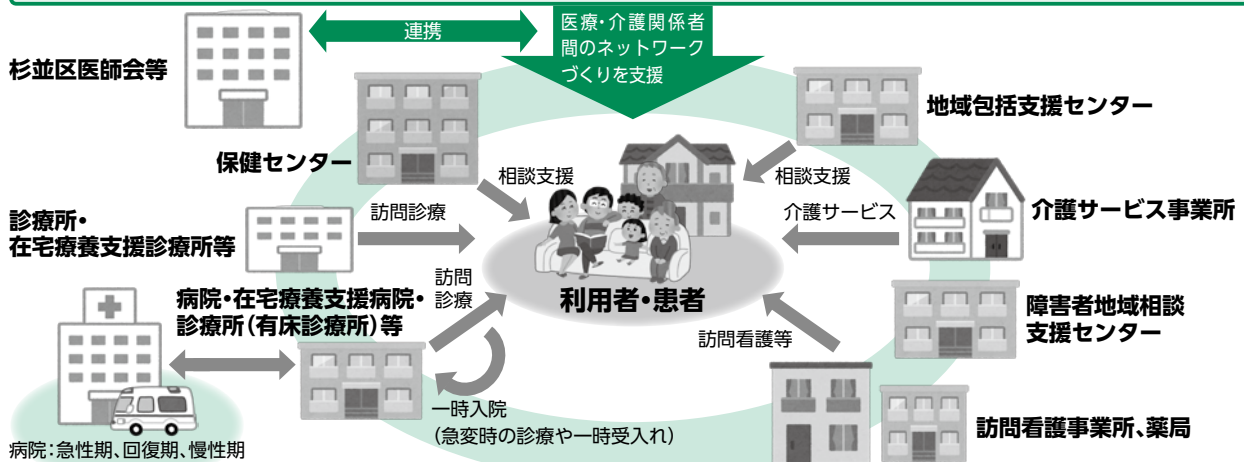
複合施設棟(平成30年度開設)

在宅医療・生活支援センター
在宅医療相談調整窓口による在宅医療・介護に関する相談支援

ウェルファーム杉並

特別養護老人ホーム棟(平成33年度開設予定)

診療所/訪問看護ステーション
居宅介護支援事業所/障害者相談支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、ショートステイ



テーマ
5

災害に備えた体制づくりを 支援・推進し、区民の安全を確保します

災害発生時に備え、日頃から地域住民や関係団体、民間事業者等との連携・協力関係を築き、お互いに助けあう仕組みや支援体制を構築するなど、区民の生命を守る体制強化に取り組みます。

具体的な取組

●地域が一体となった要配慮者の支援体制づくりを推進します

災害発生時に要配慮者（41ページ参照）の支援を円滑に行うため、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」（41ページ参照）の登録勧奨用チラシ等を活用し、要配慮者自身の防災意識を高めるとともに、地域において近隣住民に震災救援所立ち上げ訓練等への参加を促すなど、日頃から、声をかけあい、助けあえるような地域のつながり、仕組みづくりを推進します。また、災害ボランティアセンターの運営に携わるNPO、企業、関係団体等と協力し、災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座や立ち上げ・運営訓練を実施するなど、災害発生時に被災者とボランティアをコーディネートする運営スタッフを育成します。

取組項目

- 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）の整備……………P41 6 (1)
- 震災救援所運営連絡会の運営支援……………P41 6 (2)
- 災害ボランティアセンターの運営体制の強化
（杉並区社会福祉協議会）……………P41 6 (4)

●民間事業者等と協力し、地域における支援体制を強化します

震災救援所での生活が難しい被災者を受け入れる福祉救援所（区と協定を締結した区内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者通所施設等）が、災害時に速やかに立ち上げられるよう、マニュアル作成の支援等を行います。

また、日頃から、区内の医療・病院関係者等と、連絡会や訓練などを通じて連携強化を図るとともに、熊本地震の状況を踏まえ、急性期（発災後72時間）以降の支援体制について検討します。

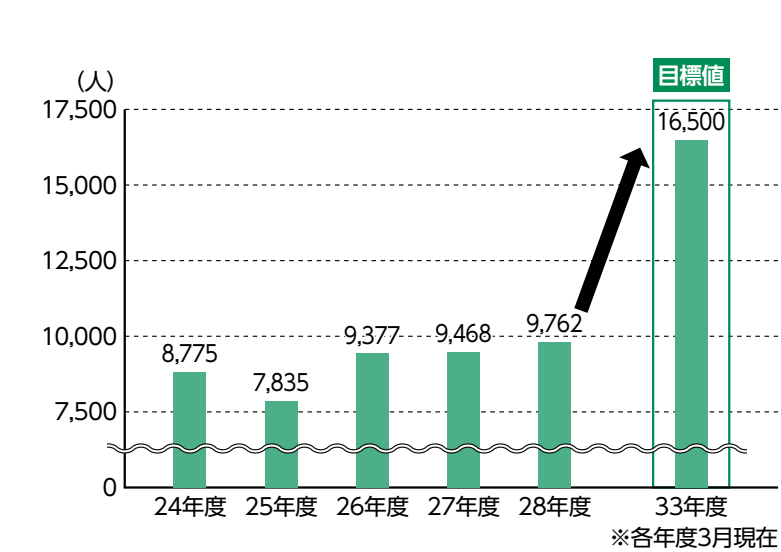
取組項目

- 福祉救援所の充実……………P41 6 (3)
- 民間事業者との連携による支援体制の充実……………P42 6 (5)
- 災害時医療体制の充実……………P67 3

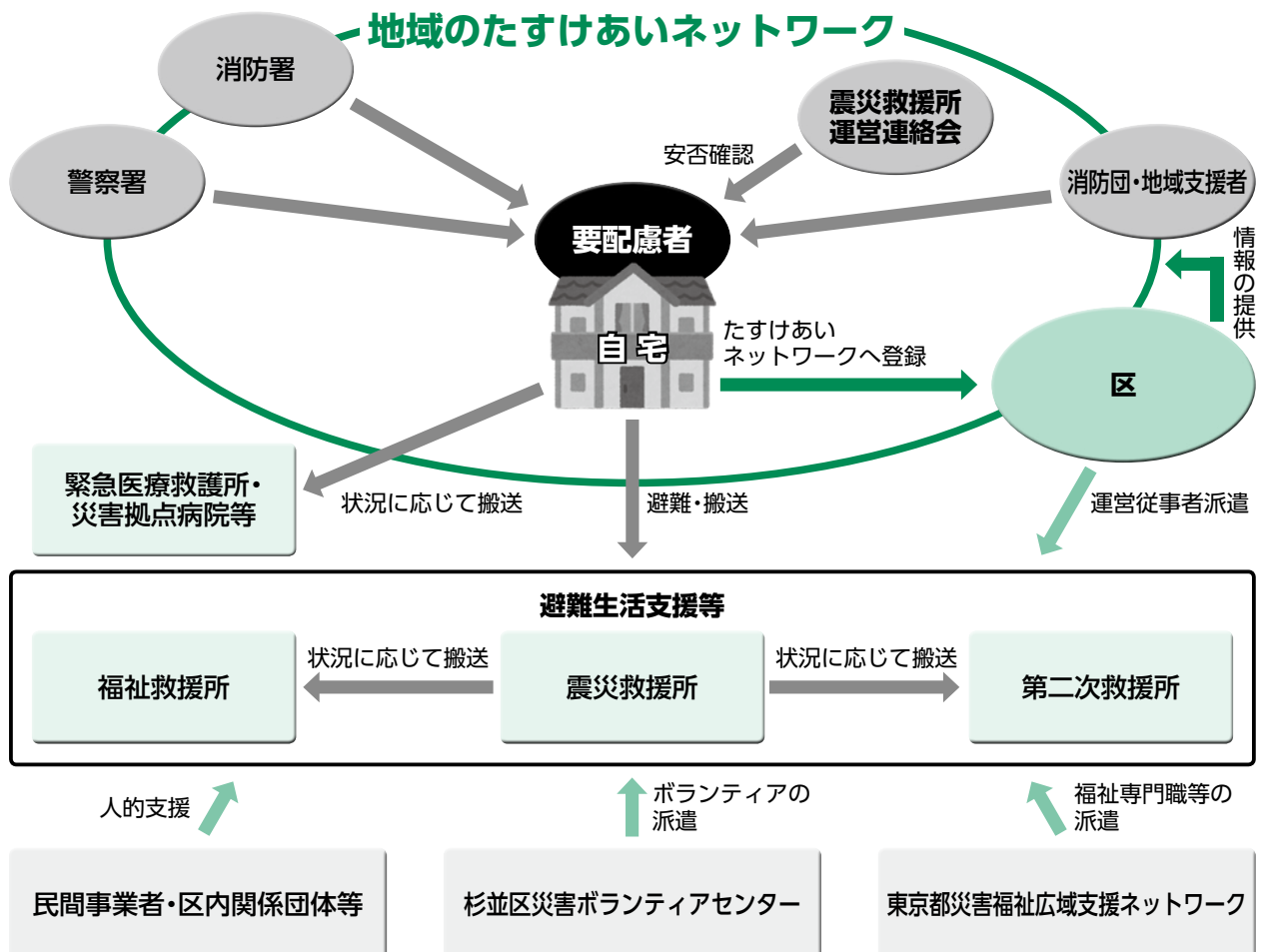
実績と目標

災害時に自力での避難や避難生活が困難な方が「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」に登録することにより、地域での関係ができ、災害時の支援につながります。

■地域のたすけあいネットワーク登録者数の推移(人)



災害時要配慮者支援



2 施策を構成する事業の体系

基本構想の将来像である「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」に向けて、保健福祉分野の目標である「健康長寿と支えあいのまち」「人を育み共につながる心豊かなまち」を実現するため、総合計画・実行計画の施策に沿って、本計画の取組を進めます。

基本構想目標 “健康長寿と支えあいのまち”

一人ひとりが自分の個性を発揮して活動できるよう、居場所とつながりがあるまちを築きます。また、すべての区民が孤立せず、共に支えあいながら、地域で安心して暮らせるまちを目指します。

目標	施策	施策推進の視点	推進する事業
健康長寿と支えあいのまち	地域福祉の充実	地域共生社会の仕組みづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 在宅医療・生活支援センターの開設 P34 2. 保健福祉関連人材の確保と育成 P34 3. 地域福祉活動への参加促進の仕組みの充実 P35 4. 生活困窮者・世帯及びひきこもり等の自立支援の推進 P36 5. 子どもの貧困対策に資する総合的な支援の推進 P37 6. 災害時要配慮者対策の推進 P41
		生活保護受給者等への支援	<ol style="list-style-type: none"> 7. 生活保護受給者への支援 P42 8. 路上生活者の自立支援 P43 9. 住宅確保要配慮者への支援 P43
		権利擁護の仕組みの充実とサービスの利用支援	<ol style="list-style-type: none"> 10. 成年後見制度等の利用促進 P44 11. 苦情調整委員制度の運営 P45 12. 家庭内、配偶者、パートナー間の暴力対策の推進 P45 13. 児童虐待対策の推進(再掲)P127 14. 高齢者の虐待防止と権利擁護の充実(再掲)P83 15. 権利擁護の普及啓発(障害者)(再掲)P103 16. 虐待防止の推進(障害者)(再掲)P103 17. 福祉サービス第三者評価の推進 P46
	いきいきと暮らせる健康づくり	健康づくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区民健康づくりの推進 P50 2. 食育活動の推進 P50 3. 生活習慣病予防対策の推進 P52 4. がん対策の推進 P53 5. 「心の健康づくり」の推進 P54 6. 高齢期における健康づくり P56 7. 健康長寿を目指した調査・研究 P56 8. 難病・アレルギー対策の推進 P57 9. 健康づくりを支援する環境 P57
健康危機管理の推進		<ol style="list-style-type: none"> 10. 健康危機管理体制の強化 P58 11. 食の安全対策の推進 P58 12. 環境衛生の確保 P59 13. 医薬品等の安全確保 P60 14. 感染症対策の推進(再掲)P69 15. 食品・水等の検査による安全確保 P61 	
いきいきと暮らせる健康づくり		<ol style="list-style-type: none"> 16. 動物と共生できる地域社会づくり P62 	

健康長寿と支えあいのまち	地域医療体制の充実	緊急時の医療体制充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. かかりつけ医等の定着と地域医療連携の推進 P65 2. 救急医療体制の充実 P66 3. 災害時医療体制の充実 P67
		地域医療体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> 4. 在宅医療体制の充実 P67 5. 感染症対策の推進 P69
	高齢者の社会参加の支援	高齢者のいきがい活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者のいきがい活動支援 P72 2. 長寿応援ポイント事業の推進 P72
		高齢者の認知症対策と地域包括ケアの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症対策の充実 P77 2. 在宅生活を支える地域づくりの推進 P78 3. 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実 P79 4. 在宅医療体制の充実(再掲)P67 5. 地域の支えあいによる生活支援の推進(生活支援体制整備) P80
	高齢者の地域包括ケアの推進	地域で安心して暮らせる生活の確保	<ol style="list-style-type: none"> 6. 地域の見守り体制の充実 P80 7. ICTを活用した高齢者の在宅生活支援モデル事業 P81 8. 日常生活支援の充実 P81 9. 家族介護者支援の充実 P82 10. 高齢者の虐待防止と権利擁護の充実 P83
		介護保険事業の円滑な運営	<ol style="list-style-type: none"> 11. 介護保険サービスの適切な利用促進 P84 12. 介護保険サービスの質の向上 P85 13. 地域密着型サービスの充実 P86
	要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者向け住宅の確保とバリアフリー化の推進 P89 2. ケア付き住まいの整備 P89 3. 特別養護老人ホーム等の整備 P90 4. 認知症高齢者グループホーム等の整備 P90
	障害者の社会参加と就労機会の充実	日中活動の場の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重度障害者通所施設の整備 P94 2. 障害者通所施設等の運営支援 P94 3. 中途障害者の支援 P94
		就労支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> 4. 障害者の就労促進 P95 5. 多様な職場体験 P95 6. 職場定着支援 P96 7. 障害者施設の工賃アップ支援 P96
		社会参加の促進	<ol style="list-style-type: none"> 8. 移動のための支援の充実 P97 9. コミュニケーション支援の充実 P97 10. 文化・スポーツ活動等の推進 P98 11. 社会参加の促進への支援の充実 P99
	障害者の地域生活支援の充実	共生社会の実現に向けた権利擁護の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 権利擁護の普及啓発 P103 2. 虐待防止の推進 P103 3. 成年後見制度等の利用促進(再掲)P44 4. 「心のバリアフリー」の推進(再掲)P36
		地域連携による相談支援体制等の充実	<ol style="list-style-type: none"> 5. 相談支援体制の充実 P104 6. 地域生活支援拠点の整備 P105 7. 地域生活への移行促進と定着支援 P105 8. 地域の支援力強化に向けた取組の推進 P106
		住まいの確保と支援	<ol style="list-style-type: none"> 9. 住まいの確保支援 P107 10. 地域で住み続けるための支援 P108
		日常生活の支援	<ol style="list-style-type: none"> 11. 短期入所等の拡充 P108 12. 重度障害者の在宅支援サービスの実施 P109 13. 発達障害者支援の充実 P109 14. 障害者の疾病予防と健康増進 P110
		安全安心な地域生活の確保	<ol style="list-style-type: none"> 15. 地域での見守りの推進 P110 16. 災害時の支援体制の充実 P111 17. 緊急時に対応する事業の充実 P111

基本構想目標 “人を育み共につながる心豊かなまち”

地域における多様なつながりの中で、心豊かで自立心を持った「次代を担う人」を育むまちを築きます。

また、誰もが、文化・芸術や生涯学習・スポーツに親しむことのできる環境を整えたまちを目指します。

目標	施策	施策推進の視点	推進する事業
人を育み共につながる心豊かなまち	地域における子育て支援の推進	地域における子育て支援の推進	1. 地域子育て支援拠点等の整備 P114 2. 子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進 P115 3. 子育てにやさしいまちづくりの推進 P116
	妊娠・出産期の支援の充実	妊娠・出産期の支援の充実	1. 安心して妊娠・出産できる環境の整備 P120 2. 産後における母子支援の充実 P121 3. 母子保健医療費助成等による支援 P122
	子育てセーフティネットの充実	ひとり親家庭の自立支援の充実	1. 相談支援体制の整備 P125 2. ひとり親家庭の子育て支援・生活の場の整備 P125 3. ひとり親家庭の就業支援 P126 4. ひとり親家庭への経済的支援 P127
		支援が必要な家庭への支援の充実	5. 児童虐待対策の推進 P127 6. 児童相談体制の強化 P129 7. 子ども家庭分野における相談機関と在宅医療・生活支援センターとの連携 P129
	就学前における教育・保育の充実	就学前における教育・保育の充実	1. 保育施設等の整備 P132 2. 保育の質の確保 P132 3. 多様な保育サービスの推進 P133 4. 就学前教育の充実 P134
	障害児支援の充実	障害児支援の充実	1. 障害児の発達相談 P137 2. 療育支援の充実 P137 3. 地域支援の充実 P138 4. 障害児保育の実施 P138 5. 学童クラブの整備・充実(再掲) P141
子ども・青少年の育成支援の充実	子ども・青少年の育成支援の充実	1. 次世代育成基金の活用推進 P141	
	子どもの居場所づくりの推進	2. 学童クラブの整備・充実 P141 3. 小学生の放課後等居場所の充実 P142 4. 中・高校生の居場所の充実 P142	
		子ども・青少年の育成支援の充実	5. 青少年の健全育成支援 P143

凡例

施策(施策数14施策)

推進する事業(事業数112事業)

太字は、実行計画事業及び実行計画関連事業

下線は、重点的に取り組む項目を含む事業

新は、新規事業

3 施策別の計画内容

施策 地域福祉の充実

現状と課題

- 介護と育児に同時に直面するダブルケアなど複合的な課題を抱える人、世帯の増加や既存の制度の対象とならない身近な生活課題など、公的なサービスの充実等だけでは解決できない課題等に対応するため、地域での互助・共助の仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 経済的な困りごとや家族の引きこもりなど、生活に課題を抱えた人が増えています。地域の人や関係者が適切な相談先につなげられる仕組みが求められています。
- 高齢化の進展により、単身高齢者、高齢者のみ世帯や認知症高齢者が増加する中、判断能力が低下しても、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護についての周知を図り、利用を促進する必要があります。

総合計画に定めた施策の目標

- 災害時の支援の仕組みを通じて、平常時の緩やかな見守りや支えあいが地域で行われ、すべての人が安心して生活しています。
- 就労相談・訓練等の必要な支援が行われ、稼働年齢層の方が、生活が困窮することなく自立した生活を送っています。
- 子どもたちが安全・安心に、夢と希望をもって成長できるよう、地域で子どもを支える必要な環境が整っています。
- 高齢や障害により判断能力が十分でなくても、生活支援や権利擁護により、住み慣れた地域で安心して生活しています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標 ^{※1}
地域のたすけあいネットワーク ^{※2} (地域の手)登録者数	8,775人	9,762人	14,500人	16,500人
生活困窮者自立支援法に基づく 相談支援実施後の就労自立者数	—	76人	120人	150人
後見制度利用手続き支援件数	860件	1,555件	1,900件	2,100件

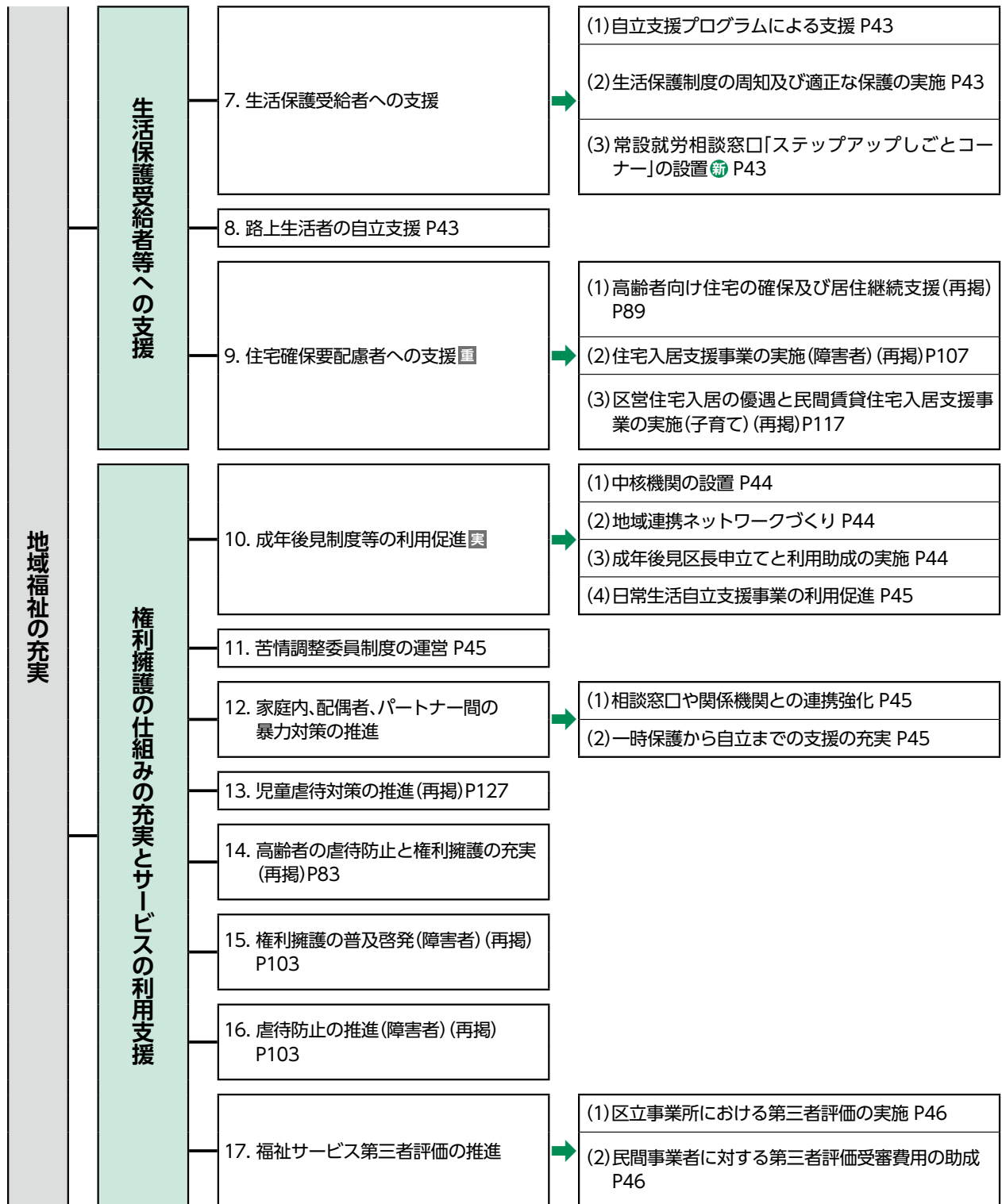
※1:総合計画・実行計画最終年度

※2:地域のたすけあいネットワーク(地域の手)

要介護状態にある人や自力避難が困難な人などに対し、災害時の避難等に必要な情報をあらかじめ区に登録し、災害発生時に地域住民による安否確認や避難支援に役立てるための制度

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
地域福祉の充実	地域共生社会の仕組みづくりの推進	1. 在宅医療・生活支援センターの開設 実 ^重 新	<ul style="list-style-type: none"> (1)在宅医療の推進 P34 (2)高度困難事例への対応支援 P34
		2. 保健福祉関連人材の確保と育成 ^実	<ul style="list-style-type: none"> (1)福祉人材の確保と負担軽減策の検討と推進^新 P34 (2)民生委員・児童委員の地域活動支援^重 P35
		3. 地域福祉活動への参加促進の仕組みの充実 ^実	<ul style="list-style-type: none"> (1)地域人材の育成^重^新 P35 (2)地域の支えあいによる生活支援の推進(生活支援体制整備)(再掲)P80 (3)地域支援ネットワークの推進(杉並区社会福祉協議会)^重^新 P35 (4)地域協議会の設置^新 P36 (5)生活支援に関する情報提供の推進 P36 (6)移動サービスの支援(移動困難者支援)^重 P36 (7)「心のバリアフリー」の推進 P36
		4. 生活困窮者・世帯及びひきこもり等の自立支援の推進 ^実 ^重	<ul style="list-style-type: none"> (1)支援プランに基づく計画的支援 P36 (2)家計相談支援等による自立支援 P37 (3)稼働年齢層の就労支援の充実 P37 (4)高校生世代までの子どもに対する支援の充実 P37
		5. 子どもの貧困対策に資する総合的な支援の推進 ^実 ^新	<ul style="list-style-type: none"> (1)教育の支援 P38 (2)生活の支援 P38 (3)親の就労支援 P39 (4)経済的な支援 P39 (5)支援につなげる基盤の強化 P39
		6. 災害時要配慮者対策の推進 ^実	<ul style="list-style-type: none"> (1)地域のたすけあいネットワーク(地域の手)の整備^重 P41 (2)震災救援所運営連絡会の運営支援^重 P41 (3)福祉救援所の充実^重^新 P41 (4)災害ボランティアセンターの運営体制の強化(杉並区社会福祉協議会)^重^新 P41 (5)民間事業者との連携による支援体制の充実^重 P42 (6)安否確認を支援するためのGIS(地理空間情報システム)の活用 P42 (7)被災者生活再建支援システムの導入による支援の充実^新 P42

地域福祉の充実



実…実行計画事業及び実行計画関連事業
 (平成29年度保健福祉計画改定時)
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
 (平成30年度保健福祉計画改定時)
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

地域共生社会の仕組みづくりの推進（事業1～6）

社会福祉法の改正を踏まえ、区民の身近な地域において、高齢、障害、子ども等の分野を超えた、包括的な相談支援体制を構築します。

また、日常から災害時まで、民生委員・児童委員、町会等地域活動団体、事業者、社会福祉協議会等との連携を強化し、誰もが地域で役割をもち、支えあいながら、個々の意欲や能力に応じて自分らしく活躍できる地域共生社会の仕組みづくりを推進します。

1. 在宅医療・生活支援センターの開設 **実** **重** **新規**

高齢者や障害（児）者、子どもなど、区民の在宅生活を包括的に支援するため、ウェルファーム杉並内に在宅医療・生活支援センターを開設（平成30年4月開設）し、在宅医療を推進するとともに、地域包括支援センター（ケア24）や障害者地域相談支援センター（すまいる）をはじめとする地域の相談機関における高度困難事例への対応を支援します。

高度困難事例

本人やその家族が複合的な課題を抱え、複数の分野の行政機関が関係していて、かつ解決に多大な時間や機関間の複雑な調整を要する（と見込まれる）事例

(1) 在宅医療の推進

区民を対象とした講演会等により在宅医療の普及啓発を行うとともに、区民や医療・介護関係者向けの在宅医療に関する相談支援を行います。あわせて、医療・介護関係者向けの研修による在宅医療に従事する人材の育成、在宅医療・介護連携（68ページ参照）に関する課題抽出や解決策の検討を行うことで、区内の在宅医療の推進を図ります。

(2) 高度困難事例への対応支援

地域の相談機関では対応が難しい高度困難事例への対応について、複数の関係機関との調整や精神科医や弁護士等の相談・助言などにより後方支援を行います。また、相談機関や関係機関との情報連絡会や研修、事例検討、事例に関する調査分析などにより、相談機関等が行う支援の質の向上を図ります。

2. 保健福祉関連人材の確保と育成 **実**

保健福祉サービスの提供体制を維持していくため、サービスの担い手である人材を確保・育成します。

(1) 福祉人材の確保と負担軽減策の検討と推進 **新規**

社会福祉士、保育士、介護士、看護師等の保健福祉関連人材不足への対応を図るため、組織横断的な検討部会において、有効な人材確保の方策を検討します。また、介護職場で働いている職員の負担軽減のため、特別養護老人ホーム等へのICT機器や介護ロボットなどの導入支援を計画的に行っていきます。

- ①在宅医療・生活支援センターの開設（再掲）➡34ページ
- ②介護人材の確保・定着支援（再掲）➡85ページ
- ③福祉人材確保・定着等に対する取組（障害者）（再掲）➡106ページ
- ④保育士等の人材確保（再掲）➡133ページ

(2) 民生委員・児童委員の地域活動支援 **重**

民生委員・児童委員は、地域の中で高齢者、障害者、子育て中の親などの相談に応じるとともに、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者への訪問や安心おたっしゃ訪問等を通じて、地域に根差した活動を行っています。このような民生委員・児童委員の活動について、身近な相談者として区民に周知します。また、地域の福祉的課題の研修等を通じて、民生委員・児童委員の主体的な活動を支援します。

3. 地域福祉活動への参加促進の仕組みの充実 **実**

地域での互助・共助の仕組みづくりを推進するため、地域人材を育成するとともに、町会等地域活動団体、杉並区社会福祉協議会との連携を深め、地域福祉活動への参加促進の仕組みを充実させます。

(1) 地域人材の育成 **重** **新規**

区や関係機関において区民を対象に、地域活動に必要な知識・技術を学び、仲間を拓げるための支援を行い、区民自らが地域社会に貢献する人材を育成します。

①保健福祉分野に関する主な人材育成

フレイルサポーター、ゲートキーパー、認知症サポーター、救急協力員、知的障害者ガイドヘルパー、図書館児童サービスボランティア、傾聴ボランティアなど

②杉並区社会福祉協議会の主な人材育成

ささえあいサービス協力会員、ファミリーサポート事業協力会員ほか各種ボランティアなど

(2) 地域の支えあいによる生活支援の推進（生活支援体制整備）（再掲）➡80ページ

(3) 地域支援ネットワークの推進（杉並区社会福祉協議会） **重** **新規**

区が整備する生活支援体制を推進するとともに、地域包括支援センター（ケア24）の担当区域よりも小さな町会単位程度で、日頃から声をかけあい、支えあい、助けあえるような、多世代がつながるネットワークづくり（地域づくり）のモデル的な取組を実施します。

(4) 地域協議会の設置 **新規**

社会福祉法人が地域公益事業を行う計画を作成するに当たり、区民その他関係者から意見聴取し、地域の福祉ニーズを反映させるため、地域協議会を設置します。

地域協議会

改正社会福祉法第55条の2第8項を根拠に設置する地域公益事業の計画作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う場

(5) 生活支援に関する情報提供の推進

保健・福祉に関する情報を総合的に提供し、日常生活の利便性を高め、様々な活動へ参加するきっかけをつくります。

「すぎナビ」に、より多くの情報を掲載するとともに、ICT（情報通信技術）を利用できないなど情報へのアクセスが困難な区民に配慮した様々な媒体による情報を提供します。

地域公益事業

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、需要に応じた福祉サービスを提供するもの

すぎナビ

地図や画像を利用して杉並区の行政情報等をインターネットを通じて分かりやすく公開・提供する杉並区の公式電子地図サービス

(6) 移動サービスの支援（移動困難者支援） **重**

高齢や障害により移動に困難な人が外出しやすいよう、外出に関する相談窓口として「外出支援相談センター」を運営します。また、移動サービスを行うNPO団体等の支援を行います。

①外出支援相談センターの運営

一人では外出が困難な方の日常生活や社会参加を支えるために、外出に関する総合相談、情報提供に加え、必要に応じて他のサービスにつなげます。さらに、閉じこもりがちな高齢者向けの外出企画の実施等、地域の関係機関と連携し外出を支援します。

②福祉有償運送団体の支援

区内で福祉有償運送を行うNPO団体等に対し、安全運行や利便性向上のための車両の維持経費や運行管理に係る人件費などの補助や運転従事者の育成支援などを行います。

福祉有償運送

道路交通法では、安全確保の観点から自家用自動車を使用した有償運送を規定しているNPO等が福祉有償運送を行う場合、区が設置する福祉有償運送協議会での活動内容に関する協議を経て、道路運送法上の手続きを行う必要がある

(7) 「心のバリアフリー」の推進

誰もが、高齢者や障害者等に配慮し、思いやりのある行動を進んでとることができるよう、お互いの人格や個性を尊重する「心のバリアフリー」について、広く区民を対象に啓発を行います。

心のバリアフリー

障害者や高齢者等が自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性について理解を深め、誰もが自然に支えあえること

4. 生活困窮者・世帯及びひきこもり等の自立支援の推進 **実 重**

経済的な課題を中心に様々な困りごとを抱えた方を対象に、生活困窮者自立相談支援窓口（くらしのサポートステーション）において、関係機関と連携して早期支援や包括的支援に結び付けるとともに、改善するまで伴走による支援をします。

(1) 支援プランに基づく計画的支援

生活困窮者等との相談を通じて課題を把握し、本人を支援する関係者や機関を含めた自立支援調整会議で支援プランを作成し、伴走型の支援を行います。支援プランは本人の希望を尊重

しつつ、下記の(2)(3)(4)のほか、必要に応じて関係機関が実施している支援も組み入れたプランを作成します。支援開始後も、本人の状況を自立支援調整会議で定期的に確認し、必要があれば支援内容の追加、修正等を行います。

また、本人及び家庭での解決が難しい複雑な課題がある、あるいは多数の関係者との調整や専門的な判断を必要とするなどの場合には、状況に応じて在宅医療・生活支援センターと連携します。

(2) 家計相談支援等による自立支援

生活困窮者が抱える家計の問題については、自らが家計管理を行うことができるよう、自立相談支援と一体的に行う家計相談支援により、支援員が家計状況や根本的な問題点を助言します。また、多重債務等の問題解決については専門機関への引き継ぎを行い、早期の生活再建を支援します。

(3) 稼働年齢層の就労支援の充実

生活困窮者、ひきこもり等の要因から就職ができず将来困窮するおそれのある若者などに対して、「くらしのサポートステーション」で、就労する上での必要な知識や技術の習得に関する相談を行います。必要に応じて、就労支援センターが行う社会適応力訓練や就労準備訓練、保健分野と障害者福祉分野が連携して行う成人期発達障害者支援事業を活用した就労準備支援を行うほか、ワークサポート杉並など様々な機関との連携により、就労支援を行います。

また、平成30年4月にウェルファーム杉並内に設置した「ステップアップしごとコーナー」(43ページ参照)とくらしのサポートステーションが連携することで、相談から職業検索や就労までの支援を行います。さらに、離職などにより経済的に困窮し住居を失った方や失うおそれの高い方には、一定期間、住居確保給付金を支給し、住居を確保することで就労活動を支援します。

(4) 高校生世代までの子どもに対する支援の充実

生活に困窮する低所得世帯の子どものほか、ひきこもりや不登校などで学習困難な状態にある子どもを対象に、杉並中3勉強会&アドバンスを実施し、世帯の経済状況にかかわらず、学習支援や社会性の習得に向けた支援を行います。

5. 子どもの貧困対策に資する総合的な支援の推進 **実** **新規**

子どもの貧困対策は、経済的な困窮だけでなく、家族・社会との関係の希薄さ等から生じる孤立、不健康な生活習慣への対応等、多岐にわたります。引き続き、国の「子供の貧困対策に関する大綱」にも掲げられている教育、生活、親の就労及び経済的な支援等、各分野における子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進していきます。

また、平成29年度に行った区の子育て家庭実態調査等の結果を踏まえ、子どもの貧困対策に資する様々な取組を情報発信するほか、相談窓口等から必要な行政サービス等へつなげる連携強化を図るなど、貧困の要因となる様々な課題の解決につなげる取組を進めます。

子供の貧困対策に関する大綱
子供の貧困対策の推進に関する法律に基づき、子供の貧困対策に関する総合的な取組の基本方針として定めたもの

(1) 教育の支援

学校教育においては、就学前から義務教育に至るまで、全ての子どもが家庭等の環境にかかわらず、等しく教育を受け、生涯にわたり学習する基礎を培うことができるよう取り組みます。加えて、次のとおり、多角的な教育の支援を実施します。

①学力向上の支援

子どもたち一人ひとりの学習状況に応じて、各学校と教育委員会の連携により実施する小・中学生夏季パワーアップ教室のほか、学校毎に学校支援本部等による補習活動を行い、つまづきや学び残しの解消を支援します。また、生活保護世帯等に対する杉並中3勉強会&アドバンスや塾代助成を実施します。

②教育相談等

子どもの情緒や発達上の悩み、不登校などの教育相談をきめ細やかにを行い、全小中学校に配置したスクールカウンセラーと連携しながら、学校生活や教育環境等の改善・充実を支援します。これらの支援に当たっては、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関等と連携した支援を行います。

③教育費の負担軽減

家庭の所得水準にかかわらず、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、教育に要する経費（小学校は教材費、中学校は修学旅行費等）の一部を公費で負担します。また、私立の幼稚園・認証保育所等に通園する児童の保護者に対し、所得に応じて保育料等を補助するほか、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の経費の一部を支給します。

(2) 生活の支援

困難を抱えている子ども・若者、家庭を、母子保健や居場所事業など様々な場面で把握し、適切な支援や見守りにつなげるため、妊娠期から成人期までの切れ目ない支援を行います。

①子ども・保護者の健康づくり

ゆりかご面接、すこやか赤ちゃん訪問、妊産婦・乳幼児の健康診査、成人健康診査等全ての乳幼児、保護者を対象として事業を通じて、親子の心身の状態や養育環境の把握に努め、産後ケアや養育支援訪問事業、保護者のこころの相談等、親子の心身の健康づくりに取り組みます。

②子ども・保護者の居場所づくり・交流機会の提供

乳幼児親子の社会的孤立を防ぐため、つどいの広場事業や児童館におけるゆうキッズ事業、子ども・子育てプラザの運営等により、地域とつながる機会を創出します。また、子どもたちが、地域の大人などによる見守りの中、放課後等に安心して過ごせるよう、遊び・学習等を行う放課後子ども教室、放課後等居場所事業等により、多様な居場所づくりに取り組みます。さらに次世代育成基金を活用し、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、自然・文化・芸術・スポーツなど、国内外の様々な体験・交流事業へ参加できる機会を提供します。

③若者の就労支援

高校中途退学者、高校を卒業したものの無業や不安定就労にある若者に対する就労相談等の事業により、若者の就職を支援します。

④生活困窮世帯等への生活支援

生活に困窮する保護者等に対して、自立支援相談や家計相談を、ひとり親家庭に対して、

家事援助ヘルパーの派遣等を行うなど、家庭への適切な支援を行います。

(3) 親の就労支援

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所・学童クラブの整備等に取り組みます。また、生活に困窮する世帯の保護者に対して、自立支援のための計画の策定やハローワークと連携した就労相談を行うほか、経済的・社会的に不安定な状況に置かれることの多いひとり親家庭に対しては、加えて自立支援給付金事業等により、安定した就業につながる資格取得の支援など、就労機会の拡大に努めます。

(4) 経済的な支援

生活に困窮する世帯を経済的に下支えするため、各種の手当等の支給、生活資金の貸付け等を行い、子どもの健全な養育環境の確保につながる取組を進めます。

① 手当等の支給

児童手当や児童扶養手当などの給付、医療費の助成、保育料等に対する補助等により、子育てに係る経済的な負担を軽減します。

② 東京都母子及び父子福祉資金の貸付

一時的に生活資金が困窮したひとり親世帯でも安定した生活が保てるよう、都の母子及び父子福祉資金の貸付け等を行います。

③ 生活保護受給者への支援（42ページ参照）

生活が困窮する方に、その困窮の程度に応じて必要な保障を行い、相談しながら、自立を助長していきます。

(5) 支援につなげる基盤の強化

必要なサービスを必要とする方へつなげるため、相談機能の連携強化・相談体制の充実を図るとともに、子どもの貧困対策に資する取組を行う団体間の連携を推進するなど取組への支援の仕組みづくりを行います。

① 早期の支援に向けた相談機能の連携の強化

住民税・国民健康保険料等の納付や子育ての相談時における聞き取り内容などから、必要に応じて「くらしのサポートステーション」など、生活に関する困りごとの相談機関等を案内するなど、早い段階で、支援につなげるよう取組を強化します。

② 子ども食堂、無料学習塾等を支援する体制の構築

民間で取り組む子ども食堂や無料学習塾等の団体間の連携を推進します。また、杉並区社会福祉協議会と協力し、子ども食堂などの活動に賛同する区民・事業者による活動支援を後押しする仕組みづくりに取り組みます。

③ 「地域型子ども家庭支援センター」の整備（129ページ参照）

身近な地域で、支援が必要な家庭に対する相談等支援の充実を図るため、将来の児童相談所の設置を視野に、地域に子ども家庭支援センターを整備し、関係機関との連携のもと、機動的できめ細かく対応できる体制を整えます。

子ども食堂

無料又は低価格で食事を提供し、集まった人たちが食事することにより、地域のつながりを強くすることなどを目的に活動している。個人や地域の団体による自主的な取組。寄付や食材の提供を受けながら、ボランティアスタッフにより運営をしている

子どもの貧困対策に資する主な取組

(Ⓐ):ひとり親向け支援 (所):所得制限あり (民):民間団体による支援

国の大綱が示す重点施策	教育の支援	生活の支援(健康、居場所、就労)	親の就労支援	経済的な支援	
妊娠・出産		<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援サービスの利用相談 ●子育てに関する相談 ●ゆりかご面接 ●すこやか赤ちゃん訪問 ●妊産婦・乳幼児健康診査 	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援相談(●家計相談支援(所)住居確保給付金 ●就労相談) Ⓐひとり親家庭等ホームヘルプサービス 		
就学前	<ul style="list-style-type: none"> ●心理職による子供園・幼稚園・保育所等の巡回相談 (所)私立幼稚園の就園奨励費補助 	<ul style="list-style-type: none"> ●つごいの広場 ●ゆうキッズ ●ファミリーサポートセンター事業 ●一時預かり ●子育てサイト ●養育支援訪問事業(民)子ども食堂 	<ul style="list-style-type: none"> Ⓐひとり親自立支援プログラム Ⓐひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 Ⓐひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 Ⓐひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ●保育所 ●子供園 ●地域型保育事業 ●保育所等の保育料補助等 ●児童手当 ●医療費助成 	<ul style="list-style-type: none"> Ⓐ母子及び父子福祉資金 Ⓐひとり親家庭等医療費助成 Ⓐ児童育成手当 Ⓐ児童扶養手当 ●生活福祉資金 	
小学生	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談 (所)就学援助 ●中学校修学旅行費補助金 ●小・中学生夏季パワーアップ教室 	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後子ども教室 ●放課後等居場所事業 ●次世代育成基金活用事業 ●保護者負担軽減 ●中3勉強会&アドバンス(民)無料学習塾 		<ul style="list-style-type: none"> ●学童クラブ 	
中学生					
高校生世代	<ul style="list-style-type: none"> (所)受験生チャレンジ支援貸付事業 (所)奨学金の貸付け 				
		<ul style="list-style-type: none"> ●若者就労相談 			

6. 災害時要配慮者対策の推進 **実**

災害が発生したときに、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の安否確認や避難行動等を、震災救援所運営連絡会や地域の方々の協力により支援する体制づくりを推進します。

災害時要配慮者

高齢者及び障害者等災害発生時に、必要な情報を把握して、安全に避難するなどの防災行動をとるのに支援を要する人々のこと

(1) 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）の整備 **重**

①未登録者に対する登録勧奨

年4回、介護保険の要介護情報や障害者の認定情報を更新し、「避難行動要支援者名簿」を作成します。名簿登載者に対しては、平常時の備えや災害時の対応に役立つ情報を提供するとともに、災害時の円滑な安否確認等に役立てる「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」への登録勧奨を行います。

また、地域の勉強会等を活用し、区民等に対して広く制度に関する普及啓発を図ります。

②登録者の情報の管理・更新

地域のたすけあいネットワークの登録者に対して、民生委員・児童委員等が災害発生時の避難支援のための「個別避難支援プラン」を作成するとともに、震災救援所運営連絡会において登録者の情報を把握した上で安否確認の方法や救援所内での配慮事項等を示した「避難支援計画」を策定します。また、「個別避難支援プラン」については、定期的に情報を更新するとともに、緊急時に迅速な対応ができるよう、自宅の所定の場所に保管する「救急情報キット」を配布します。

(2) 震災救援所運営連絡会の運営支援 **重**

震災救援所運営連絡会による災害時対応を支援するため、要配慮者の情報が連絡会全体で共有できるよう個人情報保護研修を行うとともに、立ち上げ訓練を実施し、震災救援所の役割の確認や連絡体制の整備など、地域で助け合うための仕組みづくりを推進します。また、災害時要配慮者対策連絡協議会の意見を聴き、運営標準マニュアルの改訂や要配慮者の状態に合わせた適切な避難場所の振り分け基準等の検討を行います。

(3) 福祉救援所の充実 **重** **新規**

①福祉救援所の指定に関する協定の締結推進

震災救援所などでは生活が困難と考えられる要配慮者を臨時的応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うことができる福祉救援所について、高齢者や障害者の入所施設等に対し、建設の段階から指定への協力を求めるなど、協定締結を推進します。

②福祉救援所連絡会の運営

福祉救援所連絡会を定期的に開催し、福祉救援所間の情報共有・意見交換を行うとともに、要配慮者の受入れに関するマニュアルの整備や立ち上げ訓練の実施など、福祉救援所の機能強化を図ります。

(4) 災害ボランティアセンターの運営体制の強化（杉並区社会福祉協議会） **重** **新規**

災害発生時に災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、運営スタッフ養成講座や

講座修了生フォローアップ講座を定期的実施し、運営スタッフの育成に取り組みます。また、立上げ・運営訓練や震災救援所との合同訓練を通じて、運営スタッフの危機管理意識の醸成とスキルアップを図ります。

(5) 民間事業者との連携による支援体制の充実 **重**

①福祉専門職等の人材確保の検討

災害発生時における要配慮者の安否確認や避難生活支援がより円滑に行えるよう、福祉専門職等の人材確保に向けて、民間事業者や区内関係団体等との具体的な連携体制について検討し、人的な支援体制を構築します。併せて、「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」からの福祉専門職等の派遣を想定し、東京都災害福祉広域調整センターとの連携体制づくりについても検討を行います。

②災害時のボランティアネットワークの強化（杉並区社会福祉協議会）

災害発生時において、スムーズに被災者とボランティアのコーディネート等を行えるよう、杉並区社会福祉協議会が主体となり、NPO、企業、関係団体等で構成する「災害ボランティアネットワーク連絡会」を運営し、平常時からの情報共有や立上げ訓練を通じた運営マニュアルの確認等を行うことで、災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。

(6) 安否確認を支援するためのGIS（地理空間情報システム）の活用

GIS（地理空間情報システム）を活用した災害時要配慮者支援システムについて、更なる機能追加等の検討や関係職員への操作訓練を徹底することにより、震災救援所等での災害発生時の要配慮者の安否確認を迅速に行える体制を強化します。

(7) 被災者生活再建支援システムの導入による支援の充実 **新規**

被災者生活再建支援システムを導入して、被災情報をデータベース化し、発災後速やかに災証明書を発行していくことなどにより、被災者の生活再建を支援していきます。

り災証明書

様々な被災者生活支援を受ける際や保険適用のために必要となるもので、災害により被災した住居等の被害状況（全壊・半壊等）を証明したものの

生活保護受給者等への支援（事業7～9）

生活保護法に基づき、就労自立の促進や住宅の確保支援などにより、関係機関と連携しながら生活の自立に向けた取組を進めます。特に増加を続ける高齢者受給世帯に対しては、安定した日常生活を送るための支援を行います。あわせて医療扶助の適正化、不正・不適正受給の防止に取り組んでいきます。

7. 生活保護受給者への支援

生活保護を必要とする方への適切な保護の適用と、就労支援プログラムなどを活用した自立支援を一層充実させていきます。

(1) 自立支援プログラムによる支援

生活保護法の就労自立給付金制度や都の被保護者自立促進事業などを活用し、専門的知識を持った支援専門員等による、就労支援や金銭管理支援・次世代育成支援等の各プログラムを組み合わせることで、就労・生活の自立に向けての支援を充実していきます。

急増する高齢者受給世帯に対しては、定期訪問や通院同行、金銭管理支援、介護保険サービスとの調整などにより、安定した日常生活を送っていただけるよう支援を行います。

(2) 生活保護制度の周知及び適正な保護の実施

生活保護制度を十分に周知し、保護の適用が必要な方に対しては、漏れのない保護の申請を勧めていきます。

一方で、医療扶助の適正化のため、区民健診の受診勧奨を行い、疾病の早期発見と重症化予防に努めていきます。併せて、医療費のレセプト点検結果を活用し、後発医薬品の利用促進や重複頻回受診の抑制のための対策を計画的に実施し、その成果を定期的に評価することで、医療扶助の適正化を促進します。

また、資産等の活用について預貯金及び年金等の収入状況の調査を強化し、適正な保護費の支給に努めるとともに、過大に支給された保護費の弁償金等の徴収強化など、適正支給と不正受給防止の対策に努めていきます。

(3) 常設就労相談窓口「ステップアップしごとコーナー」の設置 **新規**

ウェルファーム杉並内に設置した就労相談窓口では、ハローワーク新宿から就労相談専門員の派遣を受け、生活保護受給者や低所得者等を対象として、職業検索や就労までの支援を行います。

8. 路上生活者の自立支援

都区共同で運営する自立支援センターで実施する巡回相談事業、緊急一時保護事業及び自立支援事業により、路上生活者に対し、就労による自立や社会復帰に向けた支援を進めていきます。

併せて、路上生活者等の健康問題に対応するため、看護師による定期的な健康相談を実施するとともに、巡回相談員から無料低額診療事業を案内し、診療施設での早期受診を呼び掛けていきます。

自立支援センター

路上生活者を一時的に保護し宿泊させ、健康回復と就労活動を支援する施設で、特別区人事厚生事務組合が委託事業として運営している

9. 住宅確保要配慮者への支援 **重**

区、不動産関係団体及び杉並区社会福祉協議会などの入居支援団体等で構成する杉並区居住支援協議会による「高齢者等アパートあっせん事業」を通じて、高齢者、障害者、ひとり親・多子世帯等に対する民間賃貸住宅への入居支援を行います。

(1) 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援（再掲） ➡89ページ

(2) 住宅入居支援事業の実施（障害者）（再掲） ➡107ページ

(3) 区営住宅入居の優遇と民間賃貸住宅入居支援事業の実施（子育て）（再掲） ➡117ページ

権利擁護の仕組みの充実とサービスの利用支援（事業10～17）

判断能力が十分でない方も、本人の人権が損なわれることなく地域で安心して暮らし続けることができるように権利擁護事業の充実を図っていきます。また、関係団体との協働、地域連携ネットワークの形成や苦情調整委員制度等での相談機能を強化し、権利擁護の拡充を進めていきます。

児童や高齢者・障害者への虐待防止、家庭内・配偶者・パートナー間の暴力対策については、関係機関との連携や各相談機関の充実により、早期発見・早期防止に努めるとともに福祉サービス等の第三者評価によりサービスの質の向上を確保します。

10. 成年後見制度等の利用促進 **実**

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、杉並区成年後見センター等と連携して成年後見制度等の利用を促進します。

(1) 中核機関の設置

杉並区成年後見センターを、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置付け、成年後見制度をより利用しやすくする取組を推進します。

地域連携ネットワーク

成年後見人等と医療・介護等の関係機関が1つのチームで本人を支援し、そのチームを協議会がバックアップする体制

(2) 地域連携ネットワークづくり

権利擁護が必要な人の発見・支援に努め、早期の段階から本人の身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が「チーム」として関わり支援します。また、専門職団体や関係機関がチームを支援する「協議会」については、設置に向けた検討を進めます。

(3) 成年後見区長申立てと利用助成の実施

親族がないなどの理由で制度利用ができない方を対象に「区長申立」手続きを行うとともに、申立て費用や後見人等への報酬費の負担が困難な区民に対して一部助成を行います。

成年後見センターにおいても、成年後見制度の申立て費用や報酬費の一部を助成する事業を行います。

(4) 日常生活自立支援事業の利用促進

判断能力が十分でない方、金融機関に出向くことの難しい重度の身体障害者や要介護高齢者を対象に、日常的な金銭管理、福祉サービスの契約等を行う日常生活自立支援事業について、関係機関に周知し制度利用を促進します。

11. 苦情調整委員制度の運営

保健福祉サービスに対する苦情申し立てに、公正・中立な立場の保健福祉サービス苦情調整委員が対応し、区民の権利利益を保護します。また、苦情調整委員による施設訪問や事業者との意見交換等を実施し、保健福祉サービスの質の向上を図ります。

12. 家庭内、配偶者、パートナー間の暴力対策の推進

家庭内や配偶者・パートナー間の暴力や虐待を未然に防止するほか、被害者を早期に発見し迅速な対応につなげるため、相談窓口や関係機関との連携を強化します。

(1) 相談窓口や関係機関との連携強化

保健センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター等の各相談窓口の連携体制の強化を図り、総合的な支援体制を推進します。

また、医療機関や被害者の自主グループ、支援団体等の関係機関との連携も強化し、被害者の意思を尊重しながら速やかな対応を進め、DV被害を潜在化させることなく、相談を適切な支援に結び付けます。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口。被害者支援のための、相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う

(2) 一時保護から自立までの支援の充実

配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、関係機関と連携し、被害者の状況に応じたシェルターを確保します。被害者の状況に応じて、保護命令申立制度や生活保護制度及び母子生活支援施設入所事業などを活用するとともに、被害者の意思を尊重しながら、地域で安心して生活が送れるよう支援を行います。

また、暴力防止に向けた加害者への啓発・相談、更生プログラムなど、国、東京ウィメンズプラザ及び警察機関の取組に協力していきます。

シェルター

被害者が緊急一時的に避難できる施設

13. 児童虐待対策の推進（再掲） →127ページ

14. 高齢者の虐待防止と権利擁護の充実（再掲） →83ページ

15. 権利擁護の普及啓発（障害者）（再掲） →103ページ**16. 虐待防止の推進（障害者）（再掲）** →103ページ**17. 福祉サービス第三者評価の推進**

公正・中立な第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント等について評価する福祉サービス第三者評価を推進します。

(1) 区立事業所における第三者評価の実施

区立の保育園や障害者施設等に対し、評価機関による第三者評価を計画的に実施し、評価結果を反映した適正な運営につなげます。

(2) 民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成

民間の福祉サービス事業者に対し、第三者評価の受審費用の一部を助成し、評価制度の普及定着を促進します。

施策 いきいきと暮らせる健康づくり

現状と課題

- 生涯にわたって健やかにいきいきと暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例」に基づき、区民や関係団体等との協働により、健康づくりを推進していく必要があります。
- 糖尿病などの生活習慣病は、糖尿病になる可能性のある予備群からその重症度に応じて生活習慣改善の啓発を行い、早期受診と継続治療の取組を引き続き進める必要があります。
- がんについては、有病率の高い世代やがんの種類に応じて発症予防の啓発を行うとともに、がんの早期発見・早期治療のため、国の指針を踏まえた対策型がん検診を進めていく必要があります。とりわけ、肺がん検診については、「杉並区肺がん検診外部検証等委員会」の答申を受け、質の高い検診を安定的に実施していく必要があります。あわせて、プロセス指標等を把握・分析するなど精度管理を強化し、がん検診の全体の更なる質の向上を図ることが求められています。
- 自殺予防に関する正しい知識の普及啓発や相談の充実を図るとともに、精神障害者も安心して自分らしく暮らすことができるよう、療養支援の充実を図る必要があります。

総合計画に定めた施策の目標


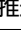






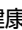
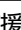


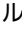
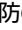

- 区民や事業者などが協働・連携し、誰もが参加できる健康づくりの機会が整備され、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。
- がん、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、糖尿病有病者・予備群及びがんによる死亡率が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、介護認定を受ける年齢が上がっています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

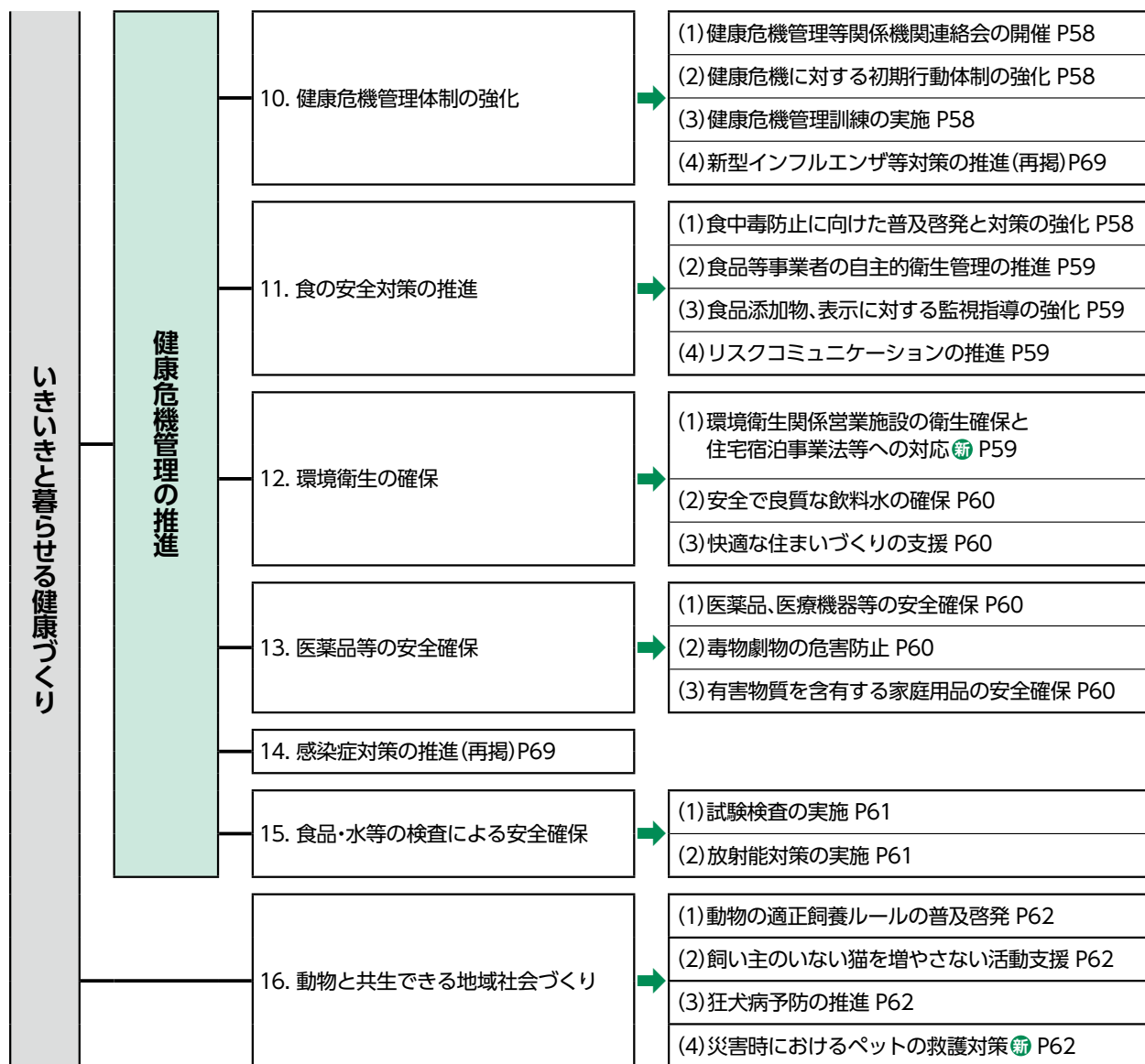
指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標※1
65歳健康寿命※2	男性82.5歳 女性85.5歳 (23年)	男性83.3歳 女性86.2歳 (27年)	男性83.8歳 女性86.8歳	男性84歳 女性87歳
特定保健指導対象者割合の減少率 (平成20年度比)	22.1%	24.2%	25%以上	25%以上
がんの75歳未満年齢調整死亡率※3	男性97.5 女性66.9 (23年)	男性95.6 女性53.2 (27年)	男性93.4 女性52.1	男性92.1 女性51.4

※1:総合計画・実行計画最終年度

※2・3:()内は調査年

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
こころ・からだ・暮らしの健康づくり	健康づくりの推進	1. 区民健康づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりの総合的な推進  P50 (2) 関係団体及び民間事業者等との連携による取組 P50 (3) 受動喫煙防止対策等の推進 P50 (4) 健康づくり組織・団体とネットワークの育成・支援 P50
		2. 食育活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食育の普及啓発 P51 (2) ライフステージに応じた食育の推進 P51 (3) 健康的な食生活への環境整備 P52 (4) 食育推進ネットワークの強化 P52
		3. 生活習慣病予防対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区民健康診査の実施 P52 (2) 成人歯科健康診査の実施 P52 (3) 生活習慣病予防の普及啓発 P52 (4) 健診・医療情報等データの活用による糖尿病予防対策の推進 P53 (5) 杉並区国民健康保険データヘルス計画の取組推進 P53
		4. がん対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> (1) がん一次予防の推進 P53 (2) がん検診の推進  P53 (3) がん患者と家族への支援の充実  P54
		5. 「心の健康づくり」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 心の健康に関する正しい知識の普及啓発 P54 (2) 心の健康相談の充実  P54 (3) 自殺予防対策の推進 P55 (4) うつ病対策の推進 P55 (5) 精神障害者への療養支援   P56
		6. 高齢期における健康づくり 	<ul style="list-style-type: none"> (1) フレイル予防の推進   P56 (2) 介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業 P56 (3) 地域介護予防活動支援者の育成  P56
		7. 健康長寿を目指した調査・研究 P56	
		8. 難病・アレルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 難病対策の推進 P57 (2) アレルギー・ぜん息患者への支援 P57
		9. 健康づくりを支援する環境	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくり情報へのアクセスと普及啓発 P57 (2) 主体的な健康づくり活動を行う人材の育成 P58

いきいきと暮らせる健康づくり



実…実行計画事業及び実行計画関連事業
 (平成29年度保健福祉計画改定時)
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
 (平成30年度保健福祉計画改定時)
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

1. 区民健康づくりの推進 **実**

生涯にわたって健康な生活を送り健康寿命の延伸を図るため、健康増進や介護予防などの健康づくり活動を推進します。

(1) 健康づくりの総合的な推進 **重**

区民、事業者、関係団体及び区がそれぞれの役割・責務を踏まえ、協働して健康づくりを実施しやすい環境の整備を進めます。また、ライフステージに応じた健康課題に効果的に対応するため、健康づくり推進協議会の意見を聞きながら、杉並区健康づくり推進条例の目標の評価を実施し、施策の方向性などを確認するとともに、地域社会の多様な社会資源を活用しながら健康づくりを総合的に推進します。(目標・指標は資料編154ページを参照)

健康づくり推進協議会

健康づくりに関する施策の実施に関して必要な事項の調査審議を行うため、杉並区健康づくり推進条例の規定に基づき設置した区長の附属機関

(2) 関係団体及び民間事業者等との連携による取組

区民一人ひとりが主体的に身体と口腔の健康づくりに取り組むため、関係団体及び民間事業者等との連携により、ヘルシーメニュー推奨店の拡充、よい歯ファミリーフェスティバルを開催します。さらに、地域の団体及び事業所の様々な取組内容を広く紹介することで、地域全体での健康づくり活動の活性化を図ります。

(3) 受動喫煙防止対策等の推進

区民を受動喫煙による健康影響から守るため、健康増進法の一部改正及び東京都受動喫煙防止条例を踏まえて、多数の者が利用する公共的な空間における受動喫煙防止の環境づくりを推進します。特に、区民や関係機関及び事業者の理解を得るために、電話相談窓口を設置するなど、周知、普及啓発していくとともに、飲食店等が適切な対策を取られるよう、技術的助言等を行います。

また、喫煙者の禁煙支援のため、講演会の実施など適切な情報提供を行います。あわせて未成年者の喫煙防止対策については喫煙の状況を把握するとともに、学校教育と連携して児童・生徒に対して、喫煙に関する正しい知識の啓発を図ります。

(4) 健康づくり組織・団体とネットワークの育成・支援

保健センターの健康講座等の参加者から生まれた自主グループや、共通の趣味などで繋がる区民グループが地域の健康づくり活動の担い手となるよう、技術や情報提供などの支援をします。

2. 食育活動の推進 **実**

区民の誰もが、生涯にわたって心身ともに健康で、豊かな人間性を育むために食育推進ボランティアをはじめ、個人、団体、企

食育推進ボランティア

すぎなみ地域大学の講座を受講して登録するボランティアで、健康的な食環境への取組等を通じて食育活動を推進している

業など多様な主体の参加と連携・協力により食育を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 食育の普及啓発

区民の健康寿命を延伸するため、健全な食生活、歯や口の健康、食の安全性に関する知識等を、広く普及します。

また、地産地消を取り入れた食育や、食品ロスの削減など、食の循環や環境への配慮をした食の在り方を広く普及していきます。

(2) ライフステージに応じた食育の推進

子どもから成人、高齢者まで生涯を通じた健康づくり及び生活習慣病の予防に向けてライフステージに応じた食育を推進します。

①乳幼児期の食育推進

乳幼児期の食育は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たします。このため、保健センターでは、乳幼児健康診査等における栄養相談や講座を通じて、様々な子どもの身体状況や家庭環境に合わせた実践可能な食育による支援を行います。

また、保育所等の児童福祉施設では、「食を営む力」の育成に向けて、給食を通じた共食の楽しみや、調理の体験等を通じて「食への関心」を高めるとともに、家庭での実践を可能とする食育等心身の成長と五感豊かに食べることが好きな子どもを育む支援を行います。

「食を営む力」

適切な食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成など、生涯にわたって健康で質の高い生活を送るための基本となるもの

共食(きょうしょく)

家族や友人などと一緒に食事を楽しむこと

②学齢期の食育推進

学齢期における食育は、学校で策定する「食に関する指導全体計画」をもとに、学校給食を生きた教材として活用しながら、学校教育全体を通じて組織的・計画的に推進します。こうした取組を通じて、子どもたちが健康的な食生活を営むことができる判断力を培い、食を通じて生命、自然を尊重する態度を養うように支援します。

食に関する指導全体計画

学校における食育を推進するにあたって、子どもが食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において策定する計画をいう

③成人期の食育推進

区民一人ひとりが、がんや生活習慣病を予防し、健全で充実した食生活を実践できるよう保健センター及び地域の様々な場や機会を通じて食育を推進します。また、地域のヘルシーメニュー推奨店や青果店等との協働により、バランスの良い食事の普及を行います。

④高齢期の食育推進

高齢者の低栄養はフレイルを招き、健康寿命延伸の妨げとなります。多様な暮らしの中で、自立した生活を維持し続けられるよう、しっかり噛んでよく食べる、食を通じたフレイル予防を推進します。また、高齢者が身体や暮らしの変化の中で継続して美味しく食べられるよう、区民、医療、介護の連携を強化し、食情報の共有化を推進します。

(3) 健康的な食生活への環境整備

安全で健康的な外食や中食を選択できるよう特定給食施設や飲食店等への指導支援を行い、食環境を整備します。また、無駄のない適量摂取に向けて食品表示や健康情報の提供を行う食品販売店等を増やし、健康的な食の選択や食品ロスを減らせるような地域環境を整備します。

(4) 食育推進ネットワークの強化

食育推進ボランティアを育成し、区民、地域団体、事業者、企業等の食育に係る様々な関係者と区が、食育に関する各施策の実効性を高めるため、主体的かつ多様に連携しながらネットワークを拡充し食育活動を推進します。

3. 生活習慣病予防対策の推進 **実**

すべての区民の健康寿命の延伸を目指して、自らの健康に関心を持ち、生活習慣病予防のために食生活、禁煙、運動、歯・口腔の健康などの生活習慣の改善に取り組めるように事業を充実します。

(1) 区民健康診査の実施

健康の維持・増進のため、健康状態をチェックする健康診査を実施します。生活習慣病予防対策の一環として、糖尿病などの疾患の早期発見を図るため、30～39歳で職場の健康診査を受ける機会のない人を対象に、成人等健康診査を実施します。

また、40～74歳の国民健康保険加入者を対象とする特定健康診査や、後期高齢者医療制度加入者を対象とする後期高齢者健康診査を実施します。

なお、特定健康診査の結果、生活習慣病発症リスクが高いと判定された方に、生活習慣改善を目的とした特定保健指導を実施します。

特定健康診査

40～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象に、メタボリックシンドロームに着目した検査項目で実施する健康診査

特定保健指導

医療保険者が特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要のある者に対し、毎年度、計画的に実施する、動機付け支援・積極的支援

後期高齢者医療制度

75歳以上全員と、前期高齢者（65～74歳）で障害認定による者を対象とする他の健康保険とは独立した医療保険制度

(2) 成人歯科健康診査の実施

歯科疾患の発症・重症化の予防、かかりつけ歯科医の定着を促進するため、25・30・35・40・45・50・60・70歳の区民を対象に歯科健康診査と歯科保健指導を行います。

(3) 生活習慣病予防の普及啓発

生活習慣病予防のために地域の健康課題に則した保健センター等での実践的な講座の実施のほかに、ICTの活用等により健康に関心の少ない方々へも情報提供ができる仕組みを検討するとともに、幅広い年代の区民が気軽にアクセスできるウェブサイトによる情報発信を行います。

(4) 健診・医療情報等データの活用による糖尿病予防対策の推進

有病率が増加傾向にある糖尿病について、特定健康診査及び医療情報等のデータの分析に基づいた効果的な発症予防対策の普及啓発を行うとともに、重症化予防対策として杉並区医師会などと連携して、特に糖尿病腎症等の一定の基準に該当する区民を対象に個別支援を行います。

(5) 杉並区国民健康保険データヘルス計画の取組推進

特定健康診査及び医療情報等データの分析に基づいた保健事業を推進するため、杉並区国民健康保険データヘルス計画に基づき、国民健康保険被保険者の健康増進及び医療費適正化を図ります。

データヘルス計画

健康保険の保険者が特定健康診査及び医療情報等データの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

4. がん対策の推進

生涯で2人に1人はがんになる時代に、働きながらかん治療を受ける両立支援等が重要になるため、講演会などにより知識の普及啓発を行います。また、がん検診においては、国の指針を踏まえた対策型がん検診を実施し、がん死亡率の減少を目指します。あわせて、がんになっても安心して在宅で療養できるよう相談体制の充実をはかるとともにがんと診断されたときからの緩和ケアの普及啓発を進めます。

緩和ケア

医療用麻薬などを使用した疼痛緩和やカウンセリングによる不安の軽減など、病気や治療に伴う様々な苦痛をやわらげ患者や家族のクオリティオブライフ（生活の質）を高めるためのケア

(1) がん一次予防の推進

がん発症の要因や仕組み、予防のための生活習慣改善など、がんの正しい知識の普及啓発を図るため、すべての世代にむけて継続的に情報提供を行います。また、がんの発生との関連が強いとされているたばこについて、未成年者の喫煙防止対策、喫煙者の禁煙支援を進めていきます。

(2) がん検診の推進

がんの早期発見・早期治療のため、がん検診受診率向上に加え、精度管理の強化や国の指針を踏まえたがん検診の実施により、がん検診の質を向上させ、がん死亡率の減少を目指します。

①科学的根拠に基づくがん検診の推進

がんによる死亡を減少させるためには、予防効果のあるがん検診を実施する必要があります。国は、死亡率減少効果に関する科学的根拠や、国内外のガイドラインによる推奨度を踏まえた検診方法を、区市町村が実施すべきがん検診（対策型がん検診）として指針に示しています。区民のがんによる死亡率の着実な減少を目指し、国の指針を踏まえた対策型がん検診の実施に引き続き取り組みます。

精度管理

受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し、がん検診の精度を高めることで、死亡率減少を目指すこと

②がん検診受診率の向上

がん検診電算システムを活用した、効果的な個別受診勧奨等に引き続き取り組み、がん検診受診率の向上を図ります。特に40歳（子宮頸がん検診は20歳）から69歳の働き盛りの区民の受診率を高める取組を強化します。

③杉並区がん検診精度管理連絡会等を活用したがん検診の質の向上

外部の専門家による「杉並区がん検診精度管理連絡会」を設置し、がん検診の実施状況等を把握して、評価を行い、質の向上を図ります。

④個別受診勧奨等による精密検査受診率の向上

がん検診を受診し、要精密検査と判定されたにもかかわらず、精密検査を受診しないことは、がんの発見の遅れにもつながります。そのため、医療機関からの働きかけに加え、がん検診電算システムを活用して個別受診勧奨を実施し、精密検査受診率の向上を目指します。

⑤がん検診の体制整備と精度管理

「杉並区肺がん検診外部検証等委員会」の答申を踏まえ、実施医療機関への受入規模調査に基づく実施体制を見直すとともに、プロセス指標等を把握分析し精度管理を強化します。

(3) がん患者と家族への支援の充実 **重**

がん患者や家族が安心して療養生活を送ることができるよう、緩和ケアの普及啓発や相談支援体制の充実を進めます。

①がんと診断された時からの緩和ケアの普及啓発

在宅医療推進連絡協議会において、区民や関係機関に対する緩和ケアの普及啓発についての検討を進めます。また、講演会・イベントの開催、研修の実施案内やパンフレット等の配布を通し、がんと診断されたときからの緩和ケアの普及啓発を進めます。

②がんの療養に関する相談体制の充実

がん患者や家族に対する相談支援を充実するため、相談に関わる多職種の職員を対象に研修を行い、顔の見える関係づくりを進めるとともに、受講者のスキルアップを図ります。

5. 「心の健康づくり」の推進 **実**

社会生活環境の変化に伴い、区民の精神面の健康の維持・向上を図るためには、ストレス対策を含む心の健康づくり対策に取り組むことが重要です。

そこで、うつ病対策や自殺対策の取組に加え、地域の精神保健福祉活動の充実を図ります。

(1) 心の健康に関する正しい知識の普及啓発

心の健康を保つために「休養」「睡眠」「ストレスへの対応」が重要であることや精神疾患に対する正しい理解を図るため、講演会や広報すぎなみ・区ホームページを活用し普及啓発に努めます。

(2) 心の健康相談の充実 **重**

心の健康について区民が気軽に早期に相談ができるよう保健センターや医療機関、関係機関等相談窓口の周知に努めます。保健センターで実施する「心の健康相談」では、引きこもりや依存症、思春期問題、PTSD、発達障害など多様化する問題に対応します。

また、精神障害者の家族など同じ悩みを抱えた方々が話し合える場を作ります。

PTSD

災害など命の危険にさらされるような事件や衝撃・喪失体験のあと、その場を再体験する感覚や不眠、過度の緊張状態、感情マヒなどの症状がでることをいう

さらに、心の健康相談等を行う区職員及び関係機関職員の対応力の向上と関係機関との連携強化を図ります。

(3) 自殺予防対策の推進

国の自殺総合対策大綱及び東京都自殺対策計画を踏まえ策定する杉並区自殺対策計画に基づき、自殺対策に取り組みます。

① 自殺予防に関する正しい知識の普及啓発

自殺を考えている人の存在に気づき、適切な対応ができるよう、自殺予防に対する正しい知識を普及していきます。特に、5月、9月、3月を自殺予防月間とし、自殺予防対策の普及啓発を重点的に行います。

② 関係機関との連携

自殺対策を、保健、医療、福祉、教育、労働などの各分野と連携して推進します。特に、若者の自殺対策については、心の健康の保持に係る教育及び啓発を行います。自殺の要因となり得る生活困窮、ひきこもり、性的マイノリティー等の関連分野においても連携を図り対応していきます。また、自殺対策のための「相談窓口対応ポケットブック」を改訂し、研修を活用して、相談窓口職員や民生委員・児童委員等の対応力向上を図ります。

③ ゲートキーパーの活用

地域でより多くの方が、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができるよう、ゲートキーパーを養成します。

また、ゲートキーパーの区民リーダーとともに出張講座等の開催などの啓発活動に取り組みます。

④ 遺された方への支援

自殺は当事者だけの問題ではなく、周囲の人や遺された家族にも重大な影響を及ぼします。遺された家族に対し、必要となる手続き等の情報提供や相談などの支援を行います。

(4) うつ病対策の推進

うつ病は早期に相談することが効果的であることから、うつ病について区民に正しい情報を提供し、早期発見・早期対応を推進するとともに、本人・家族への支援を行います。

① 普及啓発の強化

うつ病の早期発見のポイントやうつ病予防に関する情報、相談窓口について、講演会や広報すぎなみ・区ホームページ・パンフレット等を通じて周知を図ります。

② 出産前後のうつの早期発見・早期対応の推進

すこやか赤ちゃん訪問（121ページ参照）の際にスクリーニングを実施するほか、妊娠期からの相談体制を強化し、必要に応じて専門医等の相談につなぎます。

③ 家族への支援の充実

うつ病患者がいる家族を対象に、うつ病の理解と適切な対応についての講演会を実施するとともに、情報交換や語らいの場を設け、家族同士の交流を図ります。

発達障害

脳の機能障害であり、物事の見方、感じ方、理解の仕方、人との関わり方や行動の仕方に偏りがある障害。代表的なものとして、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害などがある

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと

(5) 精神障害者への療養支援 **重** **新規**

治療が必要にもかかわらず自ら医療にかかれぬ方や複合的な問題を抱えた方に関する支援を行うとともに、今後の精神保健福祉法の改正を踏まえ、退院後の継続的な支援等を充実させます。また、個別ケースの相談を通じて医療機関や関係機関と連携・協力体制を強化します。

6. 高齢期における健康づくり **実**

生涯にわたり健やかにいきいきと暮らすためには、特に高齢期の健康づくりが大切です。元気に自立して日常生活を送れるよう、フレイル予防や介護予防の取組を進め、健康寿命の延伸を目指します。

(1) フレイル予防の推進 **重** **新規**

加齢に伴い心身の働きが弱くなり、健康と要介護状態の中間の状態にある高齢者が、心と身体のちょっとした衰えにいち早く気づき、自ら予防に取り組むことで健康な状態に戻ることができるよう、フレイル予防を推進します。フレイルサポーター（区が育成するフレイル予防地域支援員）と協働して「しっかり噛んでよく食べる」、「適度な運動をする」、「社会参加で前向きな気持ちを保つ」ことを柱とする普及啓発や気づきのためのフレイルチェック等に取り組めます。

(2) 介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業

心身の機能や生活機能が低下している高齢者を対象に、自身の身体能力等の維持・向上を目的とする介護予防事業として、運動・栄養・口腔機能など介護予防に関する基本的な知識を習得する講演会や身体能力測定会、体操やウォーキングなどの健康講座や認知症予防教室を実施します。

また、介護予防の意識を持って活動する自主グループや地域住民が主体となって運営する「わがまち一番体操」「公園から歩く会」などの継続的な集いの場を設けることで、高齢者の社会参加や交流の機会を広げ、地域で支えあう介護予防活動を推進していきます。

(3) 地域介護予防活動支援者の育成 **重**

すぎなみ地域大学等を通し、地域で介護予防の活動を担う人材の育成を図ります。また、地域介護予防活動支援者のレベルアップのため、専門職による相談・支援や定期的な研修等を実施します。

7. 健康長寿を目指した調査・研究

平成24年4月1日現在、満80歳の区民を健康長寿モニターとし、5年間継続実施したアンケートの調査結果や、医療・介護のデータ収集結果を分析し、高齢期の生活習慣や社会活動、環境等が、個々人の健康長寿にどのように寄与しているかを検証します。検証結果は、健康長寿施策推進の基

礎データとして活用します。

8. 難病・アレルギー対策の推進

在宅難病患者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、難病に対する正しい知識の普及啓発を図り、療養環境の整備を行い、地域の様々な支援機関と連携して患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

また、アレルギー疾患には様々な原因や症状があることから、重症化の予防や症状の軽減のため正しい知識の啓発に努めます。

(1) 難病対策の推進

①在宅難病患者の療養支援

各種制度の紹介や療養相談を実施します。また、医療・保健・福祉等関係機関との連携等により患者の療養に適した環境づくりを支援します。

杉並区医師会が実施する在宅難病患者訪問診療事業を活用し、在宅医療に関する専門相談の充実を図ります。

②「心のバリアフリー」の推進（再掲）→36ページ

(2) アレルギー・ぜん息患者への支援

①大気汚染による健康障害者への医療費助成

認定審査会で、認定された気管支ぜん息等の患者に医療券を交付し治療に要した医療費を助成します。

②アレルギー相談の充実

4か月児健康診査及び1歳6か月児健康診査の際に、問診を行い、アレルギーの心配がある子どもとその保護者に対して専門医によるアレルギー相談を実施します。

③アレルギーに関する情報提供

アレルギー・ぜん息等に関する講演会を実施するほか、広報すぎなみや区ホームページにアレルギーに関する情報を掲載します。

④快適な住まいづくりの支援（再掲）→60ページ

9. 健康づくりを支援する環境

区民、事業者、関係団体等による地域の健康づくりを進めるため、自発的な健康づくり情報の発信を始めとして、身近で様々な支援や取組が行えるよう、主体的な健康づくりを担う人材の育成が必要です。区では、こうした地域資源の醸成に向け社会環境の整備に取り組めます。

(1) 健康づくり情報へのアクセスと普及啓発

区民・事業者・関係団体および区が健康づくりに取り組む際に有用な情報を、収集、整理、

分析して、広報すぎなみ、ポスター、チラシ、区ホームページ（すぎなみ健康サイト）などICTを活用した情報発信を行います。また、保健センターは、地域健康づくりネットワークの情報拠点となり、情報発信の場を作ります。

(2) 主体的な健康づくり活動を行う人材の育成

健康な地域づくりへの活動を担う人材を育成するため、すぎなみ地域大学において健康づくりに関する講座を設置し、健康づくりや食育の推進を担う人材を養成します。受講後は区に登録していただき、区の健康づくり事業や区内の健康づくり組織・団体の活動を紹介するほか、主体的な健康づくり活動の実施を支援します。

10. 健康危機管理体制の強化

(1) 健康危機管理等関係機関連絡会の開催

健康危機発生時には随時、東京都、警察、消防、医療等の関係機関との連絡会を開催し、情報の共有化、役割分担の明確化を図るとともに、連携した取組を行います。

(2) 健康危機に対する初期行動体制の強化

食中毒、感染症、飲料水等による健康危機に対する各種個別マニュアルを充実し、健康危機に迅速な対処ができるようにするとともに、原因が特定できない場合においても、迅速・的確な初期行動をとれる体制の強化を図ります。

(3) 健康危機管理訓練の実施

健康危機発生時に迅速かつ的確に対応できるように訓練を行い、初期行動体制の強化や情報の収集・提供等に関する職員の健康危機管理能力の向上を目指します。

(4) 新型インフルエンザ等対策の推進（再掲） ➡69ページ

11. 食の安全対策の推進

食品による健康被害の発生防止と区民の食の安全・安心を確保するため、食に関する問題に迅速に対応します。特に、抵抗力の弱い小児・高齢者の食の安全確保や生食肉による食中毒対策に重点を置いて取り組みます。また、食品等事業者に対し、自主的衛生管理の取り組みを支援するとともに、区民、食品等事業者、行政の三者によるリスクコミュニケーションを推進することにより、総合的な食の安全対策を推進します。

(1) 食中毒防止に向けた普及啓発と対策の強化

腸管出血性大腸菌、ノロウイルス、カンピロバクターをはじめとする食中毒事故防止対策の強化を主眼に、食品等事業者に対する監視指導を強化し、区内流通食品の安全性の向上を図り

ます。特に、「小児・高齢者の食生活安全確保」、「生食肉対策」に重点を置き、杉並区食品衛生協会等関係各所と連携を図りながら食中毒対策を実施します。

また、食品等事業者に対し、食中毒の正しい知識を身につけられるよう講習会を開催するとともに、区民に対しても、乳幼児健診の際に、食中毒に対する注意喚起を行うなど食品衛生の情報を発信します。

(2) 食品等事業者の自主的衛生管理の推進

食品等事業者に対し、HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた東京都食品衛生自主管理認証制度等を推進するなど、自主的衛生管理手法の普及と実施への助言などを行います。

HACCP

(Hazard Analysis Critical Control Point:危害分析重要管理点)

国際標準の食品衛生管理の方法。安全な食品を作るために、特に重要な工程（例：殺菌工程）について、一つひとつの製品が基準に達しているかを確認することにより、すべての製品の安全を確保する

(3) 食品添加物、表示に対する監視指導の強化

食品製造施設に対し、添加物や表示の違反をなくすため、立入検査を実施し、使用添加物を把握するとともに、適正な使用について指導します。

また、食品表示法に基づく食品の適正表示について、監視指導を強化します。

(4) リスクコミュニケーションの推進

区ホームページ、パンフレット等による迅速な情報提供に努めるとともに、定期的な意見交換会、食の安全に関するシンポジウム等を開催し、区民、食品等事業者、行政の三者によるリスクコミュニケーションを推進します。

リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクを適切にマネジメントするために、消費者、食品等事業者、行政、専門家などが、情報や意見を交換し、互いに意思疎通を図ること

12. 環境衛生の確保

理容・美容・クリーニング所、公衆浴場、旅館業、興行場、特定建築物、プール、墓地等の環境衛生関係営業施設や、飲料用貯水槽を經由して給水する施設への監視指導、住宅の室内環境（ダニ、アレルギー等）の調査と助言を実施します。

(1) 環境衛生関係営業施設の衛生確保と住宅宿泊事業法等への対応 **新規**

区民が安心して利用できる衛生的な環境衛生関係営業施設とするため、計画的な監視指導を実施します。宿泊施設については、住宅宿泊事業法への対応に取り組むとともに、改正旅館業法が施行された後、無届けで宿泊施設等を営業している事業者への指導を強化します。

また、衛生教育を通じて、多様化する営業形態に最適な管理方法を提案するなど、施設の衛生水準の確保・向上を目指します。

さらに、営業者が自主的に行う衛生管理向上のための講習会や衛生検査等に協力し、自主管理による安心安全な営業施設づくりを支援します。

(2) 安全で良質な飲料水の確保

飲料用貯水槽のある建物の実態把握に努め、そこで生活する区民が安心して飲料水を飲めるように、建物の所有者・管理者に対して、貯水槽の清掃、日常の衛生管理の方法について指導を実施します。

また、建物の所有者等に対して、水道事業者（東京都水道局）と連携して、管理が容易で給水事故が起こりにくい、直結給水方式への転換を引き続き働き掛けます。

学校など直結給水方式の建物についても、水道事業者と連携して、給水の濁りなどの衛生相談に対応します。

(3) 快適な住まいづくりの支援

区民の快適な住まいづくりを支援するため、住宅の室内環境（ダニアレルギー等）調査を実施し、調査結果に基づいて、清掃や効果的な換気方法など「住まい方」についての助言を行います。

また、アレルギー予防教室や乳幼児の健康診査、区民向けの講習会などで、より快適な住まい方の情報を提供します。

13. 医薬品等の安全確保

医薬品、医療機器、毒物劇物及び有害物質を含有する家庭用品による健康被害や事件・事故から区民を守るため、薬局、毒物劇物販売業の店舗等への監視指導、製品の安全確認検査及び情報提供を行います。

(1) 医薬品、医療機器等の安全確保

国・都など関係機関との連携を図りながら、薬局、医薬品販売業の店舗、医療機器販売業の営業所等に対し、「許可に付随する義務の遵守」「医薬品等の不適正な広告をさせない」ことに重点をおいた監視指導を実施します。併せて、流通過程にある製品の検査を実施し、医薬品等の適正な品質確保に努めます。また、区民に対し、医薬品や医療機器に関して注意すべき情報を提供します。

(2) 毒物劇物の危害防止

都区合同の一斉重点監視指導を行い、毒物劇物の適正な受渡しや安全な取扱いができる設備が整っているかを確認します。また、盗難等による事件・事故を防ぐため、毒物劇物の安全な保管・管理体制について指導します。

(3) 有害物質を含有する家庭用品の安全確保

日常生活で使用される繊維製品や洗剤等の家庭用品に含有される有害物質について、安全性の確保・確認のための検査を実施し、違反品が発見された場合は、製造者への指導等を行います。

14. 感染症対策の推進（再掲） →69ページ

15. 食品・水等の検査による安全確保

食品・飲料水・感染症予防・放射能等に関して、科学的根拠に基づく指導・助言等を行うための試験検査を実施します。

(1) 試験検査の実施

検査需要を予測し、時代の要請に応じて、正確で迅速な検査を実施します。また、健康危機発生時には緊急検査を実施します。

① 衛生微生物検査の実施

食品微生物、食中毒細菌、真菌、レジオネラ属菌及び飲料水の正確で効率的な検査の迅速な実施を目指します。さらに、新しい検査に対応した技術向上を図り、区民からの相談に対応できる検査体制を維持します。

② 感染症関連検査の実施

冬季を中心として保育園等の児童福祉施設、高齢者福祉施設及び学校などで頻発しているノロウイルスを原因とする感染症並びに腸管出血性大腸菌O157等に起因する大規模食中毒及び感染症に対して、保菌者検索事業も含めて、迅速に検査結果が出せる検査体制の強化を図ります。

また、結核についても感染の拡大防止のための検査を迅速に行います。

③ 検査情報収集・精度管理の充実

健康危機発生時の検査に即応するために、試験検査に関連する最新の情報を収集し、検査技術の維持・向上に努めます。

また、検査の正確性を確保するために、厚生労働省が実施機関として認めた一般財団法人食品薬品安全センター等の外部精度管理調査に参加するとともに、内部精度管理を実施します。

保菌者検索事業

食品取扱従事者等を対象としてO157等の細菌検査を行うことにより、食中毒の未然防止を図る事業

精度管理

外部精度管理（外部機関が実施）と内部精度管理（施設内で実施）とがあり、検査精度の維持向上を図るもの

(2) 放射能対策の実施

区民の安全・安心を確保するため、空間放射線量の測定や小中学校・保育園等の給食食材などに含まれるセシウム等の放射能濃度を測定し、その結果を公表します。

① 給食食材等の検査

小中学校及び保育園等の給食食材等についてゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性セシウムの測定を行います。

② 飲料水の検査

区内で給水される2系統の水道水についてゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性ヨウ素及び放射性セシウムの測定を行います。緊急時には必要に応じて測定回数を増やします。

ゲルマニウム半導体検出器

主に食品中のガンマ線放出核種及びその濃度の測定に使用する低い放射能濃度まで正確に測定できる

③空間放射線量の測定

ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器を用いて、空間線量の測定を定期的に行います。緊急時には必要に応じて測定回数を増やします。

ヨウ化ナトリウムシンチレーション検出器
空間放射線量の測定に使用し、検出器に放射線が入った際に生じる蛍光を測定する

16. 動物と共生できる地域社会づくり

人と動物が共生できる地域社会の実現を目指し、動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発等を進めます。

(1) 動物の適正飼養ルールの普及啓発

都市における適正飼養ルールの冊子等の作成、講習会等の開催、杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）の地域に根ざした活動を通して、適正飼養ルールや終生飼養の周知を図ります。

杉並どうぶつ相談員

動物の飼い方やマナーの向上に関する普及啓発活動を行う区民ボランティアで、地域の身近な相談員として、区と協働して、動物の愛護及び適正な飼養の推進のための各種の活動を行う

(2) 飼い主のいない猫を増やさない活動支援

東京都獣医師会杉並支部の協力を得て実施する「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」や杉並どうぶつ相談員の活動により、飼い主のいない猫を適正に管理する個人・グループを育成・支援します。これにより、不妊・去勢手術の促進、餌場・フン等の適正管理を推進し、飼い主のいない猫と猫による生活環境への被害の減少に取り組みます。

飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業

飼い主のいない猫を適切に管理する個人・グループの育成を目的とした事業で、「飼い主のいない猫・杉並ルール」を守って活動する個人・グループが管理している猫の不妊・去勢手術を、区の費用負担の下、獣医師会の協力を得て実施する

(3) 狂犬病予防の推進

区民と動物の健康と安全を確保するため、狂犬病の国内発生の危険性を飼い主に認識してもらうよう周知を図るなど、人と動物に共通する感染症の知識の普及を進めます。併せて、狂犬病の発生予防とまん延防止のため、畜犬登録を推進し、狂犬病予防注射の接種率の向上に取り組みます。

(4) 災害時におけるペットの救護対策 **新規**

災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼養管理が行われるよう、飼い主に対して、平常時からの「災害時ペット対策」の重要性を普及啓発します。また、杉並どうぶつ相談員や東京都獣医師会杉並支部等の関係機関との連携を強化し、災害発生時の協力体制を整備します。

施策 地域医療体制の充実

現状と課題

- 医科・歯科の急病診療体制や、特に不足しがちな小児急病診療の確保に加え、区内の医療機関と連携協力して、災害時や新たな感染症発生時の医療体制を整備するとともに、がんの療養に関する相談体制の充実など、医療連携体制の構築を進めています。また、救急協力員（すぎなみ区民レスキュー）の養成等を進めることにより、区民の初期救急対応力は着実に向上しています。
- 今後加速化する少子高齢化に伴い、各病院の機能分化が進み、地域医療の提供体制が大きく変化することが見込まれます。そのため、かかりつけ医等による日頃の健康管理を推進するとともに、区がこれまで培ってきた地域医療連携を発展させ、区民が安心して医療を受けられる体制づくりが必要です。
- 特に在宅医療については、医療・介護総合確保推進法に基づき、区が自ら推進体制を整備する必要があります。

総合計画に定めた施策の目標

- 夜間・休日においても安心して診療を受けられる体制が確保されているとともに、地域の医療機関の連携が強化され、災害時や新たな感染症発生時の医療体制も整備されています。
- 緊急時に、傷病者に対して迅速・正確に応急手当のできる区民が増え、地域における初期救急対応力が向上するとともに、感染症の予防策の区民への周知が図られています。
- 高齢者等が在宅で医療・介護を受ける体制が充実し、在宅で安心して生活することができています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標*1
救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	59.6%	73.5%	78%	80%
救急協力員(すぎなみ区民レスキュー*2)登録者数	2,197人	2,903人	3,500人	4,000人
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	70.3%	73.4%	77.5%	80%

*1:総合計画・実行計画最終年度

*2:すぎなみ区民レスキュー

地域の初期救急対応力の向上を図るため、東京消防庁が認定した普通救命講習などの認定証を取得し、区の救命救急制度に関する講義を受講し、区に登録された区民

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
地域医療体制の充実	緊急時の医療体制充実	1. かかりつけ医等の定着と地域医療連携の推進	(1) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及・定着 P65 (2) 地域医療連携の推進 P65 (3) 医療安全の確保 P65 (4) 歯科保健医療センターの運営 P66
		2. 救急医療体制の充実 実	(1) 急病医療情報センターの運営 P66 (2) 急病診療体制の確保 P66 (3) 初期救急対応力の向上 P66
		3. 災害時医療体制の充実 実重	(1) 緊急医療救護所の維持運営 P67 (2) 災害拠点病院等との医療救護訓練の実施 P67 (3) 医療依存度の高い方に対する医療救護体制の整備 P67 (4) 急性期以降の医療救護体制の確保と保健対策 新 P67
		4. 在宅医療体制の充実 実重	(1) 今後の在宅医療・介護連携に向けた取組 新 P68 (2) 在宅医療・生活支援センターを核とした在宅医療の推進 新 P68
		5. 感染症対策の推進 実	(1) 新型インフルエンザ等対策の推進 P69 (2) 感染症対策の強化 P69 (3) 予防接種事業の推進 P69

実…実行計画事業及び実行計画関連事業
 〈平成29年度保健福祉計画改定時〉
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
 〈平成30年度保健福祉計画改定時〉
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

1. かかりつけ医等の定着と地域医療連携の推進

東京都が平成28年に策定した「東京都地域医療構想」により、各病院が「高度急性期、急性期、回復期、慢性期」に機能分化が進むことから、今後、地域医療の提供体制が大きく変化することが見込まれます。

かかりつけ医等は、健診や診療等で区民の健康管理を行うだけでなく、より専門的な医療機関の紹介等を通じて、病状に応じた適切な医療機関の選択を支援し、さらに退院後は、医療・介護の連携で区民の在宅療養を支えるなど、多様な役割を持っています。

このため区は、杉並区医師会等と協力し、かかりつけ医等の普及・定着と、地域の医療機関同士の連携を推進するとともに、医療安全の確保に務め、区民が安心して医療を受けられる体制づくりに取り組みます。

東京都地域医療構想

団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年（平成37年）に向かって、少子高齢化は進展し、医療需要の増加が見込まれる。都は平成28年、医療法の改正に基づき東京都地域医療構想を策定した。これによって、病院機能の分化や連携が進むとともに、在宅医療ニーズが拡大すると予想される

(1) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及・定着

健康づくりの講演や各種イベントの開催、健康診査等を通して、専門的な医療の受け方や退院後の療養生活等について気軽に相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及・定着を推進します。

かかりつけ医

医療や介護等なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要なときには専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる存在であり、地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師

(2) 地域医療連携の推進

身近なかかりつけ医が患者の病状にあわせて専門医療機関を紹介する病診連携は、患者にとってより効果的で安心な医療につながります。特に、がんや糖尿病、脳卒中等の疾病は、専門的な医療を提供する病院と、日頃の健康管理を行う地域のかかりつけ医が、それぞれの役割に応じた機能を発揮し連携することで、入院から在宅まで切れ目なく医療を提供することが可能です。このため区はかかりつけ医と専門的な病院等との連携を進めます。

また、都が設置する地域医療構想調整会議は、都民、東京都、区市町村、医療機関、保険者等が参加し、構想区域ごとに不足する医療について、現状と課題を共有しながら、具体的な対応策を話し合う場です。区は、地域医療構想調整会議に積極的に参画し、地域診断に基づく情報発信で病院の機能強化を支援し、区内外の病院との医療連携を推進します。

かかりつけ歯科医

生涯を通じた歯と口腔の健康管理や、在宅療養者に対する訪問治療を行う等、切れ目なく歯科保健医療サービスを提供する機能を有する歯科医師

かかりつけ薬剤師

重複投与や残薬の確認等、薬を一元的・継続的に把握することで適切な服薬状態を維持する手助けを行い、開局時間外でも調剤や電話相談を実施でき、医療機関と連携している薬剤師

構想区域

病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量を算出するための区域。都の構想区域は二次保健医療圏に一致する。杉並区は新宿区、中野区とともに区西部構想区域に属する

(3) 医療安全の確保

①体制整備と情報提供

区民が安心して医療を受けられるよう、医療法等に基づく監視指導を実施し、医療機関における医療安全の体制整備を推進します。また、医療事故や感染症等の医療安全の確保に役

立つ情報を適時、医療機関等へ提供し、安全で安心できる地域医療の実現を図ります。

②医療安全相談の実施

「杉並区医療安全相談窓口」は、相談者からの診療内容や健康に関する電話相談を受け、区民の医療に関する疑問や不安の解消に努めるとともに、区内の診療所等に対する苦情や要望などを当該診療所等に伝達し、患者と診療所等の良好な関係の構築を支援します。また、杉並区医療安全推進連絡協議会での情報共有や、監視指導と連携した取組で、区民が安心して医療を受けられる体制づくりを推進します。

(4) 歯科保健医療センターの運営

一般の歯科診療所では受診が困難な障害者や有病の高齢者などが、安心して歯科の治療や検診を受けられるよう、歯科保健医療センターの運営を通して、障害者などに歯科医療を提供します。また、地域の歯科医療機関との連携により、かかりつけ歯科医や訪問診療の普及を図るとともに、医療、福祉、介護の多職種連携を強化し、在宅療養における摂食・嚥下（えんげ）機能を支援します。

2. 救急医療体制の充実 **実**

医療機関案内サービスや小児急病診療を中心とした医科・歯科の急病診療体制を確保します。また、救急時に備え、迅速・正確に応急手当を行える救急協力員（すぎなみ区民レスキュー）の養成や区職員に対する普及・啓発活動を進めています。併せて、初期救急対応力の向上に向けて、より地域の実情を踏まえた取組を進めます。

(1) 急病医療情報センターの運営

「杉並区急病医療情報センター」を設置し、平日の夜間や休日など、病院・診療所等の診療時間外における急な体調不良や小児急病の相談に対応します。

併せて、受診可能な医療機関の案内や相談に対応していきます。

(2) 急病診療体制の確保

休日などの病院・診療所の休診日等に対応するため、保健医療センター内の医科・歯科・調剤において、一次的な救急対応を行うとともに、区内診療所で輪番による内科・小児科の診療を実施します。

小児救急診療については、既に実施している東京衛生病院のほか、新たに佼成病院を加え小児急病診療体制を拡充しましたが、今後も、医師会、関係病院と協議しながら急病診療事業を推進します。

(3) 初期救急対応力の向上

初期救急に効果的なAED（自動体外式除細動器）を多数の区民が集まる区の施設（運動場や区民センター等）を中心に配置しました。また、心肺停止等緊急時に迅速かつ的確に応急手当を行える「救急協力員（すぎなみ区民レスキュー）」の養成や、区職員に対する救命救急講

地域医療体制の充実

習の実施など、救命救急の普及を図ります。さらに、初期救急対応力の向上に向けて、区民の自発的な救命救急講習活動への支援など、より効率的で地域の実情に合った取組を進めます。

3. 災害時医療体制の充実 **実重**

区内の医療・病院関係者等との連携の下、地域防災計画に基づく医療救護体制の充実を図ります。また、熊本地震等の状況を踏まえ急性期以降（発災後72時間以降）の医療体制について検討します。

(1) 緊急医療救護所の維持運営

大規模災害が発生した場合に、災害拠点病院等の敷地内に11か所の緊急医療救護所を速やかに開設し、医療救護活動ができるよう医薬品や医療資器材等の適切な維持運営を行います。

緊急医療救護所

大規模災害の発生により、多数の負傷者が想定される際、超急性期（発災後72時間まで）までは、都の指定する、災害時に主に重傷者の治療・収容を行う災害拠点病院及び主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う災害拠点連携病院等の敷地内に設置し医療救護活動を行う

(2) 災害拠点病院等との医療救護訓練の実施

平成29年度までに緊急医療救護所に該当する11か所全ての災害拠点病院等で実施した医療救護訓練の結果等を踏まえ、より実践的な医療救護訓練を実施します。

(3) 医療依存度の高い方に対する医療救護体制の整備

災害時要配慮者等（在宅人工呼吸器使用者、人工透析患者、酸素療法患者等）に対し、酸素ボンベの貸出等の支援体制を整えるとともに、必要な支援を行うため医療機関との連携を図ります。

災害時要配慮者

高齢者及び障害者等災害発生時に、必要な情報を把握して、安全に避難するなどの防災行動をとるのに支援を要する人々のこと

(4) 急性期以降の医療救護体制の確保と保健対策 **新規**

急性期以降、医療ニーズが高く医療機能が回復していない地域などに、状況に応じ震災救援所に医療救護所を開設し、医師会等と協力して、医療体制を確保します。また、震災救援所等における避難者への保健対策として、区の保健活動班や災害時健康危機管理支援チーム等が巡回し、健康相談や衛生管理、感染症対策等に取り組めます。

4. 在宅医療体制の充実 **実重**

高齢者や障害者等が、病気を抱えても在宅で安心して生活できるよう、杉並区在宅医療推進連絡協議会の機能を強化し、在宅医療や介護に携わる関係機関の連携を進めるとともに、地区診断に基づく施策の展開や普及啓発の充実を図ります。また、在宅医療・生活支援センターを核として、区内の在宅医療体制を推進します。

(1) 今後の在宅医療・介護連携に向けた取組 **新規**

在宅医療・介護連携を推進するため、保健・医療・福祉の関係機関による杉並区在宅医療推進連絡協議会を開催しています。在宅医療・介護連携の更なる充実を図るために、部会を再構築し、従来の認知症部会に加え、新たに事業推進企画部会及び普及啓発・研修部会を設置しました。とりわけ事業推進企画部会では、国保、介護、後期高齢の3つのレセプトデータを活用した、医療や介護の需要や供給に関する調査分析等を踏まえた、PDCAサイクルに基づく施策の展開を推進します。

(2) 在宅医療・生活支援センターを核とした在宅医療の推進 **新規**

在宅医療・生活支援センター（平成30年4月開設）を核として、区民や医療・介護関係者への相談支援や医療・介護関係者の人材育成、在宅医療に関する普及啓発に取り組み、区内の在宅医療を推進します。

なお、平成33年度の特別養護老人ホーム棟開設の際には、同棟内に設置する診療所や訪問看護ステーション等と緊密に連携して、急病や夜間・休日の対応、相談支援のバックアップ体制等を強化し、在宅医療を支える取組をさらに充実していきます。

①在宅医療相談調整窓口の充実

医療が必要な高齢者、障害（児）者、子ども、がん療養者等に対して、医師会等と連携して、専門の職員が、どのような医療や支援が必要なのかを把握し、地域の医療機関及び制度等につなげます。

病院から退院して在宅療養を開始する際の相談対応などを行う相談窓口について、地域の医療機関、訪問看護・介護事業者等に関する情報の収集・提供体制を強化するとともに、区民や医療・介護関係者に積極的な周知を図ります。

②後方支援病床協力病院との連携強化

在宅療養支援診療所等の主治医が一時的な入院治療が必要と判断した在宅療養者を確実に入院できるようにすることが、在宅療養の支えになります。そのため、対象者の速やかな入院が調整できるよう、病床を提供する協力病院との連携強化を図ります。

③在宅医療に関わる人材の育成

在宅医療が必要な方への医療・介護サービスの質、相談対応力の向上に向けて、医療知識に関する研修、事例検討やグループワーク等を交えた研修を多職種共同で実施し、相互理解を図るとともに、医療・介護関係者との連携を図り、人材育成を推進します。

④在宅医療の普及啓発

高齢者等が、医療が必要になっても在宅で安心した生活を送ることができるよう、講演会などを通じて、在宅医療に関する知識をはじめ、在宅での療養やがんの緩和ケア、看取り等について、理解を深める取組を進めます。

⑤在宅医療地域ケア会議の充実

区では、区内7つの圏域で、医療や介護にかかわる多様な職種が参加する在宅医療地域ケア会議を開催しています。これにより、職種間の関係づくりを進めるとともに、医療と介護を一体的に提供できるよう、各地域の実情に応じた課題の抽出や解決策の検討に取り組みます。

5. 感染症対策の推進 **実**

感染症とその予防に関する知識の普及啓発を実施します。また、感染症発生時に迅速かつ適切な対応がとれるよう、医療機関、社会福祉施設、その他関係機関等との連携を強化します。

(1) 新型インフルエンザ等対策の推進

「杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対策を推進するとともに、疾病に対する知識、発生時の行動、日頃の備え等についてパンフレットや講演会を通じて区民に周知します。また、発生時における防疫体制の整備や関係医療機関等との連携体制の強化を図ります。

新型インフルエンザ等

感染症法に規定される新型インフルエンザ等感染症及び新感染症で、誰もが抵抗力（免疫）を持っていないため、いったん発生すると、大流行（パンデミック）になる恐れがある。健康被害ばかりではなく、社会経済活動にも多くの影響を及ぼすことが心配されている

(2) 感染症対策の強化

集団発生の高リスクが高い乳幼児、児童、障害者、高齢者などの施設等への感染症予防と感染拡大防止策の周知を図るとともに、広報や地域イベントを活用して区民への予防知識の普及啓発を積極的に行います。

結核については、依然としてわが国最大の感染症であり、患者は都市部に集中していることから、定期健診や接触者健診による結核の早期発見、発病予防に努めるとともに、医療機関等と連携を図りながら、服薬・療養の支援を行います。

輸入感染症については、海外旅行者の増加や国際交流の進展により増加傾向にあることから、区民への情報提供や相談を行い、発生時には調査等に対応し、感染症の拡大防止を図ります。

また、HIV感染症や梅毒などの性感染症、新興感染症及び再興感染症について、区民が自ら感染を予防できるよう知識の普及啓発を進めます。

新興感染症

それまで明らかにされていなかった病原体に起因した公衆衛生学上問題となる感染症

再興感染症

かつて存在した感染症で公衆衛生学上ほとんど問題にならないようになっていたが、近年再び増加してきたもの、あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症

(3) 予防接種事業の推進

予防接種法に関する国の動向を踏まえ、的確な予防接種事業を実施するとともに、予防接種システムを活用して未接種者へ接種勧奨を実施し接種率向上を図ります。また、感染症の発生状況を考慮して、予防接種に関する情報提供や任意予防接種の接種費用助成を実施します。

施策 高齢者の社会参加の支援

現状と課題

- 高齢者の社会参加を支援する「長寿応援ポイント事業」により、主体的で多様な地域活動が行われています。一方で、参加者が固定化している傾向にあることから、広く新規の参加者の増加を図るための見直しが必要です。
- 高齢者のいきがいを高めるため、多様な社会参加の推進を図るとともに、元気な高齢者の働く意欲に応じていく必要があります。
- 今後、高齢化が一層進展していく中で、高齢者が地域の中で互いに支えあいながらいきいきと活動できる環境や就労できる環境を整えていくことが必要です。

総合計画に定めた施策の目標

- 高齢者が同じ趣味や関心、地域での活動などを通して、様々な区民とつながり、支えあいながらいきいきと生活しています。
- 高齢者が自らの知識や経験を活かし、就労や地域貢献活動などにより社会参加しています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標 ^{※1}
65歳以上の高齢者でいきがいを 感じている人の割合	82.7%	79.0%	92%	95%
地域活動・ボランティア活動・働いている 高齢者の割合	38.3%	37.8%	47%	50%

※1:総合計画・実行計画最終年度

高齢者の社会参加の支援

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
高齢者の社会参加の支援	高齢者のいきがい活動の推進	1. 高齢者のいきがい活動支援 実重	(1) 社会参加支援・高齢者就労支援 P72 (2) 杉の樹大学 30新 P72 (3) いきいきクラブの活性化支援 P72 (4) ゆうゆう館及び高齢者活動支援センターでの高齢者の自主的な活動の推進 P72
		2. 長寿応援ポイント事業の推進 実重	(1) 長寿応援ポイント事業の見直し P73 (2) 長寿応援ファンド助成による地域活動の支援 P73

実…実行計画事業及び実行計画関連事業
 (平成29年度保健福祉計画改定時)
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
 (平成30年度保健福祉計画改定時)
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

高齢者のいきがい活動の推進（事業1～2）

区の高齢者人口は年々増加傾向にあります。高齢期を元気にいきがいを持って活躍できるよう、高齢者が地域で活動できる環境や就労できる環境を整えるとともに、互いに支えあう活動を支援する取組を進めていきます。

1. 高齢者のいきがい活動支援 **実重**

高齢者が同じ趣味や関心を通じて身近な地域活動などの場で多様な世代の区民と交流し、いきいきと生活する地域社会づくりを進めます。

また、高齢者が自らの知識や経験を活かし、健やかで活力ある高齢期を過ごすことができるよう、地域貢献活動や就労をできる環境を整え、社会参加を支援します。

(1) 社会参加支援・高齢者就労支援

就労意欲のある高齢者と求人したい企業等の意向とが結びつくよう就業のための知識や就業情報を提供するとともに、キャリアカウンセラーによる個別相談等を通じて就業支援を行います。

また、NPO法人の設立、起業、ボランティア活動等、多様な働き方を習得する講座の開催を行います。

さらに、働く意欲のある元気な高齢者のために、福祉施設（保育施設、高齢者施設）への就労に向けた取組を実施します。

(2) 杉の樹大学 **30新規**

60歳以上の区民の方を生徒として募集し、地域とのかかわりが薄い方や活動に踏み出せない方も、興味を持って参加しやすい講座を実施し、高齢者のいきがい活動の支援の充実を図ります。

(3) いきいきクラブの活性化支援

会員相互のいきがいを高め、ふれあいを深めることを目的に、地域における福祉活動など多様な社会活動を行ういきいきクラブを活性化させるとともに、新規クラブの立ち上げを支援します。

いきいきクラブ

概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を活かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

(4) ゆうゆう館及び高齢者活動支援センターでの高齢者の自主的な活動の推進

ゆうゆう館では、高齢者の自主グループ活動を活性化するとともに、地域で高齢者を支えあうコミュニティづくりにつながる、地域に密着した多世代交流拠点となるよう運営を行います。

また、高齢者活動支援センターにおいても、高齢者が自主的活動をしやすい環境を提供するため、使いやすい施設の運営に向け支援を行うとともに、ゲートボール場の管理については、使用団体が自主的に行い、健康的に活動ができるよう支援を行います。

2. 長寿応援ポイント事業の推進 **実重**

高齢者が、ボランティアや健康づくり等の社会参加活動を通じて、お互いが支えあい自らも元気になる取組を進めるとともに、寄付されたポイントを原資とする長寿応援ファンドにより、様々な

地域貢献活動を助成します。

(1) 長寿応援ポイント事業の見直し

事業参加者の利用実態を把握し、その結果を踏まえ、ポイント交換の仕組み等について、検討・見直しを行います。

(2) 長寿応援ファンド助成による地域活動の支援

子ども・若者世代や高齢者世代に対する支援や世代間の交流を進めるなど、公益性が高く、地域に貢献する活動に長寿応援ファンド助成を行います。

施策 高齢者の地域包括ケアの推進

現状と課題

- 高齢化がさらに進展する中、杉並区高齢者実態調査結果（平成29年3月）では、約6割の方が、医療や介護が必要になっても現在の住まいにできるだけ住み続けたいと願っています。また、5割以上の方が在宅生活を支える医療・介護サービスの充実を求めています。
- 医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けて、地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。
- 認知症高齢者の行方不明や、認知症への理解不足による高齢者虐待等の問題が発生していることを踏まえ、認知症への理解を深めるための普及・啓発や、本人・家族の視点を重視した認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供体制づくりが求められています。

総合計画に定めた施策の目標

- 高齢者が住み慣れた地域で在宅での日常生活を継続できるよう、医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されています。
- 介護保険制度をはじめとした公的サービスだけでなく、地域の多様なサービスの担い手が要介護高齢者とその介護者の生活を支えています。
- 早期発見・早期対応を軸とした認知症対策が実施され、認知症高齢者の在宅生活を支え家族を支援することで、認知症になっても在宅で安心した生活が送れています。

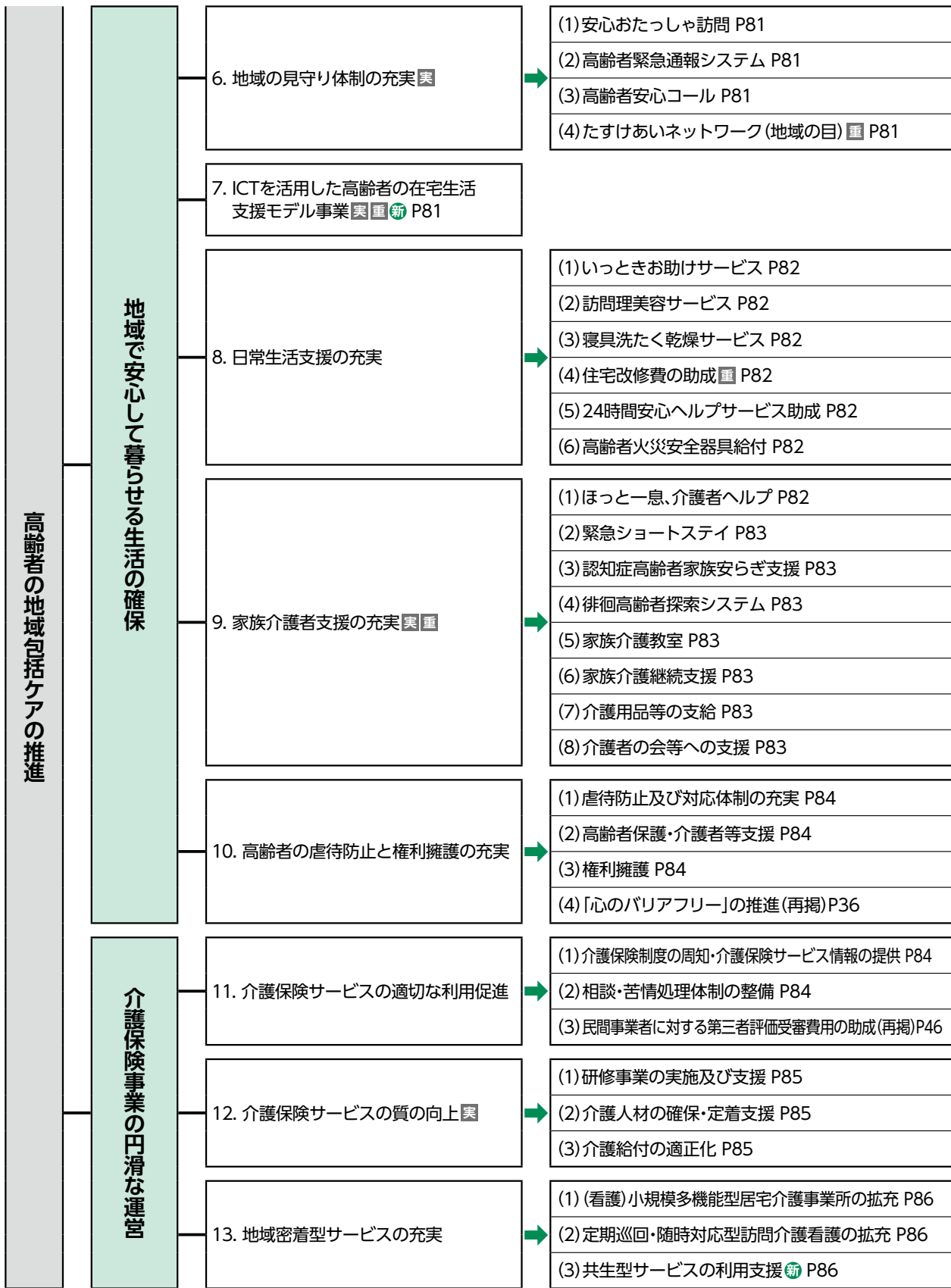
総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標 ^{※1}
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	70.3%	73.4%	77.5%	80%
在宅介護を続けていけると思う介護者の割合	79.1%	77.3%	84%	85%

※1:総合計画・実行計画最終年度

高齢者の地域包括ケアの推進

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
高齢者の地域包括ケアの推進	高齢者の認知症対策と地域包括ケアの推進	1. 認知症対策の充実 実	(1) 認知症の早期発見・早期対応の取組の推進 実 P77 (2) 認知症相談の充実 P77 (3) 認知症ケアパスの普及 P78 (4) 専門的な対応・支援の仕組みづくり P78 (5) 成年後見制度等の利用促進(再掲) P44 (6) 認知症高齢者家族安らぎ支援(再掲) P83 (7) 徘徊高齢者探索システム(再掲) P83 (8) 介護者の会等への支援(再掲) P83
		2. 在宅生活を支える地域づくりの推進 実	(1) 地域包括支援センター(ケア24)の機能強化 実 P78 (2) 在宅医療・生活支援センターとの連携 新 P79 (3) 移動サービスの支援(移動困難者支援)(再掲) P36
		3. 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実	(1) 介護予防・生活支援サービスの充実 P79 (2) 介護予防ケアマネジメントの質の向上 P80 (3) 介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業(再掲) P56 (4) 地域リハビリテーション活動の支援 P80
		4. 在宅医療体制の充実(再掲) P67	
		5. 地域の支えあいによる生活支援の推進(生活支援体制整備) 実 新 P80	



実…実行計画事業及び実行計画関連事業
 <平成29年度保健福祉計画改定時>
■…重点的に取り組む項目
新…新規事業
 <平成30年度保健福祉計画改定時>
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

高齢者の認知症対策と地域包括ケアの推進（事業1～5）

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくりを行います。

また、高齢者がそれぞれの意欲や能力に応じて、地域での役割を持ち、支え・支えられる地域づくりを進めるため、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実や生活支援体制整備を進めます。

さらに、地域ケア会議を活用した地域づくりを進めるとともに、在宅医療体制の充実を図り、地域包括ケアを推進します。

1. 認知症対策の充実 **実**

認知症の早期発見・早期対応のため、認知症への理解を深め、早期の認知症の気づきを促進する普及・啓発を行います。

また、認知症の人や家族の視点を重視し、認知症になっても持てる能力を発揮し、地域の中で役割を持って暮らし続けられる地域づくりを、認知症地域支援推進員を中心として認知症支援コーディネーター、地域包括支援センター（ケア24）の地域包括ケア推進員、地域住民、関係機関・団体等と協働して推進します。

(1) 認知症の早期発見・早期対応の取組の推進 **重**

認知症に早く気づき、早く対応することの重要性を広めるため、広く一般区民を対象とした講演会や認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に関する知識の普及啓発を進めます。

認知症地域支援推進員は、地域包括ケア推進員や関係機関、地域住民等と協働して、認知症サポーターフォローアップ講座を開催し、認知症の理解をさらに広げます。また、認知症サポーターがいる店舗や事業所である認知症サポート事業所を増やし、認知症の人やその家族を地域全体で支える基盤をつくります。

(2) 認知症相談の充実

認知症に関する不安や困りごと等の相談を地域包括支援センター（ケア24）が中心に受け止め、対応できるよう相談体制の充実を図ります。

① 地域包括支援センター（ケア24）が実施する認知症相談の充実

認知症サポート医による物忘れ相談やDASC-21の活用等により、認知症相談を充実します。

② 認知症初期集中支援チームによる相談・支援の充実

専門医や医療・介護専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」により、認知症が疑われる人の家庭を訪問し、生活状況や認知機能等の把握・評価を行い、適切な診断や自立生活に向けた支援等に結び付ける等、本人・家族への初期の支援を包括的、集中的に行います。

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業を企画・調整する役割を担う者（区職員）

認知症支援コーディネーター

地域包括支援センター（ケア24）の相談ケースの中で認知症の疑いがあるが受診につながらないなど、必要な支援につなげるために苦慮している方について、認知症疾患医療センターの職員と連携し、訪問支援により適切な医療やサービスにつないでいく役割を担う者（区職員）

地域包括ケア推進員

地域包括支援センター（ケア24）の中で、認知症対策や医療と介護の連携、生活支援の体制整備等の取組を中心的に進める役割を担う者

DASC-21

認知症をもつ人によく見られる「認知機能障害」と「生活機能障害」を総合的に判断するための評価表

③認知症疾患医療センターとの連携の推進

認知症初期集中支援チーム等の対応によっても受診困難な認知症高齢者については、認知症支援コーディネーターが、認知症疾患医療センターと連携して訪問支援を行い、適切な医療・介護サービスにつなぎます。

認知症疾患医療センター

認知症に関する鑑別診断、身体合併症と周辺症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者との連携を推進している。杉並区においては、浴風会病院がその役割を果たす

(3) 認知症ケアパスの普及

認知症の人とその家族を支える医療や介護サービスの仕組みを症状や状況に合わせて示した「認知症ケアパス」の冊子を、金融機関や店舗等、区民が多く立ち寄る場所に置き、支援内容等について地域全体に周知を進めることにより、本人・家族の不安軽減を図ります。

(4) 専門的な対応・支援の仕組みづくり

認知症地域支援推進員や認知症支援コーディネーターは、「医療機関連携クリティカルパス（認知症地域連携クリティカルパス）」を活用して、認知症疾患医療センターや地域の医療機関、介護事業所等と連携強化を図ります。また、相談機関・関係機関の連絡会や研修の開催により、認知症の人やその家族に対する専門的な相談支援の質の向上を図ります。

医療機関連携クリティカルパス (認知症地域連携クリティカルパス)

認知症の疑いのある方や鑑別診断を行う必要がある場合など早期発見・早期治療を実現するためのかかりつけ医療機関と専門医療機関との情報連携の仕組み

(5) 成年後見制度等の利用促進（再掲）➡44ページ

(6) 認知症高齢者家族安らぎ支援（再掲）➡83ページ

(7) 徘徊高齢者探索システム（再掲）➡83ページ

(8) 介護者の会等への支援（再掲）➡83ページ

2. 在宅生活を支える地域づくりの推進 **実**

団塊世代のすべてが後期高齢者となる2025年、そして団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年には、医療・介護サービスの不足が懸念されます。そのため、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、一人ひとりの状況に合わせた住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括システムを推進します。

(1) 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化 **重**

地域包括ケアシステムの中核機関として、認知症対策や医療と介護の連携、生活支援体制整備等の取組を推進します。

また、「地域ケア会議」により、個別ケースの課題対応を通して、地域包括支援センター（ケア24）毎の地域課題の把握・共有・解決や地域包括システムのネットワークの構築に向けた取組を進めます。

(2) 在宅医療・生活支援センターとの連携 **新規**

複数の機関との連携が必要で解決に時間を要する課題を抱える家庭等の支援について、地域包括支援センター（ケア24）をはじめとする地域の相談機関等は、複数の関係機関との調整や専門的知見によるサポートを担う在宅医療・生活支援センターと連携し対応します。

(3) 移動サービスの支援（移動困難者支援）（再掲） ➡36ページ

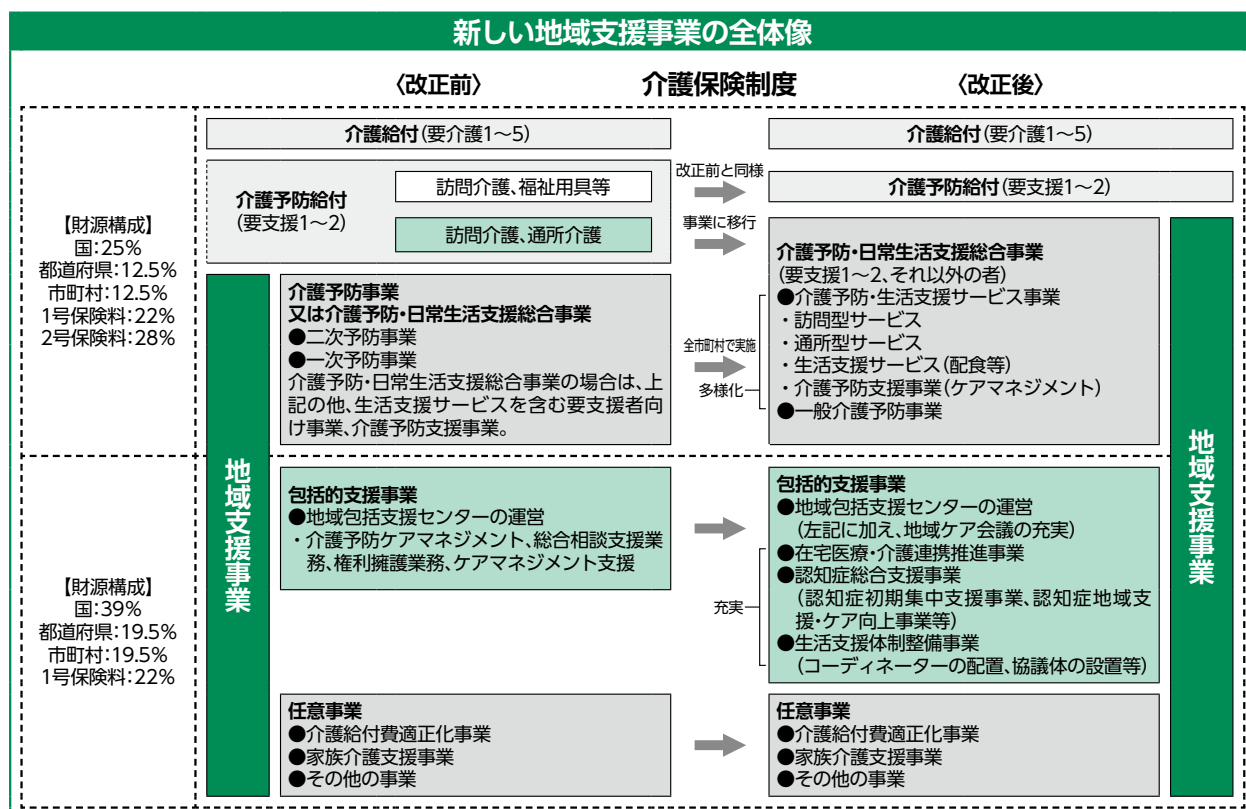
3. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実

平成28年度から実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」について、事業の評価・検証を行いながら、質の高いサービスの運用を図ります。

(1) 介護予防・生活支援サービスの充実

介護保険制度改正により要支援認定者等を対象とする介護予防の訪問介護と通所介護は、全国一律の基準による予防給付から地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業に位置付けられました。区では平成28年度から、訪問型サービス・通所型サービスとして円滑に移行を進めました。

また、地域の実情に応じた多様なサービスとして、緩和された基準によるサービス（自立支援訪問事業・自立支援通所事業）・短期集中予防サービス（訪問型・通所型）の提供にも取り組んでおり、利用実績の分析や検証結果を踏まえ、効果的かつ効率的な事業の進め方を検討します。



(2) 介護予防ケアマネジメントの質の向上

適切なサービスの利用により高齢者が地域で自立した生活ができるように支援するため、より質の高い介護予防ケアマネジメントの実現を図ります。

区民や事業者等へケアマネジメントにおける自立支援・介護予防・重度化防止の理念を普及啓発するとともに、介護予防ケアマネジメント支援会議を活用した介護予防ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。

(3) 介護予防普及啓発・地域介護予防活動支援事業（再掲）→56ページ

(4) 地域リハビリテーション活動の支援

地域ケア会議や通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する「地域リハビリテーション活動支援事業」を実施し、地域における介護予防の取組を強化します。

4. 在宅医療体制の充実（再掲）→67ページ

5. 地域の支えあいによる生活支援の推進（生活支援体制整備）**重** **新規**

高齢者の生活上のちょっとした困りごとや地域からの孤立などに対して、地域の支えあいによる生活支援サービスへの期待が大きくなっています。生活支援体制整備事業では、地域の中で不足する地域資源（生活支援サービス・活動）の開発、担い手の養成、多様な活動主体間のネットワークづくり等を図るため、杉並区全域を第1層、地域包括支援センター（ケア24）の担当区域を第2層（日常生活圏域）とし、地域での支えあいによる生活支援の体制づくりを推進します。

地域で安心して暮らせる生活の確保（事業6～10）

高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、地域における高齢者の見守りサービスや日常生活支援サービスの充実を図ることが重要です。また、高齢者虐待が深刻化する前に、関連機関及び地域との連携により、虐待の未然防止や高齢者の尊厳を守るための権利を擁護します。さらに、介護する家族等の孤立防止と介護の負担軽減に向けた対策を進めます。

6. 地域の見守り体制の充実 **実**

高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民生委員・地域包括支援センター（ケア24）職員による「安心おたっしゅ訪問」や、地域ボランティア・民間事業者による「たすけあいネットワーク（地域の目）」、「高齢者緊急通報システム」など、多様な方法で重層的な見守り体制を強化し、孤立した高齢者を必要なサービスにつなぎます。

(1) 安心おたっしや訪問

主に75歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者を対象に、地域包括支援センター（ケア24）職員、民生委員及び区職員による訪問を行い安否を確認するとともに、日常的に相談できる関係をつくります。医療や福祉等の支援が必要と考えられる対象者については、適切な支援につなげます。

(2) 高齢者緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者等が自宅で急病等の緊急事態に陥った時、受信センターから救急車を要請するとともに、現場派遣員が駆けつけ救助ができるように、無線発報機や赤外線センサー、火災センサーを設置します。

(3) 高齢者安心コール

ひとり暮らしの高齢者等に対し、区が委託するコールセンターの保健師等が、定期的に電話で安否確認を行うとともに、利用登録者からの健康相談等を実施します。

(4) たすけあいネットワーク（地域目） **重**

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、地域のボランティアである「あんしん協力員」が定期的な訪問等により個別の見守りを行います。また、あんしん協力員及びたすけあいネットワーク（地域目）事業に賛同した団体である「あんしん協力機関」が、地域に暮らす高齢者に対する緩やかな見守りを行います。

また、地域の見守り体制を拡充させるため、「あんしん協力員」の登録促進を図るとともに、民間事業者や各種団体に対し、「あんしん協力機関」への登録の働きかけを行います。

あんしん協力員

地域の高齢者の見守りを行うたすけあいネットワーク事業の趣旨に賛同した方。定期的な訪問、声かけによる個別の見守りを行うほか、地域の高齢者を広く緩やかな見守りを行う

あんしん協力機関

民間事業者等でたすけあいネットワーク事業の趣旨に賛同した団体（新聞販売店、宅配事業者等）。日常業務の中で、その団体の特色を活かし、緩やかな見守りを行う

7. ICTを活用した高齢者の在宅生活支援モデル事業 **実** **重** **新規**

ICT機器を活用した新たな見守りについて、モデル実施の状況を踏まえ、アプリケーションやロボット等の活用も視野に入れ、調査・研究を進めます。

8. 日常生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、区独自の日常生活支援サービスを充実します。また、要支援・要介護と認定された高齢者だけでなく、一時的な心身の機能低下により生活に支障がある高齢者に対しても、介護予防の視点から必要なサービスを提供します。

(1) いっときお助けサービス

退院直後や急病で一時的に身体機能が低下した介護保険の認定を受けていない65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に、家事等の生活援助を行うホームヘルパーを派遣します。

(2) 訪問理美容サービス

要介護認定を受けている外出が困難な高齢者等に自宅で理美容サービスを受ける際の出張費を助成します。

(3) 寝具洗たく乾燥サービス

寝たきりなどで寝具を干すことが困難な65歳以上の高齢者等に、寝具の洗たく・乾燥サービスを提供します。

(4) 住宅改修費の助成 **重**

要支援・要介護と認定された高齢者に、便器の洋式化、流し・洗面台・浴槽の取換えなど住宅設備改修費の一部を助成します。

また、介護認定に該当しない高齢者に対しても、介護予防の観点から手すりの取付け、便器の洋式化等の住宅改修費の一部助成を行うとともに、腰掛便座・入浴補助用具等の住宅附帯用具を給付します。

(5) 24時間安心ヘルプサービス助成

特別養護老人ホーム優先者名簿に登録されている方で、介護保険の「夜間対応型訪問介護(24時間対応)」を利用する場合に、その基本月額料金の一部を助成します。

(6) 高齢者火災安全器具給付

調理時の火の消し忘れによる火災や火の不完全燃焼によるガス漏れを防ぐため、認知機能の低下したひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方等を対象に電磁調理器等の住宅用防災器具を給付します。

9. 家族介護者支援の充実 **実 重**

要介護高齢者だけでなく、介護する家族の休息の確保や負担の軽減及び介護と仕事の両立を図るため、介護者支援サービスを充実します。

(1) ほっと一息、介護者ヘルプ

要介護高齢者等を同居で介護している家族の休息を目的として、ホームヘルパーが訪問して生活援助の代行をするための利用券を交付し家族の負担軽減を図ります。

(2) 緊急ショートステイ

在宅で高齢者を介護している家族が病気やケガ、葬儀への参列等により、急に介護できなくなった場合に、一時的に介護施設（介護保険適用外）又は病院で家族に代わって介護します。

(3) 認知症高齢者家族安らぎ支援

在宅で要支援・要介護と認定された認知症の人を介護している家族を安らぎ支援員が訪問し、介護者や認知症高齢者の話し相手をし、介護者の負担軽減を図ります。

(4) 徘徊高齢者探索システム

徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図るため、在宅で認知症による徘徊行動のある高齢者を介護する家族に、高齢者の行方がわからなくなった場合、GPSを利用して位置情報を提供します。

(5) 家族介護教室

介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等の講座を、地域包括支援センター（ケア24）やふれあいの家、グループホーム等の施設で開催し、要介護高齢者の家族や近隣の援助者等の、介護に関する知識・技術の習得を支援します。

(6) 家族介護継続支援

要支援・要介護と認定された方の介護者等を訪問し、介護方法、介護予防及び健康づくり等に関する指導助言を行います。

(7) 介護用品等の支給

高齢者の快適な日常生活の維持と家族の負担の軽減を図るため、おむつ等を必要とする高齢者等に、介護用品の支給又はおむつ代金を助成します。

(8) 介護者の会等への支援

認知症の人を介護する家族が互いに支えあう「介護者の会」や、認知症の人と家族・地域住民・専門職等の誰もが参加でき集える場の活動が継続するよう、運営支援を行います。

また、それらの活動が相互交流できるよう交流会を開催し、認知症の人を介護する家族の孤立を防ぎ、介護が継続できるようにします。

10. 高齢者の虐待防止と権利擁護の充実

高齢者虐待は、高齢者・介護者の孤立等の社会環境要因だけでなく、高齢者・介護者の病気や精神的な問題、さらには家庭内の人間関係など様々な問題が重なり合って発生します。虐待の未然防止や早期の対応を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、専門相談や研修を通じて、高齢者の虐待防止及び権利擁護を担当する職員等の対応能力の向上を図ります。

(1) 虐待防止及び対応体制の充実

区及び地域包括支援センター（ケア24）の相談通報窓口で、家族や区民からの相談に応じます。通報を受けた場合は、介護保険サービス事業者、民生委員、警察等の関係機関と連携し迅速に事実確認を行い、高齢者の虐待防止を図ります。

(2) 高齢者保護・介護者等支援

高齢者の身体・生命に危険があると認められる時には、高齢者を保護し、高齢者の安全を確保します。介護者に対しては介護の負担を軽減できるよう事業者と連携してサービスの見直し等を行います。また、介護者の心の葛藤を整理する「介護者の心の相談」を実施します。

(3) 権利擁護

経済的に搾取されるなど権利が侵害されているもしくはその恐れがある場合、成年後見制度の利用や消費者被害の防止に関する諸制度等の活用とともに、在宅医療・生活支援センターと連携して、複雑化していく困難事例の早期解決に取り組み、権利の擁護を図ります。

(4) 「心のバリアフリー」の推進（再掲）→36ページ

介護保険事業の円滑な運営（事業11～13）

介護保険サービス等の適切な利用を促進するため、介護保険制度の周知・介護サービス情報の提供及び相談体制の充実を図ります。また、区が保険者として地域の実態把握・課題分析を行い、高齢者が尊厳をもって暮らせるよう自立支援・重度化防止に向けた取組を進めます。

11. 介護保険サービスの適切な利用促進

高齢者や家族が適切な介護保険サービスを選択できるよう、介護保険制度やサービス内容、事業者情報等をわかりやすく提供するとともに、身近な地域できめ細かな相談に応じられるよう相談窓口の充実を図ります。

(1) 介護保険制度の周知・介護保険サービス情報の提供

介護保険利用者ガイドブック、各種パンフレット、広報すぎなみ・ホームページ等により高齢者やその家族に必要な情報をわかりやすく提供し、介護保険制度への一層の理解を促します。

また、ホームページを活用した「介護保険サービス事業者情報検索システム」の提供や地域包括支援センター（ケア24）による情報提供の充実と周知を進めます。

(2) 相談・苦情処理体制の整備

区民の身近な相談機関である地域包括支援センター（ケア24）をはじめ、介護保険相談員、まちかど介護相談薬局と連携を図り、幅広く相談に応じる体制を整えます。

介護保険相談員

地域の民生委員が、介護保険の制度やサービスについての身近な相談・支援を行う

また、介護保険サービスに対する意見、苦情の原因や問題点を把握し、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

まちかど介護相談薬局

気軽に立ち寄って相談ができる身近な薬局で、区の介護保険サービスの紹介等の情報提供を行う

(3) 民間事業者に対する第三者評価受審費用の助成（再掲） ➡46ページ

12. 介護保険サービスの質の向上 **実**

介護保険サービス事業者や事業者団体等が、質の高いサービスを安定的に提供するために実施する研修事業を支援します。

また、適切な介護給付を確保するため、介護保険サービス事業者への実地指導等を実施し、介護給付の適正化を図ります。

(1) 研修事業の実施及び支援

介護技術のスキルアップ研修等を実施し、介護についての技術や知識の習得とともに地域情報の共有や参加者同士の連携を図ります。

また、サービス別の事業者団体に対し、講師派遣や会場提供を行うなど、介護保険サービス事業者の研修事業を支援します。

(2) 介護人材の確保・定着支援

介護保険サービスを安定的に提供するために、ハローワーク等との協力により、就職相談会等を開催し、区内事業者の介護従事者確保に努めます。

また、新たに整備する介護施設等に対する人材確保経費や職員向け宿舍借上経費の助成のほか、外国人向けに資格取得を目指した研修を開催するなど、介護職員の確保と定着に向けた支援を充実します。さらに、介護職員初任者研修受講料の助成や区内介護保険サービス事業所に勤務する非常勤職員の健康診断費用の一部助成を行い、介護従事者の処遇改善を図り、定着を支援します。

介護現場における従事者の負担軽減と作業効率の向上を図るため、特別養護老人ホーム等への介護ロボットやICT機器の試行的な導入支援を実施しました。今後、特別養護老人ホーム等への導入の支援を計画的に行っていきます。

(3) 介護給付の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことです。介護給付適正化の取組は、適正なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

認定調査の点検などによる要介護認定の適正化、介護給付費の通知、医療情報と介護給付情報の突合、ケアプランの点検等を実施し、事業者指導（実地指導・集団指導）を効果的に行います。

13. 地域密着型サービスの充実

在宅生活を支える身近な地域の拠点である「(看護)小規模多機能型居宅介護事業所」や、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の事業所の充実に向け、特別養護老人ホーム等との併設や民間事業者への助成により整備を推進します。また、新たに位置付けられた共生型サービスの円滑な導入を図ります。

(1) (看護)小規模多機能型居宅介護事業所の拡充

通いを中心に、泊まり、訪問を組み合わせ、家庭的な環境で一体的なサービスが受けられます。特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等への併設等により、整備を推進しサービスの充実を図ります。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拡充

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護のサービスを定期巡回訪問と随時対応により一体的に受けることができ、自宅で安心して暮らし続けられるよう支援する有効なサービスであり、民間事業者への助成により事業の拡充を図ります。

(3) 共生型サービスの利用支援 **新規**

介護保険法や障害者総合支援法などに新たに共生型サービスが位置付けられたことを踏まえ、高齢障害者が同一の事業所でサービスを受けられるよう障害福祉と連携し、共生型サービス事業所の円滑な導入を図ります。

また、高齢障害者については、障害の程度や個別の状況から、必要に応じて介護保険サービスに加え、障害福祉サービスを利用するため、加齢に加え障害に起因した支援の必要性を適切に判断できるよう、ケアマネジャーが障害特性や障害福祉サービスの制度の理解を深められるよう研修等を実施します。

施策 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

現状と課題

- 高齢化が急速に進む中、今後一層、要介護高齢者が増加し、単身や高齢者のみの世帯の割合も増えることが予想されます。
- 介護が必要となり自宅での生活が困難な高齢者のために、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備を着実に進めていく必要があります。
- 高齢者が在宅で安心して生活ができるよう支援を充実するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けるための住まいを確保していくことが必要です。

総合計画に定めた施策の目標

- 介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進み、特に、緊急性の高い特別養護老人ホーム入所希望者については、確実な入所が可能となっています。
- 多様な形態の住まいが整備され、虚弱、単身など、見守りや生活支援が必要な高齢者が、安心して生活できる住まいを選択できるようになっています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標※1
特別養護老人ホーム確保定員	1,307人	1,633人	2,136人	2,388人
認知症高齢者グループホーム定員※2	274人	474人	636人	672人
ケア付き住まい確保戸数※3	32戸	101戸	211戸	291戸

※1:総合計画・実行計画最終年度

※2:認知症高齢者グループホーム

認知症の方が、家庭的な環境の中で、一人ひとりの能力を生かし、少人数(5人から9人)のユニットごとに、必要な援助を受けながら共同生活を送る施設

※3:ケア付き住まい

見守りや生活支援が必要な高齢者が安心して生活できるサービス付き高齢者向け住宅及び都市型軽費老人ホーム

施策	事業	主な取組
要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	1. 高齢者向け住宅の確保とバリアフリー化の推進 ■	(1) 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援 P89 (2) 住宅改修によるバリアフリー化等の推進 P89
	2. ケア付き住まいの整備 ■ ■	(1) サービス付き高齢者向け住宅の整備 P89 (2) 都市型軽費老人ホームの整備 P90
	3. 特別養護老人ホーム等の整備 ■ ■	(1) 区内での特別養護老人ホームの整備 P90 (2) 自治体間連携による特別養護老人ホームの整備 P90 (3) 介護老人保健施設の整備 P90
	4. 認知症高齢者グループホーム等の整備 ■ ■	(1) 認知症高齢者グループホームの整備 P90 (2) (看護)小規模多機能型居宅介護事業所の拡充(再掲) P86 (3) 土地所有者等との連携 P91

■…実行計画事業及び実行計画関連事業
 〈平成29年度保健福祉計画改定時〉
■…重点的に取り組む項目
●…新規事業
 〈平成30年度保健福祉計画改定時〉
■■…重点的に取り組む項目
●●…新規事業

要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

要介護高齢者の住まいと介護施設の整備（事業1～4）

高齢者が住み慣れた地域で自立して生活するためには、安心して住み続けられる住まいの確保や、所得や介護度など高齢者の様々な状況に応じたサービスを受けられることが重要です。

区民への住宅改修費の助成をはじめ居住継続のため各種支援を行うとともに、民間事業者への建設助成等により、サービス付き高齢者向け住宅や都市型軽費老人ホームの整備を進めます。

また、公有地の活用や建設助成等により、民間事業者による特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を推進します。

特別養護老人ホームの区域外整備や土地所有者等との連携など多様な整備手法を用いるとともに、併設事業などにより地域包括ケアの推進に寄与する機能充実を図ります。

1. 高齢者向け住宅の確保とバリアフリー化の推進 **重**

高齢者向け住宅の確保とともに、住宅改修費の助成をはじめ居住継続のため各種支援を行います。

(1) 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援

高齢者住宅「みどりの里」やサービス付き高齢者向け住宅の運営のほか、区、不動産関係団体及び杉並区社会福祉協議会などの入居支援団体等で構成する杉並区居住支援協議会が行う、高齢者等のアパートあっせんや入居支援事業である家賃等債務保証助成などにより、高齢者の入居や居住継続を支援します。

また、被災や立ち退きなどで緊急に住宅の確保が必要な高齢者等に対し、区が借り上げた民間アパートを一時的に提供します。

杉並区居住支援協議会

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第51条に基づき設置され、杉並区、不動産関連団体、社会福祉協議会等で構成された団体。

(2) 住宅改修によるバリアフリー化等の推進

①住宅改修費の助成（再掲）➡82ページ

②住宅修築資金の融資あっせん

住宅改修に必要な情報提供や高齢化対応工事を行う場合に資金を確保するため、金融機関の融資あっせんと利用者が負担する利子の一部を区が補給することで、快適な住まいづくりを支援します。

2. ケア付き住まいの整備 **実 重**

虚弱、単身など、見守りや生活支援を必要とする高齢者が、自分に合った生活をできる限り在宅で継続できるよう、医療・介護・見守りなど各種在宅サービスを一人ひとりの方に適した形で提供できる住まいを整備します。

(1) サービス付き高齢者向け住宅の整備

バリアフリー構造を有し、緊急時対応や安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する

サービス付き高齢者向け住宅を、民間事業者への整備誘導策の実施により、整備します。

(2) 都市型軽費老人ホームの整備

身体機能の低下などにより自立した日常生活に不安があり、家族による支援を受けることが困難な高齢者が、日常生活上必要な支援を受けることができ、低額な料金で入所できる都市型軽費老人ホームを、建設助成等により整備します。

3. 特別養護老人ホーム等の整備 **実重**

常時介護が必要で在宅生活が困難となった高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホーム等の整備を推進します。

また、病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が入所する介護老人保健施設について、整備の方向性を検討します。

(1) 区内での特別養護老人ホームの整備

施設を建設・運営する社会福祉法人に対する建設助成や、杉並区立施設再編整備計画によって生み出される一定規模の区有地や国・都との連携による未利用地の有効活用などにより整備を進めていきます。整備にあたっては、在宅生活を支えるショートステイや（看護）小規模多機能型居宅介護事業所等も併設した特別養護老人ホームや地域密着型特別養護老人ホームの整備を促進します。

また、医療的処置が必要な方の入所受入れや、軽度障害者が利用できるショートステイとともに、診療所、訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所などを併設した区内最大級の規模のウェルファーム杉並の特別養護老人ホーム棟の整備を進めていきます。特別養護老人ホーム等が在宅医療・生活支援センター等と連携して区民の在宅療養生活を支えます。

(2) 自治体間連携による特別養護老人ホームの整備

南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホーム整備を踏まえ、交流自治体との区域外整備に向けて検討します。

(3) 介護老人保健施設の整備

病状が安定した要介護高齢者が、在宅での生活に復帰するための支援施設である介護老人保健施設について、区民利用状況等を勘案し、今後の整備の方向性を検討します。

4. 認知症高齢者グループホーム等の整備 **実重**

(1) 認知症高齢者グループホームの整備

認知症の方が家庭的な環境のもと、一人ひとりの能力を生かし少人数で共同生活を送る認知

要介護高齢者の住まいと介護施設の整備

症高齢者グループホームについて、施設を建設・運営する事業者などへの建設助成や区有地等の活用などにより、地域バランスを考慮しつつ整備促進を図ります。

(2) (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所の拡充(再掲) ▶86ページ**(3) 土地所有者等との連携**

認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の整備を促進するため、土地所有者や建物所有者に対してオーナー創設型や改修型の補助制度のきめ細かな周知等により事業への理解を得て整備を促進します。

施策 障害者の社会参加と就労機会の充実

現状と課題

- 障害者が自らの意思で選択・決定しながら、地域社会で個人の力を最大限発揮できる場や機会の更なる充実が求められています。
- 障害者通所施設の利用者数は増加しており、加えて利用者の高齢化・障害の重度化も進んでいることから、利用者の通所負担軽減も視野に入れた施設整備を進めていくことが必要です。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害者がスポーツ等に親しむ機会を拡充することで、スポーツ等を通じた地域の人々との交流の場を提供するなど、障害者の社会参加をさらに促進していく必要があります。

総合計画に定めた施策の目標

- 障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れる活動の場が整備されています。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細やかな継続的な支援により、就労している障害者が着実に増加しています。また、安定した就労が継続できるように様々な雇用定着支援も充実してきています。
- 外出支援の取組が充実し、社会活動・スポーツに参加できる機会が増えています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標 ^{※1}
年間新規就労者数	80人	79人	115人	120人
重度障害者施設の利用者数	176人	196人	231人	238人
移動支援事業利用者数	695人	862人	1,165人	1,300人

※1:総合計画・実行計画最終年度

障害者の社会参加と就労機会の充実

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
障害者の社会参加と就労機会の充実	日中活動の場の充実	1. 重度障害者通所施設の整備 実 P94	(1) 施設運営費・送迎費の補助 P94
		2. 障害者通所施設等の運営支援	(2) 地域活動支援センターの運営・支援 P94 (3) 重度障害者通所施設の運営・支援 P94
		3. 中途障害者の支援	(1) 通所リハビリテーションの実施 P94 (2) 高次脳機能障害者の相談 P95
	就労支援の充実	4. 障害者の就労促進 実重	(1) 就労相談・支援の実施 P95 (2) 雇用機会の拡大 P95
		5. 多様な職場体験 実	(1) 実践型実習 P95 (2) 体験型実習 P96 (3) すぎなみワークチャレンジ事業 P96
		6. 職場定着支援 実	(1) 企業等支援 P96 (2) 生活支援 P96
		7. 障害者施設の工賃アップ支援 実	(1) 「すぎなみ仕事ねっと」への支援 P96 (2) 障害者優先調達推進法への対応 P97
	社会参加の促進	8. 移動のための支援の充実 実	(1) 移動支援事業等の見直し P97 (2) 移動サービスの支援(移動困難者支援)(再掲) P36
		9. コミュニケーション支援の充実	(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 P97 (2) 代読・代筆サービス P98 (3) ICT等を活用したコミュニケーション支援 新 P98
		10. 文化・スポーツ活動等の推進 実	(1) 文化・スポーツ活動等の普及・啓発 P98 (2) 障害者が利用しやすい施設環境づくり 新 P98 (3) 障害者施設での多様な講座・交流の場の運営 P98
		11. 社会参加の促進への支援の充実 重	(1) 障害特性に合わせた情報の提供と活用支援 新 P99 (2) 障害当事者の活動への支援 P99 (3) 障害者団体の活動支援 P99

実…実行計画事業及び実行計画関連事業
(平成29年度保健福祉計画改定時)
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
(平成30年度保健福祉計画改定時)
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

日中活動の場の充実（事業1～3）

障害者の意思を尊重しながら、自分らしく活動できる場の確保に努めるとともに、中途障害者の特性に配慮したりハビリテーション等、支援の充実を図ります。

1. 重度障害者通所施設の整備 **実**

重度障害者が障害特性に応じたケアを受けながら、自分らしく充実した日々を送る上で必要となる日中活動の場を確保するため、区有地に加えて国や東京都の公有地や国、東京都の補助制度を活用して通所施設の整備を進めます。

2. 障害者通所施設等の運営支援

安定的・継続的な施設運営により利用者が安心して通所できるよう、民間の障害者通所施設等の事業者に対して施設運営経費等を助成し、運営を支援していきます。

(1) 施設運営費・送迎費の補助

運営事業者に対して施設運営経費や利用者の交通費・給食費の助成を行うほか、送迎サービスを実施する施設に対して送迎費を助成します。

(2) 地域活動支援センターの運営・支援

民間の地域活動支援センターの運営事業者に対して施設運営経費や利用者の交通費・給食費を助成します。

(3) 重度障害者通所施設の運営・支援

重度障害者通所施設の運営事業者に対して施設運営経費及び送迎サービスを実施する施設に対して送迎費を助成します。

3. 中途障害者の支援

高次脳機能障害、若年性認知症などの中途障害者が、地域で自立した生活を送れるよう、障害特性に配慮したりハビリテーションなどを実施するとともに、関係機関と連携し支援の充実を図ります。

中途障害者

一般的に、疾病や事故などによって人生の途中で発生した障害であり、出生時や周産期に発症した先天的障害に対比して用いる

(1) 通所リハビリテーションの実施

グループでの創作活動やレクリエーション活動、障害者スポーツ等の通所プログラムを通して、能力の向上や日常生活を送る上での課題解決に向けた支援を行います。

障害者の社会参加と就労機会の充実

(2) 高次脳機能障害者の相談

高次脳機能障害者やその家族が抱える問題等の相談を受けるとともに、関係機関と連携して、障害者サービス等の生活支援情報を提供します。

就労支援の充実（事業4～7）

障害者の就労希望に応えるため、就労支援関係機関等と連携を図ります。

障害者の意思を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力に合わせたきめ細かな就労支援を行うため、多様な実習や体験の場、就労の場を開拓するとともに、安定した就労が継続できるよう定着支援の充実を図ります。

4. 障害者の就労促進 **実重**

杉並区障害者雇用支援事業団を中心に通所施設や特別支援学校、ハローワーク、障害者相談支援事業所等、地域の障害者就労に関係する機関のネットワークを活用し、就労を希望する障害者を支援します。

(1) 就労相談・支援の実施

就労を希望する障害者やその家族、関係機関の相談を受け、本人の能力や希望する職種など個人の状況に応じたきめ細やかな支援を関係機関や企業等と連携を図りながら取り組みます。

また、特別支援学校卒業前の早い段階で適切な働く場が選択できるよう、学校や民間事業所と連携して、就労等を希望する生徒へ就労に向けたアセスメントを充実します。

アセスメント

働くことを希望する障害者が適切な「働く場」を選択するために必要な、その障害者の就労面や生活面に関する強みや弱みを把握すること

(2) 雇用機会の拡大

障害者雇用促進法改正の動向を踏まえつつ、法対象となる区内の企業や商店等に対して相談や助言等を行い、雇用支援を推進します。

また、法対象以外の企業等に対しても障害者雇用への促進を図り、短時間就労等の雇用の場の確保に努めます。

障害者雇用促進法

一定規模以上の事業主に対して、障害者雇用率以上の障害者の雇用を義務付けている法律

5. 多様な職場体験 **実**

一人ひとりの状況にあった就労を行うために、様々な体験の場を確保します。

(1) 実践型実習

一般就労への意欲のある方に対し、10日前後の実践的な就労経験ができる機会を提供します。区役所や図書館などの公共の場だけでなく、一般企業での実習の充実も図ります。

(2) 体験型実習

就労への意欲を喚起し、今後、就労を目指せるような就労体験の場として、身近な商店街等での短期間の実習を実施します。また、この実習を通して地域の障害理解と障害者雇用の拡大を図ります。

(3) すぎなみワークチャレンジ事業

区役所での実践的な就労を通じてスキルアップを図り、その後の一般企業等への就職を目指します。また、区役所での障害者雇用を通じて、区民や区内企業等に対し働く障害者への理解を深めます。

6. 職場定着支援 **実**

杉並区障害者雇用支援事業団等において、就労している障害者や雇用主に対し、安定した就労を継続するための定着支援を行います。

(1) 企業等支援

障害者が就職した後の状況を把握するために、就職先の企業等に対し定期的に訪問等を行い、障害者及び企業等への助言等の支援を行います。

また、雇用定着率の向上に向けて、就労定着を支援する民間事業者と連携し、障害特性に対応した企業支援の充実を図ります。

(2) 生活支援

障害者が就労を継続する上で、安定した地域生活が不可欠なことから、これまで利用していた通所施設や障害者の相談支援事業所、福祉事務所、保健センター等と情報の共有化を図り、就労している障害者への支援を行います。

また、就職後の不安や悩みの解消、ビジネスマナーの再学習、余暇活動の場として、交流会や茶話会等を実施します。

7. 障害者施設の工賃アップ支援 **実**

通所施設等の工賃の向上と安定化に向けた支援を行います。

(1) 「すぎなみ仕事ねっと」への支援

「すぎなみ仕事ねっと」を支援し、障害者施設間の連携及び情報共有により、共同受注の拡大、自主生産品の品質向上を図ります。

また、区内企業等との連携により自主生産品等の開発や販売機会の確保に努めます。

すぎなみ仕事ねっと

区内の障害者就労施設等が参加して、障害者の工賃アップに共同で取り組むネットワークのこと（平成28年度末現在26施設）。区役所での共同販売会及び店舗運営、共同受注、広報活動、共同研修会等を行っている

障害者の社会参加と就労機会の充実

(2) 障害者優先調達推進法への対応

障害者優先調達推進法に基づき、区が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設から優先的・積極的に購入する取組を推進し、障害者就労施設等で就労する障害者の経済的自立を進めます。

障害者優先調達推進法

国や地方公共団体等が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを進めることを目的とした法律。地方公共団体等は、毎年、調達の方針を定め、実績を公表する必要がある

社会参加の促進（事業8～11）

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現を可能にするだけでなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、認め合える地域社会の実現へとつながります。移動支援の充実、コミュニケーション手段の確保など、障害者が積極的に社会参加できるように取り組みます。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、障害者が文化・スポーツ等に親しむ機会の拡充や、文化・スポーツ活動等を通じた地域の人々との交流を推進します。

8. 移動のための支援の充実 **実**

障害者の社会参加を促進するには、移動のための支援が不可欠であることから、個々の障害や能力に応じて適切な支援ができるよう、移動支援事業、福祉タクシー券の交付など移動に関する事業を総合的に見直します。

(1) 移動支援事業等の見直し

屋外での移動が困難な障害者の社会参加を促すため、個々の障害や能力に応じて適切な支援ができるよう移動支援事業の内容を見直します。あわせて、安定したサービスが提供できるよう、区独自資格を付与するガイドヘルパーを養成します。

また、障害者の生活実態を考慮した支援を効果的に展開できるよう、移動支援事業、福祉タクシー券の交付など障害者に対する移動に関わる事業について総合的に見直します。

(2) 移動サービスの支援（移動困難者支援）（再掲） ➡36ページ

9. コミュニケーション支援の充実

障害者の社会参加を促進するため、コミュニケーション支援事業を行うとともに、ICT等の活用による障害特性に応じた支援のあり方を検討します。

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚、音声、言語機能その他の障害のため、コミュニケーションに支障のある方に、手話通

訳者や要約筆記者を派遣しコミュニケーションの支援を行います。また、手話通訳や要約筆記の講習会、手話通訳者等の認定・登録などにより、支援を担う人材の育成に努めます。

(2) 代読・代筆サービス

視覚障害者のための代読・代筆サービスを障害者地域相談支援センター（すまいる）3所において引き続き実施します。

(3) ICT等を活用したコミュニケーション支援 **新規**

障害者への情報保障に関する国や東京都の動向を踏まえ、ICT等の活用による障害特性に応じたコミュニケーション支援のあり方等の調査、検討を行います。

10. 文化・スポーツ活動等の推進 **実**

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を好機と捉え、障害者がそれぞれの障害種別、程度や意向に合わせ、身近な地域でスポーツを楽しめる環境を整えます。また、障害者が文化・スポーツ等に親しむ機会を拡充することで、文化・スポーツ活動等を通じて、地域の人々との交流の場を提供するなど、障害者の社会参加を促進します。

(1) 文化・スポーツ活動等の普及・啓発

障害者が文化・スポーツ活動等始めるきっかけとなるよう、障害者が日中活動している施設や相談窓口、各種イベントなどにおいて、身近な文化・スポーツ等に関する情報の発信や、出前教室の実施などにより普及・啓発を図ります。

また、障害のある人もない人も共に参加するスポーツ・レクリエーション事業を実施し、スポーツ等を通じた地域の人々の交流と障害者の社会参加の促進を図ります。

(2) 障害者が利用しやすい施設環境づくり **新規**

障害者が文化・スポーツ施設を安心して気持ちよく利用できるよう、障害当事者等が直接、文化・スポーツ施設等の設備や事業をモニタリングするなど、当事者の目線を取り入れた施設運営ができるような取組を進めます。

また、施設職員を対象に、障害理解を深め、障害種別や施設の状況に応じた合理的配慮が行えるような研修を行うなど、障害者が身近な文化・スポーツ施設を利用しやすい環境づくりを進めます。

合理的配慮

障害のある人が日常生活を営むうえで妨げとなるもの（社会における制度・慣行・観念等含む）を取り除くため、状況に応じて行われる配慮のこと

(3) 障害者施設での多様な講座・交流の場の運営

障害者の自立や社会参加を促進するため、学習や文化・教養、趣味活動のための多様な講座の開催や、障害者同士の交流の場、さらにはボランティア活動の拠点として、引き続き障害者福祉会館、障害者交流館及び視覚障害者会館を運営します。

11. 社会参加の促進への支援の充実 **重**

障害者が自らの決定に基づき社会参加できるよう、障害特性に合わせた情報の提供や活用支援等を行うとともに、障害者団体の活動を支援します。

(1) 障害特性に合わせた情報の提供と活用支援 **新規**

社会参加や生活に役立つ必要な情報を得ることや活用することが困難な知的障害者や発達障害者などに対し、障害特性に合わせて、わかりやすく情報を提供するとともに、その情報を自己の目的に活用できるような支援を検討し、実施します。

(2) 障害当事者の活動への支援

障害者同士で悩みや心配事を分かち合い、支えあうとともに、社会の偏見や差別をなくすための活動などを、障害当事者が企画・運営することができるよう、活動の場の提供や専門職員などによる助言等の支援をします。

(3) 障害者団体の活動支援

心身障害者団体の運営や活動・生涯学習事業に係る経費の一部を助成するなど、障害者の自立や社会参加の機会を広げる障害者団体の活動を支援します。

施策 障害者の地域生活支援の充実

現状と課題

- 平成26年に批准した「障害者権利条約」、平成28年施行の「障害者差別解消法」により、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いが理解し合える共生社会の実現に向けての普及啓発、権利擁護施策や虐待防止の取組等更なる推進が必要です。
- 障害者が住み慣れた地域で、安心して快適に生活できるよう、障害者一人ひとりの障害種別や程度に合わせ、その人の力を引き出せるような支援体制を充実するとともに、その人の状況に適した住まいの確保と生活支援を図ることが必要です。

総合計画に定めた施策の目標

- 誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。
- 住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の種別、程度に応じた住まいが整備されています。
- 障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。

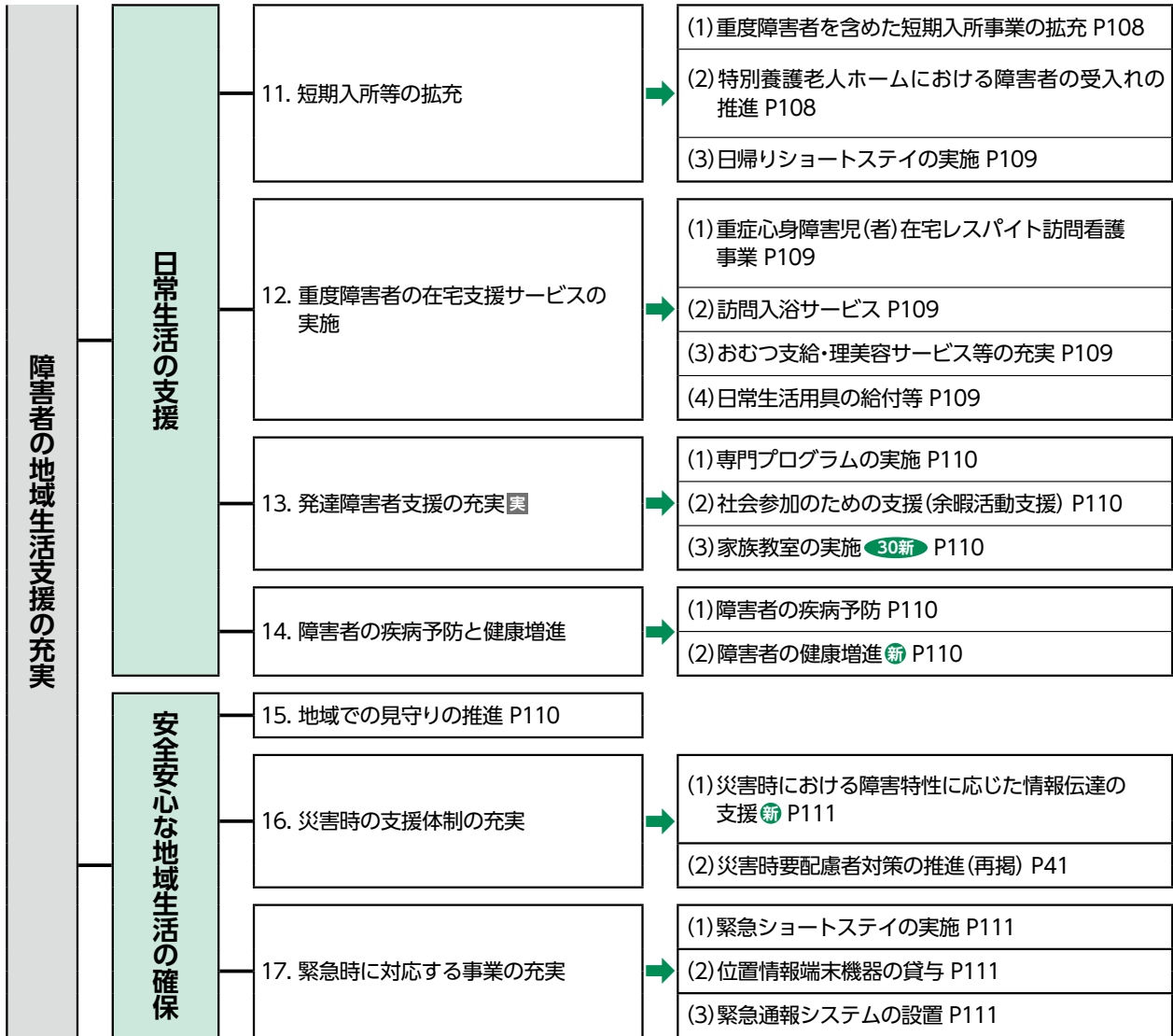
総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標 ^{※1}
グループホーム利用者数	141人	171人	234人	245人
障害者地域相談支援センター相談件数	—	30,263件	30,000件	30,000件

※1:総合計画・実行計画最終年度

障害者の地域生活支援の充実

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
障害者の地域生活支援の充実	共生社会の実現に向けた権利擁護の推進	1. 権利擁護の普及啓発 実 重	(1) 障害当事者とともを進める普及啓発の推進 新 P103 (2) 行政サービスにおける差別解消に向けた配慮の推進 新 P103 (3) 障害への理解に向けた取組の促進 P103
		2. 虐待防止の推進 実	(1) 虐待の未然防止及び対応体制の充実 P103 (2) 介護者等への支援 P104
		3. 成年後見制度等の利用促進(再掲) P44	
		4. 「心のバリアフリー」の推進(再掲) P36	
	地域連携による相談支援体制等の充実	5. 相談支援体制の充実 実 重	(1) 基幹相談支援センター機能の充実 新 P104 (2) 地域における相談支援体制の充実 P104 (3) ピア(当事者)相談員等の相談支援の推進 P105 (4) 高齢障害者の相談支援体制の推進 P105
		6. 地域生活支援拠点の整備 実 重 新 P105	
		7. 地域生活への移行促進と定着支援 実	(1) 精神科病院入院者の地域生活への移行促進と定着支援の推進 P106 (2) 入所施設等からの地域移行の推進 P106
		8. 地域の支援力強化に向けた取組の推進 実	(1) 在宅医療・生活支援センターとの連携 新 P106 (2) 研修等による事業者への支援の充実 P106 (3) 事業者の連携による支援力の向上 新 P106 (4) 福祉人材確保・定着等に対する取組 新 P106 (5) 障害福祉サービス等の指導検査の実施 P107
	住まいの確保と支援	9. 住まいの確保支援 実	(1) 住宅入居支援事業の実施 P107 (2) 区営住宅の活用 P107 (3) 一般住宅の改修によるバリアフリー化 P107 (4) グループホームの整備 重 P107 (5) 重度化・高齢化に対応したグループホームへの支援の充実 30新 P107 (6) 多様な住まいの確保に向けた取組の推進 重 P107
		10. 地域で住み続けるための支援 重	(1) 自宅でのひとり暮らしを含めた自立生活への支援 新 P108 (2) グループホーム入居者・世話人への支援 P108



実…実行計画事業及び実行計画関連事業
 〈平成29年度保健福祉計画改定時〉
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
 〈平成30年度保健福祉計画改定時〉
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

共生社会の実現に向けた権利擁護の推進（事業1～4）

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で共生する社会の実現に向けた取組を促進するとともに、障害を理由とする差別の解消や障害者の虐待防止に向けた取組を推進します。

1. 権利擁護の普及啓発 **実 重**

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で共生する社会の実現に向け、「障害者権利条約」の理念を踏まえた権利擁護の普及啓発に取り組みます。また、障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供などの取組を推進します。

(1) 障害当事者とともに進める普及啓発の推進 **新規**

行政機関・交通機関・飲食店など障害者の生活に関わる様々な場面で、障害を理由とした不当な差別的取扱いが行われず、また合理的配慮の提供が受けられるよう、障害当事者とともに差別のない、共生社会の実現に向けた普及啓発活動を推進します。

(2) 行政サービスにおける差別解消に向けた配慮の推進 **新規**

障害者が様々な行政サービスを利用する際に適切な配慮を受けることができるよう、障害者差別解消法に基づく「杉並区における障害を理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領」の周知徹底を図るとともに、区職員全員を対象に障害理解を深めることができる研修を実施するなど、区の窓口や事業の実施にあたって、合理的配慮の提供を実践します。

(3) 障害への理解に向けた取組の促進

障害の有無にかかわらず一緒に楽しめるようなスポーツイベントや作品展などを開催し、障害者の社会参加を促進するとともに、地域の人々の障害への理解を深めます。

また、学校での体験学習や地域の様々なイベントなど、障害のある人とない人が交流し、ともに過ごす時間を増やし、子どもの頃から障害への理解を学べるような環境づくりを行います。

2. 虐待防止の推進 **実**

障害者の虐待は、地域の見守り等により未然に防止するとともに、虐待が疑われる場合などには、早期発見、早期対応が重要となります。区民やサービス提供事業者に対して、様々な機会を通じて未然防止の理解を深めるとともに、障害者虐待の通報や相談に対しては、迅速かつ適切に対応します。

(1) 虐待の未然防止及び対応体制の充実

虐待の未然防止を図るため、サービス提供事業者や地域住民に対して虐待への気付きを促す

研修の開催やパンフレットの配布など、様々な機会を通じて周知を図ります。また、虐待通報に迅速かつ適切に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、専門相談や研修を通じて職員の虐待対応能力の向上を図ります。

(2) 介護者等への支援

相談支援事業所と連携し、障害者を介護する家族等に対して介護の負担が軽減できるよう、介護に関する情報提供や相談等を行います。

3. 成年後見制度等の利用促進（再掲） →44ページ

4. 「心のバリアフリー」の推進（再掲） →36ページ

地域連携による相談支援体制等の充実（事業5～8）

障害者が自己決定に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の支援体制を強化するため、新たに地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、本人が自分にあった生活を選択・決定できるよう必要な支援体制や関係機関との連携体制を整備し、精神科病院や入所施設からの地域移行の取組を進めます。

5. 相談支援体制の充実 **実重**

障害者が自己決定に基づき、住み慣れた地域で生活を継続していくために、必要な障害福祉サービスなどについて、身近で相談ができ、様々な情報や支援が得られるよう、相談支援体制を充実します。

(1) 基幹相談支援センター機能の充実 **新規**

地域生活支援拠点の整備に関する検討を実施する中で、基幹相談支援センターの役割や位置付けを改めて整理し、特定及び一般相談支援事業所へのバックアップや権利擁護の推進、虐待防止の取組を行うなど、地域の相談支援の中核的な役割を果たすよう機能の充実を図ります。

基幹相談支援センター

杉並区では、障害者施策課地域ネットワーク推進係が、基幹相談支援センター機能の一部を担っている

一般相談支援事業所

施設や病院を出て、地域で暮らすための地域移行支援・地域定着支援を行う事業所

(2) 地域における相談支援体制の充実

障害者の生活に関する様々な基本的相談は、障害者地域相談支援センター（すまいる）が、サービス等利用計画に関する相談は、特定相談支援事業所が対応するというそれぞれの役割を明確化し、機能の充実を図ります。

特定相談支援事業所

障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成や基本相談を行う事業所

障害者の地域生活支援の充実

また、複数の関係機関での対応が必要な方が、それぞれの機関の連携の下、適切な支援が受けられるよう、地域ネットワークを強化し、相談体制の充実を図ります。

(3) ピア（当事者）相談員等の相談支援の推進

ピア相談の充実と相談員の育成を図るため、障害者地域相談支援センター（すまいる）が中心となり、ピア相談を行う人材の発掘・養成を積極的に行います。また、障害種別にかかわらず当事者同士の輪を広げ、障害者自身が他の障害者の支援を行うピアサポート体制の充実を図ります。

ピアサポート

障害者が自らの立場、体験をもとに、課題を抱えた人々に寄り添いながらサポートすること

(4) 高齢障害者の相談支援体制の推進

介護保険法や障害者総合支援法などに共生型サービスが位置付けられたことを踏まえ、高齢になった障害者が同一の事業所でサービスを受けられるよう高齢福祉分野と連携しながら、共生型サービス事業所の開設に向けた助言などの支援を行います。

また、高齢障害者については、障害の程度や個別の状況から、必要に応じて介護保険サービスに加え、障害福祉サービスを利用するため、加齢に加え障害に起因した支援の必要性を適切に判断できるよう、ケアマネジャーが障害特性や障害福祉サービスの制度の理解を深められるよう研修等を実施します。

さらに、相談支援専門員が介護保険制度を始めとした高齢者福祉サービスの制度についての理解を深める機会をつくり、高齢障害者を適切な支援につなげることができる相談支援体制を推進します。

6. 地域生活支援拠点の整備 **実** **重** **新規**

障害者の重度化・高齢化や、将来を見据えた障害者の地域生活支援を推進する観点から、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を提供できる仕組みや、地域の関係機関が機能を分担して支援を行う体制の整備（地域における複数の機関が分担して支援拠点の機能を担う、いわゆる面的整備）について、地域自立支援協議会等において検討し、具体化を図ります。

地域自立支援協議会

障害者総合支援法に規定されている会議体で、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関

7. 地域生活への移行促進と定着支援 **実**

障害者が自分にあった生活を選択・決定するために必要な支援体制や関係機関との連携体制を整備する方策を地域自立支援協議会の専門部会を通して検討し、精神科病院や入所施設からの地域移行の取組を進めます。また、地域住民の障害への理解の促進を含め、安心して地域で生活できるよう定着支援の充実を図ります。

(1) 精神科病院入院者の地域生活への移行促進と定着支援の推進

精神科病院に入院中の精神障害者に対する退院の動機づけ支援の強化を図るとともに、高齢化している長期入院者や都外病院入院者への支援について検討し、具体化を図ります。

また、退院後も地域の一員として安定して自分らしい暮らしが継続できるよう、病院も含めた関係機関との連携による支援体制を検討します。

(2) 入所施設等からの地域移行の推進

施設に入所している知的障害者の地域で生活したいという希望に対応できるよう、通過型入所施設の機能をさらに活用できる方策を検討し、具体化を図ります。また、一般相談支援事業所や地域の関係機関と連携し、地域移行に向けた支援の充実を図ります。

8. 地域の支援力強化に向けた取組の推進 **実**

地域の支援力を強化するためには、地域で活動している事業者それぞれの支援力の向上と、事業者同士の連携による新たな支援の仕組みづくりが必要です。その新たな仕組みを検討するとともに研修体制の充実など、地域の支援力を強化するための取組を進めます。

(1) 在宅医療・生活支援センターとの連携 **新規**

複数の機関との連携が必要で解決に時間を要する課題を抱える家庭等の支援について、複数の関係機関や専門的知見によるサポートを担う在宅医療・生活支援センターと連携し対応します。

(2) 研修等による事業者への支援の充実

障害者の自己決定に基づき、一人ひとりに合った、その人の力を引き出せるサービス等利用計画や、障害児支援利用計画の作成及びサービスの提供ができるよう、事業者への研修等を充実します。

また、区職員と民間施設職員の合同研修等を実施し、支援技術の共有と職員の資質の向上を図るとともに、障害者の重度化、高齢化等の課題に対応できるよう民間施設への支援体制を検討します。

(3) 事業者の連携による支援力の向上 **新規**

地域の障害福祉に関わる事業者が、障害特性や一人ひとりの意向に合わせた支援を展開し、相談やサービスの質の向上を図る方策を検討する機会をつくり、区内の福祉関連職場が一丸となって地域全体の支援力の向上を図ります。

(4) 福祉人材確保・定着等に対する取組 **新規**

ハローワークや東京都福祉人材センター等の協力により、就職相談会等を開催するなど福祉人材の確保に努めるとともに、福祉分野の総合的な研修の実施や交流の場の設置など、福祉人材の確保・定着に向けた取組を実施します。

障害者の地域生活支援の充実

(5) 障害福祉サービス等の指導検査の実施

増加する障害福祉サービス事業所のサービス内容の質を確保するために、東京都と連携を進めつつ、区単独での実地検査等を行うなど、指導体制の充実を図ります。

住まいの確保と支援（事業9～10）

障害者が住み慣れた地域の中で継続して生活ができるよう、グループホームの整備を推進するとともに、多様な住まいの確保に向けた支援等の検討をします。さらに、地域のネットワークを強化し、地域で住み続けるための支援を行います。

9. 住まいの確保支援 **実**

住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、住まいの確保に取り組みます。

(1) 住宅入居支援事業の実施

杉並区居住支援協議会による「高齢者等アパートあっせん事業」や「高齢者等入居支援事業」を活用し、障害者に対する民間賃貸住宅への入居支援を行います。

(2) 区営住宅の活用

障害者が、地域で継続して生活を送るため、引き続き区営住宅の一部を障害者用として活用します。

(3) 一般住宅の改修によるバリアフリー化

重度障害者に対して、一般住宅の一部をバリアフリー化するための改修費用を助成し、快適な日常生活が送れるよう支援します。

(4) グループホームの整備 **重**

国や東京都の補助制度を活用するとともに、区においても建設経費の補助を行い、整備する法人等の財政負担を軽減し、グループホームの整備を促進します。

グループホーム

障害者が食事、排泄、入浴等の援助を受けながら、共同生活を営むための住まいのこと

(5) 重度化・高齢化に対応したグループホームへの支援の充実 **30新規**

医療的ケアや個別の支援が必要な重度障害者を受け入れる障害者グループホームの運営を支援します。

(6) 多様な住まいの確保に向けた検討 **重**

必要な支援を受けながら、自分らしく自立した生活ができるよう、障害特性に配慮したサテライト型グループホームやシェアハウスなどの住まいの確保に向けた仕組みを検討します。

シェアハウス

一つの家を共同で使用し生活する住まい方

10. 地域で住み続けるための支援 **重**

自分らしい暮らしを続けたいというニーズに応えるために、地域のネットワークの強化や支援策等の検討を進めます。

(1) 自宅でのひとり暮らしを含めた自立生活への支援 **新規**

障害者が将来の生活や暮らしについて自らが検討・選択・決定できる支援や、その人なりの自立した生活を送るための方策など多様な住まい方の支援について検討します。

(2) グループホーム入居者・世話人への支援

グループホームに入居する障害者に対して、所得に応じて家賃を助成することで、地域生活を送る上での経済的基盤を固めます。

また、看護師等の専門職がグループホームを巡回し、世話人に対して入居者の医療面や生活面の相談に応じるなどの支援を行います。

日常生活の支援（事業11～14）

介護者のレスパイトや、病気などで介護ができない場合に、障害者を預かる短期入所事業を拡充します。また、サービスの質を確保するなど、引き続きサービス提供の基盤を整備し、障害者の日常生活を支援します。

11. 短期入所等の拡充

介護者のレスパイトや、病気などで介護ができない場合に、障害者を預かる短期入所事業を拡充します。

また、日中一時的に短時間預かる日帰りショートステイも実施し、介護者の支援の充実を図ります。

レスパイト

介護を要する高齢者や障害者を一時的に預かって、家族の負担を軽減すること

(1) 重度障害者を含めた短期入所事業の拡充

介護者の状況により、在宅での生活が一時的に困難になった障害者に対して、食事の提供、入浴や宿泊など必要な支援を行う短期入所事業の内容を充実します。特に、医療的ケアが必要な重度の障害者を対象とした事業者への支援を行います。また、新たに整備する障害者福祉施設等において短期入所事業を実施し、受入人数の拡大を図ります。

(2) 特別養護老人ホームにおける障害者の受入れの推進

特別養護老人ホームにおける老人短期入所において、空きがあった場合に高齢者だけでなく軽度の障害者も受け入れる空床を利用した短期入所事業などを、ウェルファーム杉並の特別養護老人ホーム棟などで進めていきます。

(3) 日帰りショートステイの実施

在宅の障害者を日常介護している家族等が、病気や一時的な休息その他の理由で介護することができない場合に、委託事業所施設で一時的に預かり、日常生活の援助や日中活動の支援を行います。

12. 重度障害者の在宅支援サービスの実施

重度の障害があっても住み慣れた地域で自分らしく快適に生活するため、また家族等の介護を軽減するために必要なサービスを提供します。

(1) 重症心身障害児（者）在宅レスパイト訪問看護事業

在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケアを必要とする障害児に対し、区が契約した訪問看護ステーションの看護師が自宅に出向いてケアを代替することで、介護者の休養を図ります。

(2) 訪問入浴サービス

長期にわたり入浴が困難な在宅の重度心身障害者に対し、移動入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することで衛生面の確保と、家族の負担の軽減を図ります。

(3) おむつ支給・理美容サービス等の充実

在宅の障害者が高齢になっても、引き続き障害者サービスであるおむつの支給、理美容サービスや寝具洗濯・乾燥サービスが受けられるなど、障害者の日常生活の支援を充実します。

(4) 日常生活用具の給付等

用具の給付を通じ、心身障害者の日常生活上の困難を改善することで、自立を支援し、より快適な日常生活が送れるようにします。

また、障害者が用具等を適切に利用できるよう、使用方法や修理などの情報提供や相談の充実を図ります。

13. 発達障害者支援の充実 **実**

人との関わりに苦手さを感じたり、自己肯定感を持ちにくい傾向のある発達障害の方に対して、障害特性に応じた相談や専門プログラムを提供し、社会に適合できる力を培う取組を強化します。

(1) 専門プログラムの実施

発達障害者アセスメントシートを活用し、初期相談で生活上の課題などを適切に聞き取り、相談者の状況にあった専門プログラムや専門相談等に繋がります。成人期の発達障害の方については、これまで実施していた専門プログラムを見直し、更に充実した内容で実施します。合わせて、義務教育終了後の青年期の方を対象とした新たな取組を検討・実施します。

(2) 社会参加のための支援（余暇活動支援）

余暇の過ごし方や他者との交流を苦手とする発達障害者に対して、同じ障害のある仲間との交流や活動を通して生活の幅を広げる働きかけを行います。

(3) 家族教室の実施 **30新規**

家族の障害に対する理解、共通認識の深化、家族同士の交流による家族が抱える課題の共有・解決等を目的とする家族教室を実施します。

14. 障害者の疾病予防と健康増進

障害者、家族及び支援者の健康に対する意識を高める取組を進めるとともに、区民健診等を気軽に受けられることができる環境を整備します。

(1) 障害者の疾病予防

通所施設やグループホーム、医療機関等の関係機関が連携し、食生活や運動等の生活習慣の改善に向けた取組を進め、生活習慣病の予防や高齢化、重度化による身体機能の変化へ対応します。

(2) 障害者の健康増進 **新規**

身近な医療機関で健診を受けられる環境の整備を進めるとともに、健診結果に基づいた健康づくりの支援が受けられる体制を検討します。

安全安心な地域生活の確保（事業15～17）

一人暮らしの障害者などに、地域の人による声掛けや見守りが広がるような取組を進めるとともに、緊急時や災害時などに備えて、障害者を支援する体制を整備します。

15. 地域での見守りの推進

一人暮らしの障害者などに、地域の人による声掛けや見守りが広がるような取組を進めるとともに、支援が必要になったときに相談窓口につなぎやすくする仕組みづくりを進めます。

16. 災害時の支援体制の充実

災害発生時、自力で避難することが困難な障害者の安否確認や避難等を地域の方々の協力で進めるとともに、障害の特性に応じた支援を行えるよう、障害者への配慮の取組を推進します。

(1) 災害時における障害特性に応じた情報伝達等の支援 **新規**

災害時における避難誘導や避難場所で、障害特性に応じた情報伝達等の支援が行えるよう、障害当事者の声を反映して情報伝達方法を工夫するなど、障害者への配慮の取組を推進します。

(2) 災害時要配慮者対策の推進（再掲）➡41ページ

17. 緊急時に対応する事業の充実

介護者や障害者本人の緊急時の対応策を充実し、障害者の生活の安全を確保します。

(1) 緊急ショートステイの実施

介護者の急病、事故などにより、緊急的に障害者を受け入れる必要がある場合に、休日や夜間などを含め24時間利用できる緊急ショートステイを利用しやすいよう内容を充実して実施します。

(2) 位置情報端末機器の貸与

知的障害者（児）を在宅で介護する方に対し、知的障害者（児）が行方不明になった場合に早期発見できるよう、位置情報端末機器を貸与し、介護者の負担軽減を図ります。

(3) 緊急通報システムの設置

ひとり暮らしなどの重度身体障害者世帯等に対して、家庭内で緊急事態になった時に民間警備会社に通報できる無線発報器に火災センサーと安心センサーを備えた緊急通報システムを設置し、生活の安心安全を確保します。

施策 地域における子育て支援の推進

現状と課題

- 核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化による育児の孤立、子育ての不安感や負担感を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる様々な問題が生じています。
- 身近な地域で乳幼児親子等が気軽に集い、子育てに関する相談や情報交換・交流などができる場を整備するとともに、子どもの育ちや子育てを地域全体で支えあう仕組みづくりを推進する必要があります。

総合計画に定めた施策の目標

- 身近な地域において、子育て支援サービスの利用相談や情報提供、乳幼児親子の集いの場が整備され、必要なサービスが利用しやすくなっています。
- 子育て支援団体や地域人材など多様な支援の担い手により、子育てを地域で支えあう仕組みが整備されています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標※1
子育てが地域の人に支えられていると感じる割合	69.4%	75.8%	90%	95%
地域の子育て支援サービス等が利用しやすいと感じる割合	60.0%	65.5%	75%	80%

※1:総合計画・実行計画最終年度

地域における子育て支援の推進

施策	事業	主な取組
地域における子育て支援の推進	1. 地域子育て支援拠点等の整備 実	(1) 子どもセンターにおける利用者支援の実施 P114 (2) 子ども・子育てプラザの整備 重 新 P114 (3) つどいの広場の運営支援 P114 (4) ゆうキッズ事業等の実施 P114 (5) 地域子育てネットワーク事業の実施 重 P114
	2. 子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進 実	(1) 子ども・子育てメッセの開催 重 P115 (2) ファミリー・サポート・センター事業の実施 P115 (3) 子育て応援券事業の実施 P115 (4) 地域における子育てグループの活動支援 P115 (5) 一時預かり(ひととき保育、一時保育)の実施 P115 (6) 子育てを応援する企業・事業者への支援 P115 (7) 子育てサイトの充実・すぎラボの運営 P116 (8) 乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成 P116
	3. 子育てにやさしいまちづくりの推進 重	(1) 授乳・おむつ替えのできる施設の整備と周知 P116 (2) 駅周辺の整備 P116 (3) 街路灯等の整備 P116 (4) 小学校周辺のパトロールや犯罪発生情報のメール配信の実施 P116 (5) 災害時子ども安全連絡網の運用 P117 (6) 区営住宅入居の優遇と民間賃貸住宅入居支援事業の実施 P117

実…実行計画事業及び実行計画関連事業
 (平成29年度保健福祉計画改定時)
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
 (平成30年度保健福祉計画改定時)
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

1. 地域子育て支援拠点等の整備 **実**

身近な地域で子育て支援サービスの利用相談・情報提供を行う子どもセンターを運営します。また、乳幼児親子がいつでも気軽に遊んだり、ゆったり過ごせる「子ども・子育てプラザ」を計画的・段階的に整備するなど、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える取組を進めます。

(1) 子どもセンターにおける利用者支援の実施

5か所の保健センター内に設置した子どもセンターにおいて、母子保健との連携を図りつつ、保育の利用手続を含め、「子育て支援サービスの利用相談・情報提供（利用者支援事業）」を実施します。

今後、各地域を所管する「地域型子ども家庭支援センター」（129ページ参照）の整備に合わせ、子どもセンターの効率的なサービス提供のあり方を検討します。

(2) 子ども・子育てプラザの整備 **重** **新規**

「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、子ども・子育てプラザを計画的・段階的に整備していきます。

子ども・子育てプラザでは、「保育の利用手続を除く子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業」や「乳幼児親子の居場所事業」、乳幼児の「一時預かり事業」、「地域の子育て支援団体の活動支援や関係団体等による子育てネットワークづくり」等を行います。

(3) つどいの広場の運営支援

乳幼児親子（特に0～2歳の親子）が安心して過ごせる交流の場であり、先輩お母さんとの交流や高齢者とのふれあいにより保護者が子育ての中の気付きや子育ての楽しさを実感できる場でもある「つどいの広場」について、地域のNPO法人や民間事業者等の運営を支援します。

(4) ゆうキッズ事業等の実施

児童館において多様なプログラムや子育て講座を行い、乳幼児親子にとって安全・安心で充実した居場所を提供する「ゆうキッズ」を実施します。また、段階的に整備を進める子ども・子育てプラザで、実施時間やプログラムの拡充を図るほか、引き続き小学校の通学区域単位を基本とした身近な場所で気軽に利用できるよう、地域コミュニティ施設等にも乳幼児親子の居場所となるスペースを確保していきます。

(5) 地域子育てネットワーク事業の実施 **重**

各小学校区域で、児童館を核に、地域住民等との協働により地域伝統行事等を実施して世代を超えた人々の交流を促進するとともに、関係機関と地域の子育て支援団体等で構成する連絡会を定期的開催するなど、地域で子育て家庭を見守り・支援するネットワークづくりを推進します。

2. 子育てを地域で支えあう仕組みづくりの推進 **実**

子育て支援に関する情報交換と交流が活発になるように「子ども・子育てメッセ」を開催するとともに、ファミリー・サポート・センター事業や子育て応援券事業の実施等を通して、子育てを地域で支えあう仕組みづくりを推進します。

(1) 子ども・子育てメッセの開催 **重**

区民・地域団体・企業等との協働により「子ども・子育てメッセ」を開催し、子ども・子育てに関する様々な地域の活動をつなげるとともに、子育て家庭等に活動内容の周知を図ります。

(2) ファミリー・サポート・センター事業の実施

短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人（利用会員）と、援助ができる人（協力会員）との相互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センター事業を実施します。

(3) 子育て応援券事業の実施

妊娠している方や就学前の子どもがいる家庭に、子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を交付し、一時保育、子育て講座、親子で楽しむ交流事業などを活用する中で、子育て家庭が地域の様々な人と関わり、支えあい、安心して出産、子育てができるよう支援します。

本事業については、利用実態等を踏まえ、より効率的・効果的な事業となるよう、必要な見直し・適正化を図ります。

(4) 地域における子育てグループの活動支援

地域での自発的な仲間づくり、親同士の学び合いなど、乳幼児の親が主体となった活動を促すよう、児童館等の場所の提供や児童館職員による相談対応等の支援を行うとともに、地域で生まれた自主グループ同士をつなぐための交流及び情報交換の促進など、子育てグループの活動を支援します。

(5) 一時預かり（ひととき保育、一時保育）の実施

子ども・子育てプラザの計画的・段階的な整備に伴い、地域のニーズに応じて、一時預かり事業を実施していきます。

また、通院、買い物、育児疲れの解消等の目的で、就学前の乳幼児を短時間預かり保育する「ひととき保育」を運営する地域のNPO法人等を支援するとともに、一部の私立保育園で一時保育を実施します。

(6) 子育てを応援する企業・事業者への支援

従業員の仕事と子育ての両立を支援する先進的な取組や、子育て支援に関する積極的な地域貢献を行っている区内の企業・事業者の取組を表彰するとともに、こうした取組がより多くの企業・事業者に広がるよう広報すぎなみ・区ホームページ等で先進事例等を情報発信します。

(7) 子育てサイトの充実・すぎラボの運営

区の公式ホームページ内の「すぎなみ子育てサイト」において、子育てに役立つ様々な情報を発信し、子育て家庭を支援します。また、サイト内の区民との協働コンテンツである「すぎラボ」（「すぎなみ子育てラボラトリー」の略）では、子育て中の保護者の視点からの情報を発信していきます。

(8) 乳幼児及び義務教育就学児の医療費助成

義務教育修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日（中学校修了前））の乳幼児等を養育している保護者に、保険診療に係る自己負担分（入院時の食事療養に係る標準負担額を除く）を助成します。

3. 子育てにやさしいまちづくりの推進 **重**

子育てしやすい生活環境を整備するなど、子育てにやさしいまちづくりを、他部署と連携して推進します。

(1) 授乳・おむつ替えのできる施設の整備と周知

保育施設・児童館・図書館・地域区民センター等の施設において、授乳やおむつ替え、休憩ができる施設を整備し、区の電子地図サービス「すぎナビ」や「子育て応援とうきょう会議」のホームページ「とうきょう子育てスイッチ」のコンテンツ「赤ちゃん・ふらっと」で周知していきます。

(2) 駅周辺の整備

妊娠している方やベビーカーを使用している家族などが安全に利用できるよう、駅及び駅周辺の環境整備を進めます。

(3) 街路灯等の整備

区道街路灯の維持・管理及び私道の民有灯への助成等を通して、交通安全・防犯対策を推進します。

(4) 小学校周辺のパトロールや犯罪発生情報のメール配信の実施

各小学校及びその周辺の防犯パトロールの実施や、小学校通学路への防犯カメラの設置により犯罪を防止するほか、子どもの見守りのためのパトロールを実施している団体の活動に対する支援や助成を行うとともに、犯罪発生情報のメール配信を実施します。

(5) 災害時子ども安全連絡網の運用

災害発生時に、災害時子ども安全連絡網を運用し、保育園・幼稚園・子供園・学童クラブと保護者との迅速・的確な情報提供及び情報共有を図ります。

(6) 区営住宅入居の優遇と民間賃貸住宅入居支援事業の実施

区営住宅では、ひとり親世帯、多子世帯等が入居しやすくなるよう、使用期間を定めた優遇抽選を実施します。

また、民間賃貸住宅については、居住支援協議会で行っている「高齢者等アパートあっせん事業」により、ひとり親家庭を含む子育て世帯やDV被害者に、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供、仲介手数料や家賃債務保証料の助成も行います。

施策 妊娠・出産期の支援の充実

現状と課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、相談・支援体制を一層整備する必要があります。
- 不安や悩みを抱えることなく地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠期からの悩みや不安感、産後うつ等への対応など、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充が求められています。

総合計画に定めた施策の目標

- 妊娠・出産を希望する家庭への相談や支援の実施などにより、安心して妊娠・出産できる環境が整っています。
- 妊娠期から出産後までつながりのある支援が実施され、出産後の保護者が安心して子育てしています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標 ^{※1}
パパママ学級 ^{※2} 受講率	49.0%	50.2%	57%	57%
すこやか赤ちゃん訪問 ^{※3} 率	99.5%	97.7%	100%	100%

※1:総合計画・実行計画最終年度

※2:パパママ学級

初産の夫婦等を対象に、赤ちゃんのいる生活をイメージし、産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくりを目的とする講座

※3:すこやか赤ちゃん訪問

産後うつの早期対応や育児不安の軽減のため、産後4か月までの全家庭に保健師や助産師等の専門職が訪問し、母子の健康状態や生活状況の把握、子育てに関する情報提供等を図る事業

妊娠・出産期の支援の充実

施策	事業	主な取組
妊娠・出産期の支援の充実	1. 安心して妊娠・出産できる環境の整備 実	(1) 特定不妊治療費の助成 P120 (2) 不妊相談等の実施 P120 (3) 分娩手当支給事業の実施 P120 (4) 出産育児準備教室の実施 P120 (5) 妊娠期の相談・支援 P120 (6) 妊産婦健康診査等の充実 P120 (7) 分娩施設整備助成事業の実施 P120
	2. 産後における母子支援の充実 実重	(1) 産後ケア事業の実施 P121 (2) すこやか赤ちゃん訪問の実施 P121 (3) 訪問育児サポーター事業の実施 P121 (4) あそびのグループ事業の実施 P121 (5) 産前・産後支援ヘルパー事業の実施 P121 (6) 乳幼児健康診査等の実施 P121 (7) 育児相談・離乳食講習会の実施 P122
	3. 母子保健医療費助成等による支援 P122	

実…実行計画事業及び実行計画関連事業
 〈平成29年度保健福祉計画改定時〉
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
 〈平成30年度保健福祉計画改定時〉
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

1. 安心して妊娠・出産できる環境の整備 **実**

不妊に悩む夫婦に対する支援のほか、妊娠・出産後の健康な生活に向けた正しい知識の普及や相談・支援等、安心して妊娠・出産できる環境整備を推進します。

(1) 特定不妊治療費の助成

高額な治療費のかかる特定不妊治療費（男性不妊治療費を含む）について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。

(2) 不妊相談等の実施

妊娠を望む夫婦や不妊に悩む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座・専門相談・ピアグループカウンセリング等を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。

(3) 分娩手当支給事業の実施

地域の産科医の減少に歯止めをかけ、身近で安心して子どもを出産できる環境を整えるため、医療機関等が産科医・助産師に支給する分娩手当の一部を助成します。

(4) 出産育児準備教室の実施

妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う母親学級に加え、父親の家事・育児を促進し、両親で協力して育児をする動機づけを図るパパママ学級を開催し、地域で安心して出産・育児ができるよう取り組みます。

また、平日の参加が困難な方のために、休日の母親学級・パパママ学級を実施します。

(5) 妊娠期の相談・支援

妊娠届出時に、母子保健や子育て支援サービスの情報提供を行うとともに、全ての妊婦に保健師等の専門職が面接（ゆりかご面接）を行い、体調や相談の内容に応じて、その後の育児まで見通した支援を進めます。面接後には、妊娠期から利用できる「子育て応援券（ゆりかご券）」を交付します。

また、望まない妊娠を含む妊婦のあらゆる悩みについて、適時適切に相談できるよう、「妊婦向けの相談窓口案内カード」を医療機関・薬局・学校等で配布し、相談窓口の周知を進めます。

(6) 妊産婦健康診査等の充実

妊婦健康診査のほか、妊婦歯科健康診査・産婦健康診査の充実を図り、安全・安心な妊娠・出産の支援を充実します。

(7) 分娩施設整備助成事業の実施

区内の出産施設の減少が続く中、区民が安心して身近な医療機関等で出産できる環境を整えるため、医療機関に対して出産用のベッドを増やす際等に施設整備費の一部を補助します。

2. 産後における母子支援の充実 **実 重**

安全・安心な妊娠・出産を経て、保護者が健康で心安らかに子育てでき、乳幼児が健やかに成長できるよう、妊娠期から産後までの切れ目のない母子保健サービスと子育て支援サービスを総合的に推進します。

(1) 産後ケア事業の実施

心身の不調や育児不安等により継続的な支援を必要とする産後の母子等に対し、育児不安の軽減や育児技術の習得等を図るため、医療機関等と連携して、母子ショートステイ・母子デイケア及び母子訪問支援による産後ケア事業を実施します。

(2) すこやか赤ちゃん訪問の実施

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師・助産師等の専門職が訪問し、育児に関する様々な不安や悩みの相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行い、産後うつ等の早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、家庭の状況に応じて、関係機関と連携しつつ、訪問後の継続した支援を行います。

(3) 訪問育児サポーター事業の実施

0歳児の子どもの子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり、区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行います。

(4) あそびのグループ事業の実施

1歳6か月児健康診査後に、発達の偏り等の心配がある幼児とその保護者に対し、親子参加型のグループ活動を実施し、必要に応じてグループ活動を継続することで、保護者の子どもへの関わり等について助言を行うとともに、幼稚園や療育機関等への円滑な通所に向けた支援を行います。

(5) 産前・産後支援ヘルパー事業の実施

妊婦の体調不良時等に家事援助を行う産前支援ヘルパー事業に加え、出産後間もない母親や乳児の身の回りの世話と育児相談を行う産後支援ヘルパー事業を家事・育児の支援者がいない方を対象に実施し、健康な出産と育児を支援します。

(6) 乳幼児健康診査等の実施

乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等の早期発見・早期対応を図るとともに、保護者の育児不安を軽減できるよう、乳幼児健康診査（4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）を実施します。なお、3歳児健康診査では、区独自に視能訓練士による視力検査を加え、健康診査の精度向上を図ります。

また、歯と口腔の健康づくりを進めるため、乳幼児歯科相談及び1歳6か月児・3歳児における歯科健康診査を実施します。

(7) 育児相談・離乳食講習会の実施

乳児を持つ保護者に対する育児相談を実施するとともに、生涯にわたる健康な体づくりの基礎としての食の大切さや、健康的な食事の選び方等の支援を行い、食育を推進するため、離乳食講習会を実施します。

また、日常的に電話・面談・訪問による相談を行います。

3. 母子保健医療費助成等による支援

妊娠高血圧症候群等・養育医療・自立支援医療（育成医療）・小児慢性特定疾病・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付・療育給付の対象者に対して、医療費等の助成を行い、適切な医療が確実に受けられるようにするとともに、必要に応じて相談や保健指導を行います。

また、生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯の妊産婦に対して保健指導票を交付し、妊産婦健康診査（子の1か月健康診査も含む）費用を負担します。

施策 子育てセーフティネットの充実

現状と課題

- ひとり親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っているため、負担が大きく、住居、収入、子どもの養育等、様々な生活の場面で困難に直面することがあります。このため、ひとり親家庭が、自立して安定した生活を送ることができるための支援と、安心して子育てができるための支援を、個々の家庭状況を踏まえて、きめ細やかに推進していくことが必要です。
- 児童虐待に関する相談・対応件数が年々増加するとともに、相談内容は複雑・困難化する傾向にあり、区と関係機関がさらに密接に連携・協力しながら、要保護児童等への対応を迅速・的確に実施する必要があります。

総合計画に定めた施策の目標

- 子育てや健康、就労などのきめ細やかな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることができています。
- 関係機関とのきめ細やかな支援のネットワークが整備され、未然防止を含む児童虐待対策が迅速・的確に実施できています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標 ^{※1}
子育てを楽しんでいる人の割合	79.1%	77.3%	90%	90%

※1:総合計画・実行計画最終年度

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
子育てセーフティネットの充実	ひとり親家庭の自立支援の充実	1. 相談支援体制の整備 実重	(1) 相談支援の実施 P125 (2) 情報提供の充実 P125
		2. ひとり親家庭の子育て支援・生活の場の整備 実	(1) ホームヘルプサービス事業の実施 P125 (2) 休養ホーム事業の実施 P125 (3) 母子生活支援施設への入所等支援 P125 (4) 区営住宅入居の優遇と民間賃貸住宅入居支援事業の実施(再掲) P117 (5) 未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除みなし適用の実施 30新 P126 (6) 高校生世代までの子どもに対する支援の充実(再掲) P37 (7) 実態調査の実施 P126
		3. ひとり親家庭の就業支援 実	(1) 自立支援プログラムの策定 P126 (2) 高等職業訓練促進給付金等の支給 P126 (3) 自立支援教育訓練給付金の支給 P126 (4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 新 P126 (5) 就業支援専門員による相談 P127
		4. ひとり親家庭への経済的支援	(1) 東京都母子及び父子福祉資金貸付 P127 (2) 児童扶養手当・児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費助成 P127
	支援が必要な家庭への支援の充実	5. 児童虐待対策の推進 実	(1) 児童虐待対策等に関する普及啓発 P127 (2) 子ども家庭支援センター相談事業の実施 P128 (3) 要保護児童等への支援 P128 (4) 子どもショートステイ事業の実施 P128 (5) 高校生世代までの子どもに対する支援の充実(再掲) P37 (6) 社会的養護に関する関係機関等との連携 P129 (7) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 実 P129
		6. 児童相談体制の強化 実重新	(1) 「地域型子ども家庭支援センター」の整備 P129 (2) 区立児童相談所の設置に向けた検討 P129
		7. 子ども家庭分野における相談機関と在宅医療・生活支援センターとの連携 新 P129	

実…実行計画事業及び実行計画関連事業
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業
 〈平成29年度保健福祉計画改定時〉
 〈平成30年度保健福祉計画改定時〉

ひとり親家庭の自立支援の充実（事業1～4）

ひとり親家庭が、自立して安定した生活を送ることができるための支援と、安心して子育てができるための支援を、個々の家庭状況を踏まえて、きめ細やかに推進します。

1. 相談支援体制の整備 **実 重**

ひとり親家庭のそれぞれの状況を踏まえた上で、生活全般を視野に入れた支援を実施するため、関係機関と連携した相談支援を行うとともに、支援制度を周知します。

(1) 相談支援の実施

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施します。

母子・父子自立支援員

子ども家庭支援センターや福祉事務所において、母子、父子及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供や、求職活動に関する支援を行う

(2) 情報提供の充実

ひとり親家庭支援制度をまとめたしおりを区施設等で配布するほか、区ホームページを通じた情報提供を充実し、支援を必要としているひとり親家庭への制度の周知を図ります。

2. ひとり親家庭の子育て支援・生活の場の整備 **実**

ひとり親家庭が、地域で安定した生活が送れるよう、子育てや生活への支援を行います。

(1) ホームヘルプサービス事業の実施

中学生以下の児童がいるひとり親家庭等で、親または養育者が就労、就活または修学などで日常生活に支障をきたしている場合に、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供します。

(2) 休養ホーム事業の実施

ひとり親家庭に休養の機会と場を提供するため、区が契約している日帰り施設及び宿泊施設を利用する場合に、利用料の一部を助成します。

(3) 母子生活支援施設への入所等支援

DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、母子生活支援施設への入所を支援し、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行います。

また、DV被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護の対応をします。

母子生活支援施設

事情のある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、これらの者の自立促進のための支援を行う施設

DV被害者

配偶者や事実婚のパートナーまたは恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）を受けた人のことで、暴力は、殴る・けるなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力も含む

(4) 区営住宅入居の優遇と民間賃貸住宅入居支援事業の実施（再掲） ➡117ページ

(5) 未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除みなし適用の実施 **30新規**

住民税額等を基本として本人負担額や助成額を決定している区の事業について、未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除みなし適用を実施します。

(6) 高校生世代までの子どもに対する支援の充実（再掲） ➡37ページ

(7) 実態調査の実施

ひとり親家庭の意識や生活実態を5年に1回、定期的に調査把握し、支援策の充実等を検討します。

3. ひとり親家庭の就業支援 **実**

ひとり親家庭のより安定した就業と収入を確保するため、それぞれの状況に合わせた就業支援を充実するとともに、就労機会の拡大に向け、資格取得等への支援を行います。

(1) 自立支援プログラムの策定

児童扶養手当の受給者で、自立・就業に意欲のある方に対して、子ども家庭支援センターの自立支援プログラム策定員が、個々の家庭状況に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労支援を行います。

自立支援プログラム策定員

公共職業安定所の職員経験者等、就業に関する相談の知識経験を有し、かつ、ひとり親福祉に対する理解と熱意があり、児童扶養手当受給者の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者

(2) 高等職業訓練促進給付金等の支給

ひとり親家庭の親が、看護師、保育士等就業に結びつきやすい資格を取得するために修業する場合、生活費の負担軽減のための給付金を支給します。また、入学金の負担軽減のため、修了後に給付金を支給します。

(3) 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、就労に役立てるため、区が指定した教育訓練講座を受講した場合、講座修了後に受講費用の一部を支給します。

(4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 **新規**

ひとり親家庭の母又は父等が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給します。

子育てセーフティネットの充実

(5) 就業支援専門員による相談

就業支援専門員が、ひとり親家庭の個々の状況に応じて就職・能力開発に関する相談を実施し、母子・父子自立支援員と連携して、生活の充実と向上を図ります。

就業支援専門員

民間の職業紹介会社やハローワークにおいて、職業紹介、キャリアコンサルタントなどの実務経験を有する者。または、企業の人事・労務経験者など多様な場での経験を有する者。原則として、母子・父子自立支援員との兼務は不可

4. ひとり親家庭への経済的支援

(1) 東京都母子及び父子福祉資金貸付

ひとり親家庭の親及び子に対して、経済的に自立し、安定した生活を送るために、技能習得資金や修学資金などの必要な資金の貸付を行います。

(2) 児童扶養手当・児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等の生活安定と自立促進等を図るため、児童扶養手当・児童育成手当の支給のほか、医療費の助成を行います。

支援が必要な家庭への支援の充実（事業5～7）

児童虐待に関する相談・対応件数が年々増加するとともに、相談内容は複雑・困難化する傾向にあることから、区と関係機関が密接に連携・協力しながら、総合的な児童虐待対策を推進します。

また、地域型子ども家庭支援センターの段階的な整備等を進めるとともに、それらの状況を踏まえつつ、区立児童相談所の設置に向けた検討を進めます。

5. 児童虐待対策の推進 **実**

子ども家庭支援センターと保健センターが、医療機関等と連携しながら、特定妊婦及び要支援児童等の早期把握・早期支援を図ります。

また、児童や保護者、関係機関等からの養育に関する相談・通告等を受け、要保護児童対策地域協議会を通じて、要保護児童等への適切な支援を行い、妊娠・出産期からの未然防止、早期発見・早期対応、重症化予防、高リスク事案への対応等を一体的に進めます。

要保護児童等（児童福祉法より）

●要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

●要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要であると認められる児童

●特定妊婦

出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(1) 児童虐待対策等に関する普及啓発

児童虐待防止講演会の開催や広報すぎなみ・区ホームページ等を通して、児童虐待の防止に社会全体で取り組むための普及啓発を進めます。

(2) 子ども家庭支援センター相談事業の実施

子どもと家庭の総合相談窓口「ゆうライン」での相談支援や、子育て相談サロン事業等を実施し、育児の不安・悩み等の解消・軽減を図ります。

①ゆうラインの充実

電話や面接等により、子育て相談・児童虐待問題等の相談にきめ細かく対応するとともに、状況に応じて関係機関との連携による効果的な支援を行います。

②子育て相談サロン事業の実施

子育てに不安や悩みのある母親が、相談機能を兼ねた居場所として、親子で気軽に利用できる子育て相談サロン事業を実施します。

③専門相談の実施

精神科医、家族心理士等の専門家による専門相談を実施し、相談者のニーズに応え、適切な支援をします。

(3) 要保護児童等への支援

妊娠出産期からの児童虐待の未然防止、早期対応、高リスク事案への対応を進めます。

①特定妊婦への支援

妊娠届出時の面接や、すこやか赤ちゃん訪問事業、産後ケア事業、医療機関との連携等を通して、特定妊婦等への妊娠・出産期からの継続的な支援を行います。

②要支援児童、要保護児童への支援

児童や保護者、区民、関係機関からの養育に関する相談・通告を受け、要保護児童対策地域協議会における児童相談所、民生委員・児童委員、警察署等関係機関との役割分担の下、保護者や児童の相談対応、支援サービスの提供、個別事例支援会議の実施等による各機関の対応の調整など、当該家庭への適切な支援を実施します。

③養育支援訪問事業の充実

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談・助言等を行うことに加え、必要に応じて家事援助ヘルパーや専門相談員が訪問する要支援家庭育児支援ヘルパー事業を活用し、適切な養育が行えるよう支援します。

④グループカウンセリング、保護者のこころの相談の実施

育児に自信が持てない、実際に虐待をして悩んでいるなどの母親たちが集い、専門家の助言を受けながら自らのことを語る「グループカウンセリング」や、子育てに伴う悩みや産後のうつ状態等、保護者の精神的な問題について精神科医師等による「保護者のこころの相談」を実施し、親子関係の改善や虐待予防を図ります。

⑤児童の家庭復帰への支援

一時保護や施設等から児童が復帰した家庭を、保育所や学校、児童相談所等関係機関と連携を図りながら、訪問したり各種支援事業を活用して、必要な支援を行います。

⑥子育て寄りそい訪問事業の実施

保健・福祉サービス等を受けていない未就園児童等のいる家庭を子ども家庭支援センター等の職員が訪問し、個々の状況に対応した子育て支援サービスの情報提供と相談・支援を丁寧に行う「子育て寄りそい訪問事業」を実施します。

(4) 子どもショートステイ事業の実施

①子どもショートステイ事業

保護者が病気、出産などで一時的に児童（0歳から12歳）を養育できない時に、区内の児

子育てセーフティネットの充実

童養護施設・乳児院において、宿泊により預かります。

②要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業

保護者の育児困難や虐待リスクが高い等の場合に、区内の児童養護施設・乳児院において児童（0～18歳未満）を宿泊で預かり、当該児童への生活指導や発達・行動の観察とともに、その保護者に対する養育支援を行い、虐待の未然防止と親子の生活の安定を図ります。

(5) 高校生世代までの子どもに対する支援の充実（再掲）➡37ページ

(6) 社会的養護に関する関係機関等との連携

東京都と連携して養育家庭体験発表会を開催するなど養育家庭制度の普及に努めるとともに、区内の養護施設や養育家庭との懇談会等を実施し、社会的養護に関する関係機関等との連携を進めます。

(7) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 **重**

要保護児童対策地域協議会の各種会議や研修等を実施するとともに、児童虐待対応マニュアルを作成し、児童虐待に関する通告・相談から連携した支援及び未然防止の取組まで広く区内の関係機関に配布・共有化することで、構成員の対応力の向上や関係機関相互の連携を深め子どもを虐待から守る地域ネットワーク機能を強化します。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等への適切な支援等を図るため、児童福祉法第25条の2に基づき、自治体ごとに関係機関によって構成されている。調整機関は子育て支援課（子ども家庭支援センター）

6. 児童相談体制の強化 **実 重 新規**

(1) 「地域型子ども家庭支援センター」の整備

区内の各地域を所管する地域型子ども家庭支援センター（高円寺、荻窪、高井戸の3か所）を段階的に整備し、身近な地域において、より機動的できめ細やかな要保護児童等に対する相談・支援体制を構築します。

なお、こうした地域型センターの整備に伴い、現在の子ども家庭支援センターは、各地域型センターを統括マネジメントする基幹型センターとして位置づけます。

(2) 区立児童相談所の設置に向けた検討

区立児童相談所の設置については、段階的に整備する地域型子ども家庭支援センターや必要な人材の確保・育成状況等を踏まえ、一時保護所の併設を視野に入れた検討を進めます。

児童相談所

児童福祉法に基づいて設置される専門の行政機関。児童に関するさまざまな相談に応じ、必要な調査・診断を基にした援助方針の下、児童・保護者・関係者に対し指導や措置等の援助を行うほか、必要に応じて子どもを家庭から離し一時保護を実施する

7. 子ども家庭分野における相談機関と在宅医療・生活支援センターとの連携 **新規**

子ども家庭支援センター、保健センター等が支援している世帯において複合的な課題を抱えている場合、複数の関係機関との調整や専門的な知見によるサポートを担う在宅医療・生活支援センターと連携し対応します。

施策 就学前における教育・保育の充実

現状と課題

- 平成28年の「すぎなみ保育緊急事態宣言」以降、より一層の待機児童対策に取り組んだ結果、平成30年4月に「待機児童ゼロ」を実現しましたが、女性の就業率の推移等から今後も保育需要は増加する見込みです。このため、「待機児童ゼロ」の継続はもちろんのこと、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できるよう、引き続き認可保育所を核とした施設整備を図るとともに、保育の質を確保する取組を進め、就学前における教育・保育サービスを適切に提供していく必要があります。
- 子どもや保護者のニーズに対応するため、障害児保育や延長保育、病児保育などの多様な保育サービスを提供していく必要があります。

総合計画に定めた施策の目標

- 認可保育所の整備が進み、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できるなど、安全・安心な就学前の教育・保育サービスが提供されています。
- 乳幼児の心身の状態や保護者の就労形態に柔軟に対応できる多様な保育サービスが提供され、全ての子どもが健やかに育ち、小学校での生活や学びへ円滑につながっています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標 ^{※1}
保育所入所待機児童数	285人 (25年4月)	29人 (29年4月)	0人	0人
保育園利用者の満足度	89.8%	93.0%	95%	95%
認可保育所整備率	24.6% (25年4月)	37.3% (29年4月)	49.3%	55.3%

※1:総合計画・実行計画最終年度

就学前における教育・保育の充実

施策	事業	主な取組
就学前における教育・保育の充実	1. 保育施設等の整備 実 30重	(1) 私立保育園(認可保育所)の整備 P132 (2) 地域型保育事業の整備 P132 (3) 区立保育園(認可保育所)の改築・移転整備 P132 (4) 区立子供園の改築 P132 (5) 私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大 P132
	2. 保育の質の確保 重 新	(1) 保育施設の巡回相談・指導等 P133 (2) 区立保育園における中核園の指定 P133 (3) 保育士等の人材確保 P133 (4) 保育に関する利用相談・情報提供の充実 P133
	3. 多様な保育サービスの推進 実	(1) 障害児保育の拡充 P133 (2) 私立保育園における延長保育の拡充 P133 (3) 病児保育の拡充 P134 (4) 区立保育園における緊急一時保育の実施 P134
	4. 就学前教育の充実	(1) (仮称)就学前教育支援センターの整備・開設 P134 (2) 就学前教育研修の拡充 P134 (3) 幼保小連携推進校の拡大 P134

実…実行計画事業及び実行計画関連事業
 (平成29年度保健福祉計画改定時)
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
 (平成30年度保健福祉計画改定時)
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

1. 保育施設等の整備 **実** **30重**

「待機児童ゼロ」の継続に引き続き取り組むとともに、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境を整備するため、認可外保育施設の認可化移行を含め、計画的な施設整備により、認可保育所定員数を確保します。また、老朽化した区立保育園等の改築・改修を行っていきます。

(1) 私立保育園（認可保育所）の整備

公有地の活用を含め、私立保育園の整備を計画的に推進します。この取組を進める中で、認証保育所等運営事業者の意向等を踏まえ、認可外保育施設の認可化移行を支援していきます。

(2) 地域型保育事業の整備

地域型保育事業について、認可外保育施設の認可化移行支援を含め、地域の保育需要に応じた整備を推進します。

(3) 区立保育園（認可保育所）の改築・移転整備

老朽化した区立保育園について、公有地等も活用しつつ、計画的に改築・移転整備を行うとともに、その機会を捉えて必要に応じた受入定員の拡大等を図ります。

(4) 区立子供園の改築

老朽化した区立子供園について、計画的な改築を進めるとともに、その機会を捉えて幼児教育・保育環境の充実を図ります。

(5) 私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大

増加する保育需要に応えるため、私立幼稚園の意向を踏まえつつ、通常の教育時間の前後に保育を行う長時間預かり保育事業の拡大を図ります。

地域型保育事業

主に0～2歳児を対象とした、区市町村の認可事業。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育がある

●家庭的保育

家庭的雰囲気の下で少人数（定員5名以下）対象に保育を実施する

●小規模保育

認可保育所に比べ小規模な環境（定員6～19名）で、保育を実施する

●事業所内保育

区内の事業所が自社の従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を実施する

●居宅訪問型保育

病気や障害等の理由から、集団保育が難しい場合に、保護者の自宅ですべて1対1の保育を実施する

区立子供園

保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ、就学前の教育及び保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設

2. 保育の質の確保 **重** **新規**

計画的な整備により保育施設が急増している中、区内の全保育施設における保育の質の維持・向上を図る取組を総合的な視点から推進します。

(1) 保育施設の巡回相談・指導等

心理専門職や区立保育園の園長経験者が各保育施設を定期的・継続的に訪問（事前連絡なしの訪問を含む）し、保育士のスキルアップや保育内容、保育環境の向上に向けた助言や相談を行います。

このほか、公立・私立保育園等の保育士を対象とした保育の実務研修を行うほか、区内全保育施設を対象とした地域懇談会を開催し、各保育施設間で交流及び情報共有しながら相互に課題の解決が図れるように支援します。

(2) 区立保育園における中核園の指定

区立保育園の一部を「中核園」として位置づけ、地域における保育施設間の連携・情報共有等の促進等、保育内容の向上に向けた役割を果たします。当面は、7地域に1園ずつ指定することとし、その後の取組状況を踏まえて指定拡大等を検討していきます。

(3) 保育士等の人材確保

保育士等の処遇改善に要する経費の一部助成や就職相談・面接会の実施等により、引き続き、私立保育施設等における保育士等の人材確保と定着化を支援します。

(4) 保育に関する利用相談・情報提供の充実

地域子育て支援拠点である子どもセンター（各保健センター内に開設）において、身近な地域できめ細やかな保育相談や利用手続きを実施するとともに、地域の保育施設・保育サービスに関する情報の収集・提供の充実を図り、保護者のニーズに応じた施設・サービスの利用を支援します。

3. 多様な保育サービスの推進 **実**

保護者の就労の機会を確保するとともに、乳幼児が心身ともに健全に発達できるよう、障害児保育・延長保育・病児保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

(1) 障害児保育の拡充

増加している障害児保育の需要に応えるため、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、区立保育園における障害児指定園について、現在の8園に加え、地域バランス等を考慮して、新たに7園を指定します。

(2) 私立保育園における延長保育の拡充

保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、私立保育園における延長保育を拡充します。

(3) 病児保育の拡充

病気やけがなどにより、集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援を行う、病児保育の拡充を図ります。

(4) 区立保育園における緊急一時保育の実施

保護者の疾病や出産等の理由により、一時的に子どもの保育が出来なくなった際の緊急一時保育を、区立保育園全園で実施します。

4. 就学前教育の充実

乳幼児の発達段階に応じた成長のための支援を充実し、幼稚園や保育所から小学校に続く「学びの連続性を重視した教育」を推進します。

(1) (仮称) 就学前教育支援センターの整備・開設

区内全ての就学前教育施設に対する教育的支援と、保育者の育成支援を総合的・一体的に展開する拠点として(仮称)就学前教育支援センターを整備し、開設後は、発達障害児等に対する巡回支援を新たに開始するなど、関係機関と連携して、就学前教育の質の向上を図ります。

(2) 就学前教育研修の拡充

幼児教育の充実を図る観点から、区内の就学前教育施設の保育者を対象に実施している就学前教育研修について、幼児期の特別支援教育に関する内容の更なる充実を図ります。

(3) 幼保小連携推進校の拡大

幼保小連携(幼児と児童の交流活動、保育者と小学校教員の連携など)を一層推進するため、「杉並区幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」に基づく取組を主体的に進める幼保小連携推進校を小学校全校に拡大します。

施策 障害児支援の充実

現状と課題

- 医療技術の進歩等を背景に、地域で暮らす医療的ケアの必要な障害児が増加していることから、医療的ケアに対応できる未就学児対象の療育施設や就学児対象の放課後等デイサービス事業所の確保が必要です。さらに、通所施設に通うことが困難な重症心身障害児に対する療育の実施が求められています。
- 発達障害児が安定した生活を送ることができるよう、療育が必要な障害児を適切な支援先につなぐことが必要です。また、所属する幼稚園や保育所、学校等との連携に取り組み、障害児とその保護者を関係機関で協力して支える仕組みを作ることが必要です。
- 障害児通所支援事業所やその利用者が増加し、支援の質の確保が求められていることから、こども発達センターの地域支援機能を活用するなどし、支援者の支援技術の向上に取り組むことが必要です。

総合計画に定めた施策の目標

- 障害の種別や程度にかかわらず、乳幼児期から学校を卒業（18歳まで）するまで、切れ目のない支援（療育等）を身近な地域で受け、安心して生活をしています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標※1
療育が必要な未就学児の事業所通所率	54.4%	100.0%	100%	100%
保育所等訪問支援を行った区内施設の割合	—	97.2%	100%	100%
放課後等デイサービスに通所している重症心身障害児の率	3.2%	8.2%	15%	15%

※1:総合計画・実行計画最終年度

施策	事業	主な取組
障害児支援の充実	1. 障害児の発達相談 実	(1) 発達に遅れや偏りの心配のある未就学児の相談支援の実施 P137 (2) 医療相談・専門相談支援の充実 P137
	2. 療育支援の充実 実	(1) こども発達センターの療育支援の実施 P137 (2) 重症心身障害児通所施設わかばの運営支援の実施 P137 (3) 民間児童発達支援事業所の支援の質の向上 新 P137 (4) 重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の運営支援 P137 (5) 学齢期の発達障害児支援事業の充実 新 P137 (6) 発達障害児等の療育の充実 30新 P138 (7) 発達障害児の家族等への支援の実施 30新 P138
	3. 地域支援の充実 実	(1) 地域支援講座の実施 P138 (2) 保育所等訪問支援の実施 P138 (3) 関係機関・学校とのつながりづくりの推進 P138
	4. 障害児保育の実施	(1) 障害児保育の拡充(再掲) P133 (2) 保育対応型児童発達支援 30新 P138
	5. 学童クラブの整備・充実	(1) 特別支援児の受け入れ(再掲) P141

実…実行計画事業及び実行計画関連事業
 (平成29年度保健福祉計画改定時)
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
 (平成30年度保健福祉計画改定時)
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

1. 障害児の発達相談 **実**

発達に遅れや偏りの心配のある児童が、療育機関等の適切な支援先につながるよう発達相談の充実を図ります。

(1) 発達に遅れや偏りの心配のある未就学児の相談支援の実施

発達に遅れや偏りの心配のある未就学児が、適切な支援につながるように、子どもの発達状況を把握し、療育先等に係る相談や調整等を行います。また、一人ひとりの子どもの心身の状態や家庭環境等を踏まえた「杉並区障害児支援利用計画」を作成することで、療育先と子どもの所属集団との連携や保護者支援を実現します。

(2) 医療相談・専門相談支援の充実

専門的な相談を受けることで、本人や家族が安心して過ごせるよう支援します。また、児童精神科及び小児神経科の医療相談の対象に民間の児童発達支援事業所を加え、ことばや情緒面、運動機能に課題のある児童の療育について、医学的な指示や助言が受けられるようにしていきます。

2. 療育支援の充実 **実**

障害の種別や程度に関わらず身近な地域で療育が受けられるよう環境整備を進めます。

(1) こども発達センターの療育支援の実施

中重度の障害児を対象として個別または集団で、楽しく遊ぶ経験を通して心身の発達を促し、集団活動の中で社会性や協調性を身に付けていきます。

(2) 重症心身障害児通所施設わかばの運営支援の実施

医療的ケアが必要な未就学の重症心身障害児等が、身近な地域で十分な療育が受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばを委託により運営します。

(3) 民間児童発達支援事業所の支援の質の向上 **新規**

民間の児童発達支援事業所が、障害児の特性に応じた質の高い支援が行えるよう、「杉並区障害児支援利用計画」のモニタリングを活用し評価を実施するほか、地域支援講座や研修等への参加を促します。

(4) 重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の運営支援

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が、放課後等デイサービス事業所で安心して過ごすことができるよう、医療的ケアに欠かせない看護師の確保に係る費用の一部を助成します。

(5) 学齢期の発達障害児支援事業の充実 **新規**

学校での支援に加え個別に支援が必要な発達障害児を、学校と情報共有しながら、区が委託する学齢期発達障害児支援事業所等の適切な支援先につなげ、学習面やコミュニケーション、社会性の発達を促します。また、個別に異なる発達課題にあった療育が提供されるよう、委託事業者の確保に取り組みます。

(6) 発達障害児等の療育の充実 30新規

療育が必要な発達障害児等を、早期に児童発達支援事業所につなげられるよう、療育枠の確保を図ります。また、幼稚園、保育所に入園困難な障害児の療育先への通所手段を確保し、障害児とその保護者が地域で孤立しない環境をつくります。

(7) 発達障害児の家族等への支援の実施 30新規

同じ悩みをもつ保護者等が、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学んだり、仲間をつくることなどを目的としたペアレント・プログラムを実施し、子育ての精神的負担の軽減を図ります。

3. 地域支援の充実 実

こども発達センターの専門職による保育所等への訪問支援、地域の支援者等に向けた研修や講座の開催など、こども発達センターの地域支援機能を活用し、地域の支援力を向上させるとともに関係機関との連携を強化します。

地域支援

児童福祉法に規定される児童発達支援センター（こども発達センター）の機能で、障害児が通う施設の支援者等が、適切に支援ができるよう、相談や助言等を行うもの

(1) 地域支援講座の実施

発達障害児の支援者を対象に、障害についての知識と支援技術の向上を図るため講座等を企画実施します。また、地域に理解者や支援者をより広め、深めるための研修・講座を行います。

(2) 保育所等訪問支援の実施

保護者等からの要請により、専門職が保育園や幼稚園等を訪問し、集団生活を円滑に送れるよう園職員と連携を図ります。園訪問の事前の情報収集やカンファレンス、保護者へのフィードバックをより丁寧に行い各回の訪問を充実させます。

(3) 関係機関・学校とのつながりづくりの推進

「杉並区障害児支援利用計画」の相談に応じながら、保護者や関係機関と連携を図るとともに、就学前から就学後に切れ目なく支援が受けられるよう、学校へのつなぎの支援を行います。

4. 障害児保育の実施**(1) 障害児保育の拡充（再掲）** ➡133ページ**(2) 保育対応型児童発達支援** 30新規

医療的ケアが必要な重症心身障害児等の保護者が、就労しながら安心して子育てができる環境を整えるため、保育士や送迎手段の確保を支援するとともに、医療的ケアが必要な障害児の保育園への円滑な移行を支援します。

5. 学童クラブの整備・充実**(1) 特別支援児の受け入れ（再掲）** ➡141ページ

施策 子ども・青少年の育成支援の充実

現状と課題

- 次代を担う子ども・青少年が、視野を広げ、夢に向かって健やかに成長するためには、多様な体験・交流の機会を充実するとともに、それらに参加しやすい仕組みづくりが必要です。
- 女性の就業率の高まりを背景にした就学前の保育需要と同様に、年々増加している学童クラブの需要に的確に対応するとともに、より安全・安心な育成環境の整備が必要です。
- 子ども・青少年が、より幅広い支援を受けられたり、仲間づくりを進めることができるよう、放課後等の居場所の整備・充実が求められています。

総合計画に定めた施策の目標

- 子ども・青少年が、自主性・社会性などを身に付け、夢を描きながら健やかに成長するための支援の仕組みづくりが進んでいます。
- 学童クラブや放課後等の居場所の整備が推進され、地域の人や団体の支援を受けながら児童の健全育成環境の充実が図られ、安心して働きながら子育てができる環境が整っています。

総合計画に定めた施策指標の推移(実績)と目標

指標名	24年度実績	28年度実績	31年度目標	33年度目標※1
将来の夢・目標が定まっている子ども(高校生)の割合	62.0%	63.8%	73%	75%
学童クラブ待機児童数	70人 (25年4月)	199人 (29年4月)	0人	0人

※1:総合計画・実行計画最終年度

施策	施策推進の視点	事業	主な取組
子ども・青少年の育成支援の充実	子どもの居場所づくりの推進	1. 次世代育成基金の活用推進 実 P141	
		2. 学童クラブの整備・充実 実重	(1) 学童クラブの整備 P141 (2) 利用時間の延長 新 P141 (3) 特別支援児の受け入れ P141
		3. 小学生の放課後等居場所の充実 実重	(1) 児童館の運営 P142 (2) 小学校内での放課後等居場所事業の実施 P142
		4. 中・高校生の居場所の充実 実	(1) 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 P142 (2) 中・高校生の新たな居場所づくり P142
		5. 青少年の健全育成支援	(1) 地域・団体との連携による健全育成の推進 P143 (2) 地域子育てネットワーク事業の実施(再掲) P114 (3) 青少年問題協議会の運営 P143 (4) 青少年善行表彰の実施 P143 (5) 成人祝賀のつどいの実施 P143

実…実行計画事業及び実行計画関連事業
 〈平成29年度保健福祉計画改定時〉
重…重点的に取り組む項目
新…新規事業
 〈平成30年度保健福祉計画改定時〉
30重…重点的に取り組む項目
30新…新規事業

1. 次世代育成基金の活用推進 **実**

次世代育成基金を活用して、子ども・青少年が広く社会に関心を持ち、健やかに成長できるよう、自然・文化・芸術・スポーツなどの様々な体験・交流事業への参加を支援します。また、社会全体で子どもの成長を支援する考えの下、次世代育成基金活用事業助成制度に基づき、民間事業者から広く基金活用事業を募り、多種多様でかつ多くの子どもが参加できる機会を創出するとともに、基金趣旨の一層の周知と応援寄附募集の取組を推進します。

子どもの居場所づくりの推進（事業2～4）

子ども・青少年を取り巻く状況の変化等を踏まえて、より一層安全・安心で魅力ある、多様な居場所づくりを推進し、小学生及び中・高校生の健全育成支援の充実を図ります。

2. 学童クラブの整備・充実 **実** **重**

年々増加している学童クラブの需要に対応するとともに、より安全・安心な育成環境の整備・充実を進めます。

(1) 学童クラブの整備

増加する学童需要に対応するため、小学校内又は小学校に近接する場所への学童クラブの整備を進めるとともに、小学生の放課後等の居場所の機能などを移転した児童館施設を活用し、受入枠の拡大を図ります。

(2) 利用時間の延長 **新規**

保護者が安心して働きながら子育てできるよう、学童クラブの終了時間及び夏季等の学校休業期間中の開始時間の延長を実施します。

(3) 特別支援児の受け入れ

すべての学童クラブにおいて、障害等により特別な支援が必要な児童を受け入れるとともに、専門職による巡回指導等により、個々の特性に応じたきめ細かい育成を行います。また、重度の身体障害と知的障害が併さる重複障害児については、高円寺北学童クラブ（平成32年度に高円寺小中一貫教育校内に移転予定）において受け入れを図ります。

3. 小学生の放課後等居場所の充実 **実** **重**

既存の児童館の運営を充実するとともに、これまで児童館が担ってきた小学生の居場所の機能を小学校内へ段階的に移転し、より充実した育成環境の整備を推進します。

(1) 児童館の運営

児童館において、運動、工作、読書、音楽等の自由遊びの支援や、料理、野外活動、異世代交流等の体験を広げるプログラム、地域の伝統行事への参加等を実施し、小学生の放課後等の居場所の充実を図ります。また、全ての児童館で、あらかじめ登録した児童が、放課後に帰宅することなく学校から児童館に直接来館できる制度を実施します。なお今後、段階的に、小学生の居場所となる機能を身近な小学校等へ移転する取組を進めていきます。

(2) 小学校内での放課後等居場所事業の実施

小学生が小学校施設を活用しながら放課後を過ごす、放課後等居場所事業を段階的に展開し、子どもの健全育成支援の充実を図ります。実施に当たっては、既存の放課後子ども教室や学校・地域関係者、子育て支援団体等との連携・協働による事業運営を進めます。

4. 中・高校生の居場所の充実 **実**

児童青少年センター（ゆう杉並）の充実を図るとともに、中・高校生の新たな居場所づくりを進めます。

(1) 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実

中・高校生世代にとって、より利用しやすく、魅力ある居場所となるよう、中・高校生運営委員会をはじめとする利用者の意見等を聴きながら、児童青少年センター（ゆう杉並）の運営の充実を図ります。

(2) 中・高校生の新たな居場所づくり

（仮称）永福三丁目複合施設内に設置される地域コミュニティ施設及び図書館のスペースを活用し、中・高校生がいつでも気軽に集い、多様な世代と交流できる新たな居場所づくりを進めます。また、杉並第八小学校跡地で設置を検討している複合施設においても、同様の取組を検討していきます。

5. 青少年の健全育成支援

青少年が自主性・社会性・創造性等を高めながら健やかに成長できるよう、支援の充実を図ります。

(1) 地域・団体との連携による健全育成の推進

青少年の健全育成に取り組む地域団体等の活動を支援するとともに、それらの団体等との協働により、「すぎなみ舞祭」などの各種事業を実施することを通して、地域全体で青少年の健全育成を推進します。

(2) 地域子育てネットワーク事業の実施（再掲）➡114ページ

(3) 青少年問題協議会の運営

青少年問題に関する区の施策、事業に対して、必要な事項を調査・審議するとともに、区内の関係機関、団体との連絡調整等のために区長の附属機関として設置している青少年問題協議会を運営します。

(4) 青少年善行表彰の実施

善い行いをした青少年を表彰し、日常的に善行に努める気運を高め、青少年の健全育成を図ります。

(5) 成人祝賀のつどいの実施

新成人の門出を、地域社会全体で祝うとともに、社会人としての自覚を促すため、成人祝賀のつどいを実施します。

資料編

1. 保健福祉計画(平成27年度～31年度)の総括

杉並区では、基本構想に掲げる「健康長寿と支えあいのまち」「人を育み共につながる心豊かなまち」の実現に向け、保健福祉計画（平成27年度～31年度）の10の重点推進テーマを中心に組み組んできました。

No.	前保健福祉計画 重点推進テーマ
1	健康長寿の延伸に向けた心とからだの健康づくりを推進します
2	総合的・計画的にがん対策を推進します
3	認知症対策を核とした地域包括ケアを推進します
4	高齢者や障害者の多様な住まいを確保します
5	安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりを推進します
6	保育施設の整備と多様な保育サービスの提供を推進します
7	子ども・青少年の育成を支援します
8	障害者の地域生活支援策を強化し、自立を促します
9	生活に困窮する世帯の自立支援を強化します
10	災害時要配慮者支援を充実します

(1) 分野別の取組成果

【健康分野】

すべての区民が生涯にわたって健やかでいきいき暮らせる健康長寿の地域社会の実現を目指し、区では、「杉並区健康づくり推進条例」を制定し、区民、事業者、関係団体等と連携・協働して健康づくり施策を総合的に推進してきました。

がん対策として、新たに電算システムを活用したがん検診の受診勧奨により、受診率を向上させるとともに、生活習慣改善のための各種講座等やがん患者とその家族への療養支援に向けた相談支援等の充実に取り組みました。

また、心の健康づくりとして、精神疾患に対する正しい知識の普及啓発と気軽に利用できる心の健康相談の充実に努めました。

項目	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
自分は健康だと思う区民の割合*	%	86.3	85.9	87.5	87.2	83.5
区民健康診査(特定健康診査)受診率	%	48.5	48.4	48.1	48.2	48.8
がん検診受診者数	人	98,741	101,772	137,889	133,381	128,533
精神保健相談延件数	人	12,324	11,445	11,799	12,221	12,416

※出典：区民意向調査

【高齢者福祉分野】

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センター（ケア24）に「地域包括ケア推進員」を配置し、地域包括ケアシステムの推進体制の強化を図りました。併せて、平成28年度からは介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービス事業の円滑な移行・実施に取り組みました。

また、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」の養成や、認知症支援コーディネーターの配置等により、認知症を早期に発見し早期に専門医療につなげる仕組みづくりを進めるとともに、「在宅医療地域ケア会議」の開催等を通して医療や介護の連携強化の取組を行いました。

さらに、主に介護保険サービスを利用していない高齢者等を対象とした安心おたっしゅ訪問の実施、宅配業者等との覚書の締結によるあんしん協力機関の拡充等により、地域における高齢者の見守り体制の充実を図りました。

介護施設については、区内の特別養護老人ホーム整備に加え、静岡県南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホームを開設するとともに、認知症高齢者グループホームなどの施設整備を推進しました。

項目	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
特別養護老人ホーム確保定員	人	1,307	1,377	1,538	1,538	1,633
認知症高齢者グループホーム定員	人	274	319	337	420	474
認知症サポーター養成数	人	1,816	2,106	3,514	4,141	2,190
サポート医による物忘れ相談	件	56	48	54	78	75

【障害者福祉分野】

区独自のガイドヘルパーの養成など移動支援の充実を図ることで、障害者の社会参加の促進に努めました。また、ワークチャレンジ事業の充実や杉並区障害者雇用支援事業団等との連携により、障害者の就労・定着に向けた支援をしました。

さらに、相談支援体制の充実を図る中で、特に、高齢障害者に適切な対応ができるようケアマネージャーに研修等への参加を促し、障害特性や障害福祉サービスの制度の理解が深まるよう取り組みました。

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、平成30年3月に重度身体障害者支援施設を整備したほか、区有地を活用して、グループホームを含むさまざまな機能を持った重度知的障害者支援施設や重度身体障害者通所施設の整備を進めました。

平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、区では職員対応要領を策定し、行政サービスにおける合理的配慮の提供に向けた取組等を進めるとともに、区民等への普及・啓発を図りました。

項目	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
移動支援事業利用時間数	時間	127,028	128,796	135,541	143,109	151,029
年間新規就労者数	人	80	106	91	90	79
障害者地域相談支援センター相談件数	人	—	21,720	20,798	29,524	30,263
区内グループホーム数	所	41	42	45	44	47

【地域福祉分野】

平成27年度より生活困窮者自立支援法に基づき生活自立支援窓口（くらしのサポートステーション）を設置し、家計相談や学習支援事業（杉並中3勉強会&アドバンス）などにより、生活困窮者、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い、ひきこもり等の若者の自立支援を図りました。

また、福祉、就労、在宅生活など幅広い分野の相談機能を集約し、さらに、様々な分野の相談機関を後方支援する機能を備えた福祉と暮らしのサポート拠点として、ウェルファーム杉並複合施設棟を整備しました。

さらに、災害時要配慮者支援の充実を図るため、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）への登録促進や福祉救済所の指定を推進するとともに、災害時要配慮者の搬送に関する行動指針の策定や災害時要配慮者支援システムに入力する操作訓練を実施し、災害時要配慮者の安否確認を迅速に行える体制整備を促進しました。

項目	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
生活自立支援窓口相談件数	件	—	—	—	5,748	7,239
杉並中3勉強会&アドバンス	人	—	—	—	834	936
成年後見センター相談件数	件	1,844	1,755	2,465	2,538	2,524
苦情調整委員相談件数	件	18	14	43	32	33
福祉救済所数	所	14	15	17	19	22

【子ども家庭分野】

妊娠届時のゆりかご面接や出産後のすこやか赤ちゃん訪問など、妊娠期からのきめ細やかな相談を通して、親子の心身の健康支援を行うとともに、児童虐待の未然防止対策を推進しました。

また、増大する保育需要に対応するため、認可保育所を核とした保育施設整備を進めるとともに、障害児保育や延長保育の拡充や病児保育の実施箇所数を増やすことで、多様な保育サービスの提供を推進しました。

さらに、保育と同様に需要が増加傾向にある学童クラブについても、学校改築に伴う校内学童クラブの整備や受入れ拡大が必要な児童館内学童クラブの改修等を実施するとともに、放課後等居場所事業を開始しました。

また、未就学の医療的ケアが必要な重症心身障害児等の療育先を確保するため、重症心身障害児を対象にする児童発達支援事業所を設置し、障害の程度に関わらず身近な地域で安心して過ごすことができる環境を整えました。

項目	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
子育てを楽しんでいる割合※	%	79.1	79.7	80.4	83.8	77.3
保育所待機児童数(翌年4月時点)	人	285	116	42	136	29
延長保育実施園数(公立・私立:分園含む)	所	55	59	67	76	81
学童クラブ待機児童数(各年度4月)	人	44	70	49	87	84

※出典:区民意向調査

(2) 施策別の取組状況

施策	No.	項目	年度					備考	
			単位	24年度	25年度	26年度	27年度		28年度
高齢者の健康増進	1	健康づくりリーダー登録数	人	43	53	54	51	56	
	2	ヘルシーメニュー推奨店舗数	店	742	792	842	880	903	
	3	たばこ対策実施登録店舗数	店	596	794	823	897	1,003	
	4	メタボリックシンドローム予防・改善教室参加者数	人	267	221	314	330	277	
	5	専門医による精神保健相談件数	件	377	392	356	381	371	
地域医療体制の充実	6	救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)登録者数	人	2,197	2,417	2,573	2,759	2,903	累計
	7	在宅医療相談調整窓口相談件数	件	446	381	382	325	402	
	8	休日等夜間急病診療事業利用者数(固定・輪番)(医科・歯科・調剤)	人	23,207	23,056	24,345	22,830	24,948	
	9	医療安全相談窓口相談件数	件	569	627	541	559	624	
	10	結核患者に対する保健指導件数	件	2,892	2,177	2,026	2,084	1,512	訪問・電話・面接等(文書)
高齢者の社会参加の支援	11	長寿応援ポイント活動登録件数	件	1,210	1,267	1,327	1,411	1,451	
	12	高齢者の就業のための各種講座参加者数	人	515	431	545	413	431	
	13	高齢者の就業のための個別相談参加者数	人	102	89	88	78	58	
	14	いきいきクラブ会員数	人	6,186	5,811	5,612	5,557	5,500	
	15	いきいきクラブ数	クラブ	79	73	70	68	67	
	16	ゆうゆう館利用者数	人	455,869	459,227	429,061	447,040	450,252	

施策	No.	項目	年度					備考	
			単 位	24年度	25年度	26年度	27年度		28年度
高齢者の地域包括ケアの推進	17	地域ケア会議開催数	回	181	195	232	124	133	
	18	認知症コーディネーター相談件数	件	—	101	185	77	60	平成25年8月開始
	19	高齢者緊急通報システム通報機器設置台数	台	1,059	1,237	1,440	1,513	1,484	
	20	あんしん協力員数	人	573	567	581	580	564	
	21	ほっと一息、介護者ヘルプ延利用者数	人	635	2,719	5,367	7,278	7,862	
要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	22	介護老人保健施設定員	人	318	318	418	418	418	
	23	短期入所生活介護(ショートステイ)定員	人	207	217	239	239	244	
	24	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所登録定員	人	50	75	75	124	186	
障害者の社会参加と就労機会の充実	25	重度障害者通所施設数	所	6	6	6	6	6	
	26	職場体験実習利用者数	人	29	31	39	60	40	
	27	就労継続支援施設B型の平均工賃	千円	12,035	12,805	13,230	13,819	14,647	
障害者の地域生活支援の充実	28	サービス等利用計画作成率	%	—	37.0	68.8	88.4	97.3	
	29	障害者福祉サービス支給決定者数	件	2,787	2,910	2,939	2,930	2,998	
	30	グループホーム利用者数	人	141	158	149	155	171	

施策	No.	項目	年度					備考	
			単 位	24年度	25年度	26年度	27年度		28年度
地域福祉の充実	31	地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者数	人	8,775	7,835	9,377	9,468	9,762	
	32	個人避難支援プラン作成件数	人	6,471	6,493	6,709	6,990	7,197	
	33	くらしのサポートステーションを通して就労・増収した人数	人	—	—	—	107	108	平成27年度開始
	34	生活保護受給者に対する自立支援プログラム作成件数	件	1,162	1,304	1,378	1,283	1,078	
	35	成年後見制度区長申し立て件数	件	14	22	43	32	32	
地域における子育て支援の推進	36	ゆうキッズ事業参加者数	人	368,498	370,904	395,131	421,929	420,886	保護者を含む人数
	37	つどいの広場利用延家庭数	組	15,120	14,053	14,652	14,596	12,526	
	38	ひととき保育利用延人数	人	25,922	27,388	27,377	27,064	25,365	
	39	子ども・子育てメッセ来場者数	人	2,400	3,000	3,100	3,200	3,300	
	40	ファミリー・サポート・センター利用会員数	人	1,176	1,432	1,404	1,407	1,474	
妊娠・出産の支援の充実	41	特定不妊治療費助成件数	件	463	663	700	823	827	
	42	母親学級・パパママ学級受講者数	人	3,486	3,400	3,572	3,972	3,963	休日母親学級は平成26年度開始
	43	すこやか赤ちゃん訪問件数	件	4,141	4,247	4,361	4,595	4,474	
	44	訪問育児サポーター利用回数	回	126	154	213	260	191	
	45	あそびのグループ事業参加延親子数	組	321	537	578	596	597	平成25年度より、あそびのグループプラスを含む

施策	No.	項目	年度					備考	
			単 位	24年度	25年度	26年度	27年度		28年度
子育てセーフティネットの充実	46	ひとり親家庭相談件数	件	2,683	2,753	2,897	2,909	3,119	
	47	ひとり親家庭等 ホームヘルプサービス利用延回数	世帯	44	45	46	52	54	
	48	ゆうライン相談件数	件	1,430	1,575	1,330	1,271	911	
	49	児童虐待新規受理件数	件	256	500	406	436	374	
	50	子どもショートステイ利用延日数	日	492	685	704	820	886	
就学前における教育・保育の充実	51	保育定員数	人	7,118	8,037	8,997	9,709	12,057	翌年4月時点
	52	区内認可保育所数(分園含む)	所	63	70	81	87	106	翌年4月時点
	53	区内認証保育所数	所	20	21	23	25	24	翌年4月時点
	54	障害児保育在籍児童数	人	71	75	79	81	96	4月1日現在 (区立+私立保育園)
	55	病児・病後児保育登録者数	人	1,156	1,396	1,471	1,501	2,177	
障害児支援の充実	56	療育が必要な未就学児の 事業所通所率	%	54.4	86.6	100	100	100	
	57	保育所等訪問支援を行った 区内施設の割合	%	—	3.4	88	85	97.2	平成25年度開始
	58	放課後等デイサービスに 通所している重症心身障害児率	%	3.2	6.0	4.1	4.1	8.2	
子ども・青少年の育成支援の充実	59	次世代育成基金活用事業参加者数	人	143	148	207	256	740	
	60	学童クラブ設置数	所	49	49	50	50	49	
	61	学童クラブ受入枠数	人	3,923	3,967	4,218	4,304	4,370	
	62	成人祝賀のつどい参加者数	人	1,989	2,169	2,338	2,135	2,192	
	63	青少年善行表彰対象者数	人	143	169	186	182	234	

2. 杉並区健康づくり推進条例の規定に基づく目標及び指標

●全体目標：健康寿命の延伸

指標：健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）*1	
平成28年度実績(27年)*2	平成33年度目標
男性 83.3歳 女性 86.2歳	男性 84歳 女性 87歳

*1:健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均):65歳の方が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間の平均(東京保健所長会方式)

*2:()内は調査年

健康寿命の延伸を図るためには、疾病及び要介護状態の予防が大切です。そのためには、健康的な生活習慣を身につけ、更なる健康増進を図ります。

また、健康づくりは、個人の力では思うように進まないこともあります。そのため、健康づくりを支えるハード、ソフト面を含めた社会環境の整備を進めていきます。

分野1-1 身体の健康:生活習慣病の予防

生活習慣病のうち「がん」、「メタボリックシンドローム」及び「糖尿病」の発症予防、重症化予防を進めていきます。また、増加が予想される「COPD」*3等について普及啓発を図り、原因となるたばこ対策を進めていきます。

*3:COPD/慢性閉塞性肺疾患

目標	指標	現状値	平成33年度の目標値	数値の出典
がんによる死亡を減らす	がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口対10万人)	男性 95.6 女性 53.2 (平成27年)	男性 92.1 女性 51.4	人口動態調査 (杉並区集計)
	がん検診受診率 ※指標対象年齢を40～69歳とする(子宮頸がんは20～69歳)	胃がん 30.8% 肺がん 23.8% 子宮頸がん 48.2% 乳がん 57.1% 大腸がん 28.5% (平成29年)	胃がん 50% 肺がん 40% 子宮頸がん 50% 乳がん 60% 大腸がん 60%	杉並区生活習慣行動調査
メタボリックシンドロームの該当者を減らす	国保特定健診受診率	48.8% (平成28年度)	56%*4	(法定報告値) 特定健診
	国保特定保健指導利用率	12.2% (平成28年度)	35%*4	特定保健指導
	メタボリックシンドロームの該当者と予備群の割合	23.1% (平成28年度)	15.6%	事業実績
糖尿病の重症化を予防する	国保糖尿病患者数/有病率	患者数26,383人 有病率 19.2% (平成28年度)	増加を抑制する	国保レセプトデータ
	国保新規人工透析患者数	35人 (平成28年度)	減らす	事業実績
	糖尿病腎症に関する知識を有する者の割合	31.2% (平成29年)	80%	杉並区生活習慣行動調査
COPDについて知っている人を増やす	喫煙による健康影響としてCOPDを知っている者の割合	38.3% (平成29年)	80%	杉並区生活習慣行動調査

*4:杉並区国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画数値

分野1-2 身体の健康:健康的な生活習慣の獲得

健康を意識した食習慣、運動、適正な飲酒、禁煙等の生活習慣を獲得するために、全世代を通じて取り組みます。

目標	指標	現状値	平成33年度の目標値	数値の出典
適正な質と量の食事をとる人を増やす	主食・主菜・副菜をそろえて食べる者の割合	54.0% (平成29年)	80%	杉並区生活習慣行動調査
	朝食の欠食率	小学5年 男子0.9% 小学5年 女子0.6% 中学2年 男子2.8% 中学2年 女子1.9% (平成28年度)	0に近づける	東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査
		20～30歳代 男性29.1% 20歳代 女性13.2% (平成29年)	20～30歳代 男性15% 20歳代 女性15%	
	野菜の摂取量(1日当たり)350g(5皿)以上の者の割合(20歳以上)	8.3% (平成29年)	20%	杉並区生活習慣行動調査
	果物の摂取量(1日当たり)100g未満の者の割合(20歳以上)	49.1% (平成29年)	30%	
	減塩を心がける者の割合	65.9% (平成29年)	80%	
適正な体重を維持している人を増やす	小学校5年生の肥満傾向の児童の割合	5.8%	減らす	杉並区の学校保健統計
	小学校5年生のやせ傾向の児童の割合	3.1% (平成28年度)		
	20～60歳代男性の肥満者の割合	19.9%	減らす	杉並区生活習慣行動調査
	40～60歳代女性の肥満者の割合	13.2%		
身体活動・運動を増やす	20歳代女性のやせの者の割合	32.1% (平成29年)	22%	
	低栄養傾向(BMI*520以下)の高齢者の割合	22.7% (平成29年)		
	日常生活における歩数	(7000歩以上/日の割合) 20～64歳 男性40.5% 20～64歳 女性31.3% 65歳以上 男性29.2% 65歳以上 女性18.3% (平成29年)	増やす	杉並区生活習慣行動調査
		20～64歳 男性25.0% 20～64歳 女性23.0% 65歳以上 男性45.5% 65歳以上 女性42.6% (平成29年)	20～64歳 男性41% 20～64歳 女性29% 65歳以上 男性54% 65歳以上 女性47%	
習慣的に運動をしている者の割合	中学3年 66.7% (平成28年度)	中学3年 85%	東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査	
習慣的に運動をしている子どもの割合	38.2% (平成29年)	80%	杉並区生活習慣行動調査	
ロコモティブシンドローム*6の認知度				

生活習慣病のリスクを高める飲酒をする人を減らす	生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている者の割合	男性 22.4% 女性 11.1% (平成29年)	男性 20% 女性 10%	杉並区生活習慣行動調査
	未成年者の飲酒経験の割合	中学2年 男子8.6% 中学2年 女子5.9% 高校2年 男子16.6% 高校2年 女子11.6% (平成29年)	0%	中学生の飲酒・喫煙・薬物に関する調査
喫煙率を減らす	成人の喫煙率	男性 20.6% 女性 6.0% (平成29年)	男性 20.4% 女性 6.0%	杉並区生活習慣行動調査
	未成年者の喫煙率	中学2年 男子0.2% 中学2年 女子1.0% 高校2年 男子2.9% 高校2年 女子1.5% (平成29年)	0%	中学生の飲酒・喫煙・薬物に関する調査

*5: BMI: Body Mass Index(肥満指数)の略で体重(kg) ÷【身長(m) × 身長(m)】で計算する

*6: ロコモティブシンドローム: 「運動器の障害」により「要介護になる」リスクの高い状態になること

分野2 心の健康

うつ病などストレスが影響する心の病を予防するため、正しい知識を普及し、心の不調を感じた時は身近な人や専門機関への早期の相談を促すなど、心の健康づくりを進めていきます。

目標	指標	現状値	平成33年度の目標値	数値の出典
睡眠に障害を感じている人を減らす	睡眠が十分とれていない者の割合	36.3% (平成29年)	25%	杉並区生活習慣行動調査
ストレスを感じる人の割合を減らす	最近、1ヶ月間にストレスが大いにある者の割合	23.0% (平成29年)	減らす	杉並区生活習慣行動調査
	ストレスを感じて、相談した者の割合	67.1% (平成29年)	増やす	
自殺者数を減らす	自殺の死亡率(人口対10万人)	15.7 (平成27年)	減らす	人口動態調査 (杉並区集計)
	ゲートキーパー養成者数	831人 (平成28年度)	1,300人	事業実績

分野3 歯と口腔(こうくう)の健康

全ての区民が歯と口腔の健康を保ち、健康寿命を延ばして豊かな生活ができるようにしていきます。

目標	指標	現状値	平成33年度の目標値	数値の出典
むし歯のない人を増やす	3歳児のむし歯のない者の割合	89.7% (平成28年度)	92%	事業実績
	12歳児の一人平均う歯(むし歯)数	0.73本 (平成28年度)	0.5本	杉並区の学校保健統計
進行した歯周病がある人を減らす	40歳重度歯周疾患有病者率	39.5% (平成28年度)	25%	事業実績
	定期的な歯科健診を受けている者の割合	45.6% (平成29年)	65%	杉並区生活習慣行動調査
	糖尿病が歯周病のリスクであることを知っている者の割合	22.7% (平成29年)	増やす	
	喫煙が歯周病のリスクであることを知っている者の割合	30.8% (平成29年)	増やす	
何でも噛んで食べることができる人を増やす	何でもよく噛める者の割合(60歳代)	78.9% (平成29年)	85%	杉並区生活習慣行動調査
	80歳で20本以上自分の歯を持つ者の割合	47.4% (平成24年)	増やす	杉並区健康長寿モニター事業初年度調査(郵送調査)

分野4 健康づくりを支える社会環境

健康な生活ができる環境を整備していくとともに、健康づくり活動を主体的に行う、区民、関係団体、企業等が増え、地域の健康水準を上げていきます。

目標	指標	現状値	平成33年度の目標値	数値の出典
健康な生活ができる環境を整える	ヘルシーメニュー推奨店数	869店 (平成28年度)	1,200店	事業実績
	喫煙対策実施登録飲食店数	397店 (平成28年度)	650店	
	食中毒の発生件数	4件 (平成28年度)	減らす	
地域のつながりを醸成する	健康づくり活動に参加した者の割合	16.8% (平成29年)	50%	杉並区生活習慣行動調査
	社会活動に参加した者の割合	58.1% (平成29年)	増やす	杉並区区民意向調査
	スポーツボランティア活動をした者の割合	7.5% (平成29年)	35%	
高齢者の社会参加を増やす	長寿応援ポイント登録活動数(累計)	1,451件 (平成28年度)	(平成31年度)*7 1,870件	事業実績
	高齢者の外出頻度(週3~4日以上)の割合	86.7% (平成28年度)	増やす	杉並区高齢者実態調査

*7:杉並区実行計画(平成29~31年度)数値

杉並区保健福祉計画

平成30～33年度(2018～2021年度)

平成30年度(2018年度)改定版

平成31年2月発行

登録印刷物番号

30-0094

杉並区保健福祉部管理課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111(代)

●杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>